

令和6年6月愛荘町議会定例会会議録

令和6年6月10日（月）午前9時00分開議

議事日程（第2号）

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 5号 令和5年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 3 承認第 1号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 4 承認第 2号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 5 議案第35号 愛荘町消防団条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第36号 令和6年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第37号 令和6年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第38号 令和6年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1
-

出席議員（14名）

- | | |
|--------------|---------------|
| 1番 久保田 正 利 君 | 2番 小 菅 久 宣 君 |
| 3番 中 川 喜代和 君 | 4番 澤 田 源 宏 君 |
| 5番 村 西 作 雄 君 | 6番 村 田 定 君 |
| 7番 上 田 太 治 君 | 8番 高 橋 正 夫 君 |
| 9番 外 川 善 正 君 | 10番 河 村 善 一 君 |
| 11番 瀧 すすみ江 君 | 12番 竹 中 秀 夫 君 |
| 13番 辰 己 保 君 | 14番 森 野 隆 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	有村国知君	副町長	杉本甚治郎君
教	育	徳田 寿君	兼教育振興課長事務取扱	陌間秀介君
兼企画政策監兼みらい創生課長事務取扱		西川傳和君	兼総務政策監	生駒秀嘉君
兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱		木村美紀君	兼会計管理者	北川三津夫君
福祉政策監兼健康推進課長事務取扱		田中孝幸君	兼産業政策監	久保川瑞穂君
兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱		藤野知之君	兼商工観光課長事務取扱	山本拓也君
経営戦略課長		小林充周君	兼行革・DX推進室長	増居志穂君
人権政策課長		楠 真二君	兼公共施設最適配置推進室長	藤澤雅史君
福祉課長		阪本 崇君	くらし安全環境課長	羽田順行君
住民課長		奥村 晃君	子ども支援課長	水谷徹也君
農林振興課長			税務課長	
学校教育担当課長			建設・下水道課長	
			生涯学習課長	
			兼国スポ・障スポ開催準備室長	

事務局職員出席者

議会事務局長 森 まゆみ 書記 伊谷 一 真

開議 午前9時00分

◎開議の宣告

○議長（森野 隆君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（森野 隆君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（森野 隆君） 日程第1 一般質問を行います。

今期定例会は11名の一般質問通告があり、本日は8名の一般質問を行います。

議会改革条例に関する要領の第9条の7において、質問時間は答弁時間を除き30分以内とし、一括方式の質問回数については3回まで、また30分を経過した場合、その質問が終了するまで認めとなっておりますので、よろしく願いいたします。それでは、順次発言を許します。

◇ 村田 定君

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 皆さん、おはようございます。6番、村田定です。一般質問を行います。一問一答でお願いをいたします。大きく今回3点について御質問いたします。

まず1点目、街道交流館・湖東三山あいしょうについてお尋ねをします。

令和5年12月定例会における指定管理者案否決は大変残念で、賛成票を投じた私自身も、否決がもたらす影響についてもっと深く考えて対応すべきであったと大いに反省をしています。その反省に上立って質問します。

5月24日、6月定例会の町長提案趣旨説明の冒頭でも、住民に迷惑をかけている、心配をかけていると挨拶されましたが、住民はどのように受け取ったのでしょうか。

まずそこで、街道交流館について3点質問します。

まず1点目、三和サービスにとっては、過去6年間に住民に利用され、それなりの

実績を上げてこれからというときに、しかも正当な手続によって選ばれたにもかかわらず撤退を余儀なくされたことは、きわめて理不尽なことです。同社の愛荘町に対する信頼を大きく損なっただけでなく、仮に将来、再び指定管理者を公募しても、今回顛末は業界の知るところとなって、応募してくれる事業者はないと思われま。三和サービスと利用者である住民に及ぼした影響と対応についてお尋ねをいたします。

○議長（森野 隆君） 政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 平成30年にオープンした中山道愛知川宿街道交流館は、当初から指定管理者制度により民間業者に管理運営をお願いしておりました。令和6年4月以降についても、指定管理者制度により管理運営を行うべく事務手続を進めておりましたが、指定管理者の指定につき議決を求める議案について、令和5年12月議会において否決となりました。

昨年の12月議会以降、住民の方々や指定管理候補者への影響が最小限になる方法を模索してきましたが、4月からは町が直営で管理運営することとなったところです。

昨年選定された指定管理候補者への影響については、ルールどおり愛荘町の発展のためにいただいた貴重な御提案が指定管理者として発揮できる場所がなく、提案のために費やしていただいた御苦勞が報われない結果となり、町との信頼関係に影響を及ぼしたのではないかと感じており、誠に申し訳なく思っております。

町民をはじめ利用者への影響については、飲食提供施設を閉鎖したこと、指定管理者が行っていた自主事業が終了したこと、利用料金等について皆様から御意見を頂戴しており、施設の利用面において影響が出ているところです。

その対応としては、飲食提供施設については、愛荘町観光協会のお力添えによりカフェを運営し、5月10日にプレオープン、6月6日には本格的にオープンいただきました。また、自主事業については、講師先生の御協力により講座を開設いただいているところです。

○議長（森野 隆君） 村田 定君。

○6番（村田 定君） 次、2問目、住民にとっては何も知らされず、何ら意見を求められないまま数少ない場所の1つを失ったこととなり、議会や行政に対する住民の不信感が高まりました。6月から観光協会が運営されることになりましたが、三和サービスと同等、もしくはそれを超えるサービスを住民に提供できる目算はあるのでしょうか。

平成29年12月定例会一般質問において、当時の産業建設部長は、今日まで愛荘町観光協会を指定管理者と考えていたが、管理業務が多岐にわたる複合施設であることから、民間業者を対象に公募していると答弁しています。その後、観光協会にどのような能力向上があったのかお尋ねをいたします。

○議長（森野 隆君） 商工観光課長。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 指定管理者制度において、施設全体を包括して管理運営されていた民間事業者と、現在、飲食提供施設のみを運営いただいている愛荘町観光協会とを単純に比較することはできません。

飲食提供施設を運営いただいている観光協会については、今年3月末に閉館して以降、飲食提供施設の再開に向けて、5月10日にはプレオープン、6月6日には正式なオープンと、短期間で準備を整えていただきました。

このことは、観光協会の方々の力の結集の成果であり、町の直営ではなし得なかったことであると感じております。飲食提供施設の再開に際し、御尽力いただいた関係各位に改めて感謝申し上げます。

○議長（森野 隆君） 村田 定君。

○6番（村田 定君） 再質問を行います。当初、私たちも観光協会が受けられるということでの工事着手ということを知っておりまして、実際にそのように公募にされたというふうなことでございます。これは、そういう形で進んでたために、やはり公募期間も一定期限がなかったために、非常に短期間でされたというようなことでございます。これは、町が積算しておりました指定管理者料金と観光協会が考え出された金額が非常に違ったということが、私は1つの原因ではないかなというように思います。

その中で、急遽公募したことによって三和サービスということで指定管理がなったわけですが、それ以後、交流館条例というのが制定されてます。交流館条例の中で、第3条には7つの業務を行うということで条例はされてますが、今6月6日にオープンされましたけども、やはりこの条例どおりいってないというのが現状なんです。ですから、この1年間直営でやると言われましたけれども、それでもやはりこの条例はその間どうするんかということを検討されたのかどうか。特に着地滞在型観光の推進というのを大きくうたってあるんですけども、愛荘町の宿というのを見ますと、近江屋さん、それと味吉屋さん、それと長野にある旅籠屋さん、そしてもう1点はこの街道交流館、町内には4施設しかないんです。それを発信してます。ですから、県

外から泊まれる人は、そのホームページを見て問合せがあると。現に4月以降もそういう宿泊の申込みもありまして、今やってませんというふうな回答もされてます。そういったことに対する考え方はどうなのかということをお尋ねしたいと思います。

それと、前段申し上げました指定管理料の町の積算と観光協会との差異があったということは御存じなのか、それに対してはどういうふうに対応されたのか。

それともう1点、最後に観光協会のあるべき姿は、私は営利目的ではなく観光発信であると思います。それについて課長の答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） 商工観光課長。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） ただいま、村田議員から何点か御質問があったと思いますが、順次お答えをさせていただきます。

まず、管理運営に関する条例のことですが、村田議員おっしゃっていただきますように、街道交流館については次に掲げる業務ということで7つの業務を上げさせていただきます。その中には地域情報及び広域観光の情報発信や展示に関する事等、観光に関したことなりのところが挙がっております。今、村田議員御指摘のとおり、着地滞在型観光の推進に関することにつきましては、今現状、ふれあい本陣のほうでは宿泊について中断しているというようなところで、少しこの辺のところに影響が出ておるのかなというふうに思っております。この点につきましてはまた皆様方と御協議させていただきながら、ああいった施設を有効に使っていかなければいけないというふうに感じております。

また管理料に関してでございますが、こちらにつきましては差異があったのかというようなところでございますが、町といたしましても収入の予測と支出の予測をさせていただいて指定管理料を算定させていただくというようなところで、実際、差異があったのかなというところがございますが、実際、運営していただけたところがあるというようなところで、その額に関しては大きな誤りではなかったのかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 最後に申し上げました観光協会のあるべき姿、これについて、課長、しっかりと考え方を教えてください。

○議長（森野 隆君） 商工観光課長。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 観光協会の在り方というようなどころでございますが、もちろん観光行政、私たちやっております商工観光課と観光協会がタッグを組みまして、愛荘町に来ていただける方をいかに増やしていくかというようなどころ、また観光協会につきましては民間事業者と少し違ったところがありますので、そういったところが自分たちの努力でいろいろとやっていただいているところについて、町としても一緒に共に観光行政を進めてまいりたいなというふうに思っております。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 次に3点目、平成30年から6年間における費用対効果（指定管理者料及び町の負担費用、三和サービスの収支、まちづくりの効果等）をできるだけ具体的な数字で教えていただきたいと思っております。

併せて問題点も教えてください。お願いします。

○議長（森野 隆君） 商工観光課長。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 平成30年から昨年度の実績につきましては、指定管理料でございますが、指定管理者料は平成30年2,280万9,000円、令和元年度2,816万8,000円、令和2年度から3年度、4年度、5年度の4か年につきましては同額でございます、それぞれ2,842万6,000円でございます。

飲食や宿泊貸館等の収入でございます。平成30年度544万7,000円、令和元年度905万1,000円、令和2年度687万4,000円、令和3年度783万8,000円、令和4年度855万8,000円、令和5年度960万6,000円でございます。

支出額につきましては、平成30年度2,883万6,000円、令和元年度3,715万7,000円、令和2年度3,443万9,000円、令和3年度3,853万円、令和4年度3,826万8,000円、令和5年度3,805万4,000円でございます。

来場者数でございますが、平成30年度3万1,245人、令和元年度4万7,418人、令和2年度1万8,103人、令和3年度2万300人、令和4年度2万673人、令和5年度2万2,472人でございます。

宿泊者数でございます。平成30年度51人、令和元年度179人、令和2年度76人、令和3年度103人、令和4年度127人、令和5年度184人でございます。

オープン2年目には飲食等の収入を増加させておりましたが、3年目以降はコロナ禍の影響を受けており、数値による比較、評価は難しいところとなりました。6年目の令和5年度ではコロナ禍前の水準に戻っており、これから期待できると感じていたところではあります。

本年4月に町の直営になってからの住民の方々の声を紹介させていただくと、「飲食提供施設の閉館について、自主事業がなくなったことについて特に残念である」との声が多くありました。

このような住民の方々の声は、今まで指定管理者として街道交流館を管理、運営いただいていた民間業者が地域の方々のために御尽力いただいた結果の表われであると感じているところです。

問題点としては宿泊者数の実績が少ないことが挙げられますが、令和3年度以降、着実に増えてきたことから、宿泊事業の中止は残念な状況でございます。

以上です。

○議長（森野 隆君） 村田 定君。

○6番（村田 定君） 次に湖東三山あいしょうについて、3点質問します。

1点目、選定されたシダックス大新東ヒューマンサービスと利用者である住民に及ぼした影響と対応について、できるだけ具体的に教えてください。

2点目、平成26年11月1日のオープン以降、観光協会が運営してきた期間における費用対効果及び問題点を具体的に教えてください。

3点目、今後、3枚看板のうち、食事と土産についてはどのような計画を持っているのか。また、東の玄関口として一日も早く開館することが必要と思いますが、まずその3点についてお尋ねをいたします。

○議長（森野 隆君） 商工観光課長。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 先ほどの中山道愛知川宿街道交流館の答弁の繰り返しになりますが、愛荘町の発展のためにいただいた貴重な御提案が指定管理者として発揮できる場所がなく、提案のために費やしていただいた御苦労が報われない結果となり、町との信頼関係に影響を及ぼしたのではないかと感じており、こちらについても誠に申し訳なく思っております。

町民をはじめ、利用者の方々への影響としては、飲食提供の中止や土産物の販売の中止、指定管理者が行っていた自主事業が終了したことについて、皆様から様々な御意見を頂戴しているところです。

飲食の提供や土産物の販売の再開については課題と認識しており、今後、議員の皆様とも協議を進めてまいりたいと考えております。

2点目ですが、1年の延長を含む前回の指定管理期間の実績についてですが、まず指定管理料でございます。令和2年度1,096万4,000円、令和3年度980万9,000円、令和4年度965万2,000円、令和5年度1,036万円でございます。

物販飲食の収入でございます。令和2年度2,852万5,000円、令和3年度2,617万円、令和4年度2,993万5,000円、令和5年度2,526万7,000円でございます。

支出額、令和2年度3,893万円、令和3年度3,698万7,000円、令和4年度3,995万9,000円、令和5年度3,580万5,000円でございます。

来場者数でございますが、令和2年度9万4,211人、令和3年度10万1,245人、令和4年度10万8,238人、令和5年度8万6,566人でございます。

開館当初から令和4年度にかけて指定管理料を年々減少しており、費用対効果の向上を図ってまいりました。月1回開催されていたイベントについても工夫を重ねられ、集客増の取組をされていたところです。

村田議員におかれては、いろいろな場面で集客や売上の向上に寄与いただき、心より感謝を申し上げる次第でございます。

指定管理者制度においては、特に一般の消費者や利用者を対象とするB to Cの性格を持つ事業において、指定管理者に意欲的、創造的に事業運営に取り組んでいただき、売上増と利益確保を頂くことにより、ノウハウを持たない町行政が直接運営を担うよりも、運営費の低減を適切な指定管理料の設定によりもたらすことが可能です。ただし、指定管理料の設定の後に、コロナ禍のような予期せぬ事態が起こった場合については、管理運営に支障をきたす場合があります、課題となってきます。

3つ目でございます。現在、観光案内、ドッグラン、レンタサイクル、自動販売機設置など、一部の業務を町により直営しており、食事の提供と土産販売については行っていない状況です。

先ほど近年の利用状況について答弁いたしました。食事の提供と土産販売の収入額については一定額が挙がっており、利用ニーズがあることが確認できます。

また、スマートインターチェンジの出入口という立地的に好条件の場所で町の東の玄関口であるため、早期の有効利用が求められるものです。

現在、議会の総務産業建設常任委員会においても調査研究いただいております。町としても議員の皆様と協議させていただきながら方向性を決めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 再質問いたします。両課について言えるのは、観光の発信基地として、東口、西口として明確にされておられます。現在、任用職員の方がそれぞれあいしょう館もこちらの本陣のほうも1日1日交代で行っておられますが、その方がおっしゃるのには、やはりきっちりとした説明ができないと。やはり、三山館なんかは毎日多くの方が来られます。特にゴールデンウィーク、私も前半戦を行了きましたけども、4日の日なんかはマックス多かったというふうに聞いてますし、お隣2キロ先には町の甲良の道の駅がございます。あそこへ行きますと、もう満員でドッグランもいっぱい、もう駐車場も置くところもない、他県ナンバーが非常に多いと。それで、奥に観光協会がありますので、観光協会の方にお話ししますと、非常に愛荘町の三山館が閉鎖されたことは残念だと、道の駅としてバッティングしてるんじゃないかと、お互い情報交換できるというふうなことで、非常に今まで教えてこられたし、また教えてきたというふうなことで相乗効果があったということで、一体どうされるんですかというふうに聞かれても、私としては今もう方針が出てないので申し上げられないということで、一日も早い開館を望まれているのは事実でございます。

先ほど答弁にもございましたように、スマートインターチェンジの出入口ということで非常に好条件の位置ですし、また例えばJRにしても近江鉄道にしても、もう駅だと思うんですね、入口というのは駅だと思います。そこでやはり多くの方が往来されます。そこで閉館となっていることに関して、非常に町内外でマイナスイメージを与えております。これは早急に対応していかなければならないと思います。特に湖東三山の場合は毎日40人前後の人が来られて、土産買いに来たとか、食事に来たとか、知らないから来られるんですが、町内には周知されてますけども、町外には発信されてないので、寄られる方が非常に残念がって帰られる、私もよく言うんですが、本当

に残念がって帰られていかれます。そういったことを実際見ていただきたい。町長も5月30日には実際に行っていて、私もその後行ったんですけども、非常に担当も気にしていただいているということで喜んでましたけども、そういうことで早急にやはりそこらのところはお願いしたいと思います。

それと、先ほどもお話しあったように、高速道路の入口であるということですけども、来年には国体が開かれます。国体の選手はほとんどあのインターを通じて往来をされるということで、それまでには愛荘町の1つの姿をきっちりと示していただくようお願いしておきたいと思います。

次に、町長にお尋ねします。

街道交流館及び湖東三山あいしょうについて、議会と行政は今までの経緯、成果と問題点、今後の対応を住民に迅速かつ丁寧に説明するべきではないでしょうか。議会だよりやお知らせだけでは極めて不親切です。住民が自分の住んでいる町に関する情報を商業新聞からしか得られないことは全く異常な事態です。議会も行政も説明責任を互いに押し付け合っている場合ではありません。愛荘町のマイナスイメージを一新し、信頼回復に双方が努力義務を果たさなければならないと考えます。町長のお考えをお伺いします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 中山道愛知川宿街道交流館と湖東三山館あいしょうの運営につきましては、町民の皆様にご心配をおかけしているところでございます。

先ほど来、担当課長から、昨年選定された指定管理の候補者や住民の皆様への影響、今までの費用対効果や問題点、今後の計画等について答弁させていただきました。現在は町による直営で管理運営をさせていただき、住民の皆様への影響が少なくなるよう取り組んでいるところです。

何よりも、中山道愛知川宿街道交流館の飲食提供施設については、愛荘町観光協会の御尽力により6月6日に66カフェとしてオープンさせていただきました。関係の皆様へ感謝申し上げますとともに、町民の皆様にはどうぞごぞって御利用を頂きたいと思っております。

湖東三山館あいしょうにつきましては、スマートインターチェンジの出入口という場所でありながら、飲食の提供や物販ができておらず、残念な状況であると承知をしております。

現在、議会の総務産業建設常任委員会において、調査研究のテーマに御設定を頂いており、町としても議員の皆様と協議させていただきながら方向性を決め、住民の皆様に周知してまいりたいと存じております。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 愛荘町としては大変マイナスイメージ、残念なイメージでございます。正当な手続をしたにもかかわらず指定管理が否決されているのは極めて理不尽だと思います。そこらのところを本当にしっかりとこれから対応していくようにお互いに力を合わせてやっていかなければ、マイナスイメージの払拭はできないというふうに思っております。

それでは、大きく2点目に移ります。

愛荘町町制20周年記念事業についてお尋ねをいたします。

平成18年（2006年）2月13日に2町が合併し、来年度（2025年度）町制施行20周年の節目を迎える年度となります。愛荘町制20周年に合わせて、2025年度1年を通して記念事業を展開する必要があると考えます。町の歩みを振り返り、郷土への誇りと愛着を深め、さらなる発展につなげることを狙いとして、今後のまちづくりを担う次世代への継承する機会と位置づけるために、広く町民の皆様や民間の団体並びに多くの関係組織から意見やアイデアを募る機会を設けるためにも、今から計画して議論を始める必要があると考えます。

そこで以下の提案をさせていただきますので、担当課長及び町長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

まず1点目、町や町教育委員会、共催する記念事業の趣旨や目的に沿った事業に対して、事業（イベント）名に愛荘町町制施行20周年事業などの冠称を付けて町を盛り上げるということについてお尋ねをいたします。

○議長（森野 隆君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前9時34分

再開 午前9時35分

○議長（森野 隆君） 休息前に引き続き議会を開きます。

○議長（森野 隆君） それでは、みらい創生課長、お願いいたします。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） まず、本定例会の場において、町制20周年記念に関する御質問を頂きましたことを、ありがとうございます。

町といたしましても、詳細な事業の検討までには至っておりませんが、町制20周年という節目を迎えるに当たりぜひ実施していこうということで、先般の政策推進会議の場において合意形成を図ったところでございます。

一つ一つの御質問に対し、現時点において詳細にお答えすることは困難な部分もございますが、町の持続可能な発展に向け、前向きに御答弁させていただきたいと考えております。

町制20周年を記念して、町が実施する事業をはじめ、町内で御活躍される地域団体等が実施される事業に冠を付けることは、町の全体としての機運醸成にもつながるものと考えており、非常に重要な仕掛けであると考えております。

議員御提案の趣旨を踏まえまして、引き続き町を盛り上げる事業等を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 次、2点目、行政各課にはそれぞれ具体的な冠事業の提案をしていただき、担当課だけに任すのではなく、職員全体が一丸となってアイデアを出すことによって町民全体の機運を高めると思います。そのことについてお尋ねをいたします。

○議長（森野 隆君） みらい創生課長。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 議員御提案のとおり、職員が一丸となってアイデアを出す、検討していくことが、町全体の機運の醸成につながるものと考えております。

式典等の担当課であるみらい創生課が中心となり、庁内横断的に検討できるプロジェクトチームを組成し、町制20周年記念を盛り上げる様々な事業等を企画立案していきたいと考えております。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 次に3点目、関連組織や民間の団体が実施する事業についてのアイデアを公募する、対象は町内を活動拠点とする団体とし、多くの町民が参加でき、まちづくりに役立つ事業を公募する。

次、4点目、記念事業を推進するため、町民参加の20周年記念事業推進委員会（仮称）を立ち上げて、応募された事業を審査する、採択された事業には経費の一部を町が補助することによって相乗効果を高め、町としての一体感で地域を盛り上げるということについての答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） みらい創生課長。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱（西川傳和君） 議員御提案の趣旨でございますように、町制20周年を盛り上げていくためには、地域団体や民間団体等、様々な主体に御参画いただくことが肝要であると考えます。

記念事業の中には、ボランティアで実施していただけるもの、また町の補助金を受けて実施したいと考えておられるものなど、御提案いただける内容は様々であることが予測できます。

既存制度のまちづくり活動支援事業補助金は、豊かで活力あふれるまちづくりを進めるため、地域団体の皆様が主体的に取り組まれる活動に対して、1団体10万円を上限に支援を行っておりますが、本補助制度の時限的なりニューアルも含め、幅広いニーズに対応していける体制づくりを検討してまいりたいと考えております。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 5点目として、また国スポ・障スポの開催が2025年度に開催されます。国スポ・障スポ実行委員会とのコラボレーションすることが必要と思います。

6点目、さらに20周年限定のロゴマークを作成して各種イベントに活用することにより、店舗やチラシ等で機運を高めると思いますが、それについての答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） みらい創生課長。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱（西川傳和君） 昭和56年に開催されたびわこ国体から44年ぶりの開催を控える国スポ・障スポ2025と、町制の節目となる20周年を同じ年に迎えることができることに何か運命的なものを感じるところでもあり、非常に喜ばしいことであると捉えております。

せっかくの機会といいますか、二度とない機会となりますので、町といたしまして

も、コラボレーションの在り方は検討したいところで、議員からも限定のロゴマークの御提案を頂きましたが、町も構想段階としてロゴマークの制作を考えていたところでございます。

国スポ・障スポでは、アーチェリー競技が愛荘町で行われます。例えば、そのアーチェリーの弓をモチーフにした新たな町のイメージアップマークを町内外に広く発信、募集し、令和7年度1年間のみ限定的に使用して、国スポ・障スポと町制20周年の機運づくりに寄与させていただけないかと考えていたところでございます。

これらは現時点での構想段階の案となりますので、具体化に向け、またほかにもコラボレーションできることはないかなど、国スポ・障スポ実行委員会の皆様の御意見もお聞きしつつ、広く検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 7点目、広報関連では、周年事業への参加を促すため、町のホームページやLINE、広報紙などで広報特集を掲載するなど、各種媒体を用いて積極的に情報発信し、町の魅力を町内外に広く伝えるチャンスだと思います。それについてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） みらい創生課長。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱（西川傳和君） 議員の御提案のとおり、様々な媒体を有効に活用いたしまして、愛荘町の魅力を広く発信してまいりたいと考えております。

さらに、近年、町事業におけるFM局とのつながりも増えてまいりました。民間事業者等との連携も非常に有効な手段となりますので、効果的に伝えていくという手段についても、可能性を含め広く検討してまいりたいと考えております。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 今、御答弁いただきました中で、まだまだ期もあるということでございますが、やはり今から計画をしっかりと立てて、成功に結び付けての事業を推進していただきたいと思います。通常そういった式典は、功労者表彰とか形式的なことに終わっていることが多いと思います。ですので、今回この20周年の節目はそういったものに終わらずに、年間を通して町民挙げて、そういう記念事業、いろんなところで盛り上げていただきたいということで、今からそういう計画をぜひ担当課また全職員が1つの方向性を持っていただいて、成功に結び付くようにつなげていた

できればと思います。

次に町長にお尋ねします。

コロナ禍で15周年事業は実施できませんでしたが、20周年は町にとって大変重要な節目の年です。地域を盛り上げる絶好のチャンスだと思います。令和7年度の重点施策の1つに位置づけるくらいの意欲を持って取り組んでいただきたいと思います。また、予算規模についても、財政が大変厳しい中ではありますが、愛荘町グラウンドデザイン2040に示された未来の実現に向けた取組の一步として十分考慮していただきたいと思います。町長のお考えを、答弁をお願いいたします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） これまで担当政策監が御答弁を申し上げてまいりましたが、議員の御質問や御提案の趣旨をお聞かせいただき、住民の皆様と改めてこれまでの町の歴史に思いを致し、そして未来に向けてその歩みをより確かなものにしていこうとお考えいただいておりますことと感じ、感謝を申し上げる次第でございます。

人間が歳を重ねていくように、自治体も年を重ねます。愛荘町制が誕生し20周年、人間であれば二十歳を迎えるという1つの大変大きな節目となるものでございます。

町制20周年を迎えるということは、これまでの20年の歩みを振り返り、更にこの先20年後を見据えた持続可能なまちづくりを進めていく上で節目にもなるものと考えております。

町制20周年記念事業を契機とし、町政のさらなる発展に向け歩んでまいりたいと考えており、議員からの御提案も踏まえまして、職員と一丸となり、更に町内で御活躍の地域団体等との皆様と協議をし、さらなる町政の発展に向け、未来志向のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 今ずっと御答弁を頂きまして、前向きに検討いただいていることについて感謝を申し上げます。まず、事業をするには予算がなければできません。ですので、令和7年度の予算にもう既に9月から予算折衝が始まると思いますが、やはりこの町挙げてのこのイベント、事業として取り組んでいただくように、しっかりと予算計上も取り組んでいただきたいと思いますというふうに考えます。

それでは大きく3点目に移ります。

犬猫の致死処分ゼロ対策についてお尋ねをいたします。

2024年から実施の第3次県動物愛護管理推進計画に明記されている犬猫の実質的な致死処分ゼロ目標において、対象の多くは生まれて間もない子猫であり、33年度までの10年をかけての目標達成のためには、子猫の世話をする仕組みが鍵になります。今、社会問題となっている野良猫の対策について質問します。

1点目、愛荘町はさくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）を先進地として、くらし安全環境課が取組を頂いております。そこで、利用取扱要領についてお尋ねをいたします。公益財団法人どうぶつ基金の事業運営、さくらねこ無料不妊手術事業について、今日までの利用状況についてお尋ねをいたします。

○議長（森野 隆君） くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（山本拓也君） 御答弁申し上げます。

愛荘町では、地域の公衆衛生の向上と良好な生活環境の促進を図るため、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、適切に管理する活動を支援する目的から、公益財団法人どうぶつ基金が発行するさくらねこ無料不妊手術チケットを行政枠として利用するため、利用取扱要綱を定めています。

この活動は、飼い主がいないなど事業の対象要件を満たした野良猫に対し、捕獲した住民が行政の発行するチケットを使って不妊手術を無料で実施できる仕組みです。市町は、どうぶつ基金に登録することにより、無償でチケットの配布を受けることができます。

不妊手術をした猫は、施術の判別のため、獣医師が片耳を桜の花びらの形にカットし、一定期間ボランティア団体や住民のもとで療養した後、住んでいた地域に返されます。そして、その猫が一代の命を全うするまで、地域で適切に管理する活動となっています。

滋賀県動物愛護管理推進計画では、動物の殺処分の戦略的な削減を推進しています。愛荘町は、動物の命を守りながら野良猫の被害を主体的に減らそうとする本活動の趣旨に賛同し、令和4年度に事業利用の取扱要綱を制定し、町内のボランティア等から相談があるごとにチケットを発行しています。令和5年度に町が発行したチケットは33件で、これにより17件の手術が実施されました。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 次に、問題の背景についてお尋ねします。

県では、飼い主のいない猫対策に係る活動補助金（地域猫活動補助金）があり、野良猫の不妊手術費用の助成を行っていますが、申請者は自治会に了承を得たボランティア団体を対象としているため、個人や地域を超えるボランティア団体が利用しづらい状況にあります。また、野良猫は地域間を移動することがあり、愛荘町の野良猫が減少に転じても、猫が移動することで全体としての成果に影響を及ぼすおそれがあるため、地域全体が一体となって取り組む必要があります。

この事業は愛荘町の財政負担はなく、公益財団法人どうぶつ基金で賄われるものであり、動物愛護、生活環境向上のためにはもっと広く周知啓発することが必要と考えます。当町の取組の内容と現状について、担当課長の答弁を求めます。

○議長（森野 隆君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（山本拓也君）　　滋賀県が実施する飼い主のいない猫対策に係る活動補助金は、猫の去勢手術費に加え、捕獲費や療養中の餌、トイレ代など、ほとんどの費目が上限5万円まで無償になります。一方、民間が実施するさくらねこ活動は手術費しか支援されず、餌代等はボランティア団体等が寄付金や自己資金で賄っております。

支援額の比較では県の補助金が有利になりますが、申請に自治会の同意が必要など条件があり、令和5年度の県補助による去勢手術は町内では実績がなく、県全体でも20件にとどまっています。

野良猫問題の解決にはさらなる対策強化が必要と考えられることから、町では県が実施する地域猫対策の推進を促すとともに、動物基金が行うさくらねこ活動を広報し、動物愛護と生活環境保全の両立を進めたいと考えております。

○議長（森野 隆君）　　6番、村田 定君。

○6番（村田 定君）　　次に、地域猫活動、ボランティア活動についてお尋ねをします。

この地域では、多賀にゃんが中心として活動していただいております。地域猫活動とは、特定の飼い主がいない猫を地域住民の認知と合意の上で共同管理することで、増え過ぎた野良猫の数を抑制し、住民やボランティア等が共同管理することによって、最終的に飼い主のいない猫をなくすことを目標としている活動です。

ボランティア活動をするためには、活動資金が必要です。寄付金や募金箱を置けていますが、全く足りない、ボランティア個人の負担になっていることから、行政支援

が少しでもできないか、お尋ねをいたします。

犬、猫の遺棄、虐待は犯罪です。社会問題として行政の指導をお願いしたいと思います。今後の町の取組について、担当課長にお尋ねをいたします。

○議長（森野 隆君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（山本拓也君）　　多賀町に拠点を置き、愛荘町や彦根市を含め、主体的に保護猫活動を行っているボランティア団体多賀にゃんは、経費の多くが寄付金や団体の構成員自らの資金で賄われていると伺っており、参加住民から活動の安定を希望されています。しかしながら、行政支援となりますと、市町それぞれに新たな財政負担へのハードルもあり、また行政区を超えて行われている広域活動を自治体単独で支援することも課題になると考えます。愛荘町では、県の地域猫補助制度が利用しやすくなるように働きかけながら、引き続き、避妊手術、不妊手術の無料チケット発行とともに、多賀にゃんが行っている保護猫の管理や譲渡の活動の候補に協力し、募金等支援の拡大に期待したいと考えます。

また、犬猫の虐待、遺棄に対する町の取組について。

犬や猫といった愛護動物を傷つけたり苦しめたりする虐待行為だけでなく、動物を遺棄することも犯罪であり、社会的にも許されるものではありません。愛荘町では、滋賀県動物愛護管理推進計画に基づき、県や関係機関とともに、動物が大切に終生使用されるよう、飼い主の管理責任の啓発と動物愛護の広報を推進してまいります。

○議長（森野 隆君）　　6番、村田 定君。

○6番（村田 定君）　　再質問を行います。今、ボランティア活動をしていただいている方は、非常に一生懸命取り組んでいただいております。その取組の1つとして、TNR活動というのを展開されています。Tとはトラップ、捕獲機などで野良猫を捕まえる、N、ニューター、不妊去勢手術をします。Rはリターン、元に戻す。捕まえて不妊去勢手術をして元に戻すという、こういうTNR活動というのを今やっておられます。こういったチラシ等も配布されて、一生懸命その地域で取り組んでおられます。非常に大変な作業をしていただいているなというふうにつくづく思います。

第一の金曜、土曜に、このように、これは岐阜県なんですけれども、不妊去勢手術をするということで、車で移動して、この車の中で手術をされるということで、金曜、土曜日ですから、捕獲機に長く猫を置いとくと弱りますから、水、木で捕獲して、金、土で手術するというふうなパターンを繰り返しておられます。猫は夜行性ですので、

昼間は捕まえられません。ですので、夜中、深夜2時、3時までボランティアの方はその地域に行って捕獲機を置いて、3匹いたら3匹を捕獲、檻で獲るということで、金、土で大体1回1日30匹前後できるんですけども、それをやっておられます。その費用が1万円から1万5,000円、高い、あれは2万円ぐらいかかるんですけど、それがどうしてもボランティアの負担になるということで、そういう募金箱を置いてるんですけども、なかなか予定どおりいきません。ですので、今おっしゃるのは、この近隣、行政で、愛荘町だけでなく近隣でぜひその行政支援をお願いしたいと。

そして、今、野良猫が3匹しかおらないという考え方は、次は4匹じゃないらしいんです。3匹の猫がおるとマックス21匹、たった1年に2回から3回、5匹から6匹産みますので、3匹や思ってたのが、みるみるうちにねずみ算式に増えてまいります。そういったことで、少ない段階で捕獲してやっていかないといけないということで、非常に日中はお勤めされて、水曜、木曜はもう徹夜で猫を捕獲されておられると、そういった事情を私も現地へ行って見ました。ぜひぜひ行政もそういったことを支援していただくという方向も、これ滋賀県、国も大事なんですけど、ぜひともそういう意識づけを持っていただきたいというふうに思います。

続いて、狂犬病の予防接種についてお尋ねします。

飼い犬に年1回定められている狂犬病の予防接種率が低迷しています。厚生労働省の統計では、30年前にはほぼ100%でしたが、近年は約7割に低下しています。国内で60年以上発生がないことによる油断などが背景にあるとみられ、専門家は狂犬病の怖さが伝わっていないと懸念しています。年1回の接種は1950年に制定され、狂犬病予防法で定められており、違反は20万円以下の罰金対象にもなっています。

愛荘町の犬の登録数と狂犬病予防接種の現状及び今後の取組についてお尋ねをします。

○議長（森野 隆君） ぐらし安全環境課長。

○ぐらし安全環境課長（山本拓也君） 愛荘町における犬の登録数は、令和5年度末で1,480件です。また、町内の犬の狂犬病予防接種数は、町が交付した接種済票の数によりますと975件となり、接種済票の交付率は66%ほどになります。犬の登録数に対して505件の差がありますが、その全ての犬が未接種とは判断しておりません。

考えられる理由としましては3点ございます。1点目に、獣医師会に加入していない動物病院で予防接種されますと、飼い主自身が役場に来て有償で接種済票を申請す

する必要がありますが、役場に来られない場合は、町において接種済であると確認ができません。

2点目に町外へ転出された方が犬の登録変更をされていない場合、また3点目に死亡した犬の届出をされていない場合は、いずれも町原簿から犬の登録が抹消されません。このようなことにならないよう飼い主に登録の変更を指導しておりますが、毎年データの不整合が発見されています。

今後は、犬の登録移動と接種済表の手続が必ず行われるよう飼い主に強く啓発いたします。一方、狂犬病予防接種を受けずに犬を飼育している飼い主に対しましては、狂犬病の危険性を周知し、予防接種の必要性について更に啓発を強化してまいります。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 再質問いたします。狂犬病は、もしかそれにかかるとほぼほぼ死亡すると言われております。日本では今、60年来出ていないんですけども、非常に危険だということの意識は持っていただかないといけないと思いますし、また猫も犬も小型化になって、小さいペットとして飼われるのには、あまりそういったものに知識がないのかなというふうに思います。

国も2024年度の全国の市区町村を対象に接種の実態を調査して、25年度中に見直すということなんですが、狂犬病の予防接種が通年化しようというふうな方向にもなっておりますので、これはぜひ周知徹底をしていただくようお願いをしたいと思います。

最後に、犬、猫のマイクロチップ制度についてお尋ねします。

令和4年6月1日からは国で義務づけられており、ブリーダーやペットショップ等で販売される犬や猫についてはマイクロチップの装着が義務化されています。このマイクロチップに新しい所有者として飼い主の情報が登録され、迷子になったときの再会に役立つだけでなく、犬猫の名前、生年月日、飼い主の連絡先などの情報をひもつけて身元確認ができるようになり、捨てられなくなったことによってマナーも良くなると期待されています。以前から既に飼っている犬、猫については装着は努力義務とされているので、行政から周知啓発し、指導をお願いしたいと思います。担当課長に対応をお尋ねします。

○議長（森野 隆君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（山本拓也君） 動物愛護管理法の改正により、令和4年6月

以降は、ペットショップやブリーダー等の事業者は犬と猫の販売時にマイクロチップを装着し、環境省に飼い主の情報登録をすることが義務化されました。法改正以前の飼い犬に対しましては努力義務とされましたが、チップ装着は動物病院で施術する必要がありますゆえ、1頭当たり5,000円以上の費用が必要となることから、飼い主が装着をためらう場合も考えられます。

しかしながら、この仕組みは、逃走した犬や猫が保護された際に、その返還率の向上や返還手続の効率化、飼い主の管理責任の明確化に大きな効果があると考えられるため、町においても滋賀県や獣医師会とも連携して啓発し、チップ装着と情報登録を推進してまいります。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 県でもこういったことの計画をされておりますが、まだまだ啓発、周知ができてないと思います。そこらは今後、町としても取り組んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（森野 隆君） これで村田議員の質問を終わります。

◇ 村西作雄君

○議長（森野 隆君） 一般質問を続けます。5番、村西作雄君。

村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 5番、村西です。私は今回3点の大きな質問をさせていただきますが、まずその1点目、4月のひょう被害、特に麦など農業被害に対して町の支援をと題して一般質問を行います。

本年4月16日に突如発生したひょう被害は、住宅の雨どいやカーポート、ガラス窓、車など、町内のあちらこちらで大きな被害を及ぼし、建物共済や自動車保険など多くの保険請求があるように聞き及んでいます。また、町有施設においても、そのひょう被害額は422万円として今議会での補正予算が計上されています。

一方、農作物においても、5月16日、滋賀県によると5月10日現在で、本町をはじめ東近江市、近江八幡市、彦根市、豊郷町の広域にわたり農産物被害が発生し、その総額は9,864万円余だったとの発表がありました。

本町においても、特に麦栽培において、せっかく出た麦穂がひょうで打ちのめされ、

被害が出ている地域が町内にも数多くあり、近隣では宇曾川の北沿いに帯状に下八木、島川や軽野、蚊野では麦穂が全くない壊滅状態であり、被害面積は87ヘクタールにも及ぶと聞きました。また、それは町内麦作付け面積の30%近くになります。また、ブルーベリーやリアトリス、玉ねぎなどの農産物やビニールハウス43棟にも被害が及びました。

ここで農林振興課長に伺います。

滋賀県発表に関連して、本町において5月10日現在、滋賀県に報告した各農産物や農業用ビニールハウス等に係るひょうによる被害状況と被害額について、その説明を求めておきます。

○議長（森野 隆君） 農林振興課長。

○農林振興課長（阪本 崇君） 滋賀県の速報については、県内市町、滋賀県農業共済等の関係機関からの情報提供を基に取りまとめをされております。

ひょう被害と農作物の生育への影響については時間の経過で変化するため、ひょう害直後は成育が危ぶまれたものの時間の経過で持ち直したものもあり、被害内容は流動的な側面がございます。

5月末時点において本町で把握している内容は、ハウスの被害44件、被害額約120万円、露地野菜、果樹、花類の被害面積合計約0.7ヘクタール、被害額約180万円、麦に関しましては、収穫していないほ場を国に報告しており、全損として75ヘクタール、被害額約2,400万円となります。なお、この被害額につきましては、いずれも想定額となっております。

○議長（森野 隆君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） ただいま農林振興課長から、町内での被害状況と被害額の説明を頂きました。私が当初お聞きした数字と若干違うんですけども、ハウスで44件120万円、露地野菜等で180万円、そして最も大きな被害はやっぱり麦で、本町の農業関係被害は総額1,700万円、これは県全体の被害額の約17%を愛荘町が占めているということになります。滋賀県全体ではなくて、やっぱり愛荘町を中心として被害が大きかったのかなというふうにも思うんですけども、こうした本町の農業に関するひょう被害の実態について、町長の所感を求めておきます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 大変このひょう被害ということで、特に麦が穂が折れてしま

ってということで収穫が難しい、収穫皆無ということでの申請をしていくということをしていただいているというところでもございますけれども、実際に天候、自然を相手にしながらというのが農業、農政ということでもございますけれども、この被害ということは生じていると、これに向けてしっかりとこの補助金ということがお支払いができるように、また保険というところもございますけれども、その辺の対応が必要であるということも思っております。

また、この当初の被害ということにつきましても、各団体また農業者の皆様からもしっかり行政、国、県も含めてでございますけれども、対応ということは検討をしっかりほしいということの要望等々様々なアクションを頂いたということも、本当にお骨折りを頂いていることに関しても大変感謝を申し上げるものでございます。

○議長（森野 隆君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） ありがとうございます。こうした農業被害、農産物被害については収入保険というものがあるんですけども、この収入保険は全ての農産物の販売収入金額や畑作物の直接支払交付金などの収入が販売見込収入金額の9割を下回った場合、その差額の9割が補填されることになってますが、この額は1つ目に過去5年間の平均収入金額と、2つ目に保険期間中に振り込まれる農業収入金額のいずれか低い額が設定されています。

収入保険は平成30年から制度化され、本町においても我々議員からの要望を受け、令和4年度から2年間補正予算により各300万円が予算化され、執行額はそれぞれ28件155万5,200円、32件157万8,800円であったにもかかわらず、本年度は当初予算からその補助金が削減され、町の農業施策は農業者に寄り添わない、あまりにも力が入っていないと感じています。

農林水産省の作物統計調査によると、令和5年度産の本町の麦作面積は約301ヘクタールであり、今年度においてもその面積はほとんど変わらず、農家や営農組織の約8割が収入保険に、2割が従来の麦共済に加入されていることであり、麦共済の場合も基本交付金を加味した共済引受けがされています。

水田を活用して麦、大豆を栽培すると、水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成として10アール当たり3万5,000円、畑作物の直接支払交付金として面積割として2万円が、また数量割として収量に応じてゼロ円もありますが、栽培管理が行き届き多く収穫すれば、1万数千円から更に2万円超が上乗せする仕組みになっています。

麦栽培者にとって麦そのものの販売額は10アール当たり350キロ取れば上等で、キロ当たり20円から30円としても1万円に満たず、へたをすればカントリーの利用料にもならず、農家収入は勢い前述の直接支払交付金5万5,000円と数量割交付金数万円に頼っているのが実態であります。

町長、農家が丹精込めて収穫した農作物を、このような価格でしか販売できないという現実を御存じでしょうか。こうした農業経営の実態について、町長に所感を求めておきます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 全国米麦改良協会より公表された令和6年産民間流通麦入札結果指標価格では、愛荘町の主な麦の銘柄であるふくさやかについて1トン当たりの指標価格は6万3,983円となり、1キログラム当たりおよそ64円が参考価格となります。

また、畑作物の直接支払交付金における愛荘町の小麦の基準反収は10アール当たり249キログラムであるため、10アール当たりの販売収入はおよそ1万6,000円となります。

一方、令和5年6月27日に農林水産省が公表した令和4年産小麦の10アール当たりの生産費はおよそ6万2,000円であることから、小麦栽培では交付金収入により経営が成り立つ状況であるとの認識をしております。

作付けを取り巻く状況として、愛荘町の主要作付け品目である主食用米について、毎年需要が低下していることから、主食用米価格の安定を図るためには供給量の調整が必須であり、主食用米以外の作付け、転作を進める必要があると認識しております。また、食料自給率、自給力の向上等に寄与するためにも、今後も継続して麦等の作付けを行う必要があると認識しております。

麦栽培に係る状況について、販売収益では生産コストは回収できず、経営面において交付金は必要不可欠な要素であり、重要な収入源であると存じています。今後も麦等の作付けを継続し、食料自給率、自給力の向上等に寄与するためにも、交付金をしっかりと交付できるように対応を進め、農業経営の安定化につなげていくことが重要であると考えております。

○議長（森野 隆君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） ただいま町長から所感を頂きました。1つ、この小麦の単価

ですけど、これは6年産の単価については1キロおよそ64円が参考価格というような説明がございました。私は昨年の5年度の小麦の単価、これは小麦の中に含まれるタンパク質の含有量によってランクがいろいろあるらしいんですけど、大体ほんでも愛荘町で作付けされている、販売されている単価についてはキロ20円か30円ぐらいだなというようなお話を聞いてきまして、これはJAとか農業共済に確認してきた単価でありますけれど、それが2倍、3倍の値段というようなことで大変びっくりしているところであります。これについては今どっちが正しいんだというようなお話についての論議はしませんけれども、このような状態の説明がございました。

そこで、次に農林振興課長に伺いたいと思います。

畑作物の直接支払交付金の面積割は、制度上、生産、販売が交付要件とされていますが、先般のひょうによる麦の壊滅状態にある麦栽培地においては、生産、販売ができず、それでも面積割10アール当たり2万円の交付金の支払いは可能なのか。本件について、町農業再生協議会として、県に対し、天災での事案としてどのような協議をされ、その交付見込みがあるのか、協議状況と今後の交付方針について求めておきます。

○議長（森野 隆君） 農林振興課長。

○農林振興課長（阪本 崇君） 水田の転作として、播種前に契約され出荷される麦の作付けについては経営所得安定対策等の交付金の対象となり、作付けの面積、生産量に応じて交付金が交付されるものです。

議員御指摘のとおり、水田活用の直接支払交付金のメニューにある戦略作物助成、認定農業者が対象となる畑作物の直接支払交付金は、麦作付けほ場の交付金となります。

収穫、出荷することが交付金の要件となるため、交付金の事務作業を担う愛荘町農業再生協議会において、全ての作付けほ場について現地確認を行い、作付け面積の集約等を実施しております。

4月16日に発生したひょう被害の対応については、発生後、JAと連携して被害の範囲の確認を行いました。また、愛荘町農業再生協議会として、滋賀県、JA、町の協働にて、被害範囲内の全ての麦ほ場について現地調査を行ったところでございます。

交付金については、近畿農政局滋賀県拠点の交付金担当と調整を行った結果、愛荘

町農業再生協議会として関係機関と十分な確認が実施され、近畿農政局に収穫皆無であると報告を行った作付けほ場については、収穫がされなくとも、戦略作物助成及び畑作物の直接支払交付金の対象面積として扱うことができる旨の回答を得たところでございます。

作付け農家から報告いただいた収穫皆無のほ場については、近畿農政局への報告を完了し、農家への通知も行ったところでございます。

今後は、近畿農政局において事務手続が行われるものでございます。

○議長（森野 隆君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） ありがとうございます。私が危惧していたことについて、協議の結果、収穫されなくてもその対象面積として扱う、すなわち戦略的作物3万5,000円、畑作直接支払交付金の2万円についても支払うことができるというような課長の説明で一安心しているところであります。

また、私も再質問でお願いしようと思ってたんですけど、速やかにその農家に、こういう方針だ、3万5,000円プラス2万円は何とか確保できるという通知を頂いたということについて、大変ありがたく思っております。

次に町長に伺います。

麦作農家は、今、私が説明しましたとおり、生産物の販売額は当てにできず、国からの交付金により生産意欲を何とか維持しています。その交付金がひょうという天災で収量がゼロとなり、当初予定されていたプラスアルファの数量割が交付されず、10アール1万数千円から数万円の交付金が入らない実態に対し、町として被害を受けた麦作農家に何らかの支援が必要であると考えます。また、ビニールハウスや他の農作物への被害についても同じであります。

今回のひょうによる農産物被害について、東びわこ農協と農政連盟、また町農業委員会からも積極的な支援要請が出されています。さらに、農遊倶楽部からも5月28日、同様の申請がされております。

ここで、事前に議長にお許しを頂いておりますので、このことをもう少しこのパネルで紹介したいと思います。畑作物の直接支払ゲタ対策ですけれど、数量割として作物を麦を作っておられたら2万円という基本の面積割はいただけると、私が一番心配したのは、収量がゼロになった場合、これは交付金の対象にならないブルーの枠のところでありまして。これも、収量がゼロであっても作付けしたとみなして2万円は

確保したろうというような説明がありました。プラス、農家については、この数量払いということで、収量に応じて2万円から3万円、4万円、5万円というような形がカウントされるというような仕組みなんです。なんですけれども、この麦被害を受けた農家は、ここまでは確保、2万円は確保してくれはるけども、この2万円から超えた3万円、4万円、5万円というこの数量払いは、結局、収量がゼロですのでカウントされないゼロのままということになって、2万円しかもらえない。そうすると、水田活用の3万5,000円とこの面積割の2万円ですら5万5,000円しか交付金が当てにできないというようなことになるわけなんです。

町長、先ほど麦作農家は交付金で何とか収益を確保していただいているというような説明がございましたけれども、結局、このプラスアルファの1万円、2万円、3万円が、収量がゼロの場合はもらえないという実態があるんですけれども、それについて麦作農家はやっぱり気張って作ってて、1万円、2万円、3万円をプラスアルファしてもらおうと思ってたものがゼロ、それについて町として何とか支援ができないかという願いをしてるんですけれども、その件についていかがかなというふうに思います。町から被害農家へ支援を行って、来年以降も生産意欲が減退しないよう、特に麦作農家へはエールを送る意味でも、積極的な支援、補助をお願いしたいと思います。その考えを伺っておきます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 4月16日に発生をいたしましたひょう被害につきましては、愛荘町全域で被害が確認され、農作物だけでなく建物、住宅設備等、多岐にわたりました。

農業の分野に関しましては、ビニールハウス等の農業施設、キャベツ、玉ねぎなどの露地野菜、麦等の被害を把握しております。

ひょう被害への対応として、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償し、農業経営を支える制度として、滋賀県農業共済組合が収入保険のサービスを提供しており、自然災害のもしもの際の収入安定の手段として活用いただいております。今回のひょう被害については収入保険が適応されるものであり、また被害範囲は多岐にわたり、農業分野のみに限った支援を行うことは困難であることから、麦被害に対する個別支援の実施は考えておりません。

農家への積極的な支援、補助をとのことでありますが、町においては国や県の補助

事業を活用しながら農業振興対策事業や中山間地域への補助また基盤整備に係る支援等を行っており、今後も国や県、JA当関係機関と連携を図ってまいりたいと存じております。

○議長（森野 隆君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 今ほど収入保険についても適用されるというようにお話がありました。これは収入保険についてはまた後ほど最後お願いしますけれども、収入保険はやっぱり農家の命綱なんですね。それに対して私は最後にこのことについて質問をしたいと思います。

最後に、冒頭、私は町の農業施策はあまりにも力が入ってないと申しました。年間300万円の収入保険補助予算の2年間のみでの打切りは、農地を守り町の環境整備にもつながっているという農家の自負の思いを全く理解されていないのかと感じています。農業というのは自然相手で、今回のひょう被害のように、1年間何が起こるか分からない中で、農業者は一生懸命農業経営に打ち込んでいます。こうした農業者への感謝と激励を込めて、農業者が加入する収入保険への町補助の復活を求めておきますが、町長は町として再支援の考えはないのか、答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） さきの答弁において、収入減少に対する経営安定の手段として、滋賀県農業共済組合の収入保険制度を活用いただいている旨をお答えしました。

収入保険の補助は、令和3年8月及び令和5年6月に、滋賀県農業共済組合長から近年の頻発する台風、豪雨や大雪等による気象災害により、園芸施設や農作物等の被害や、ロシアのウクライナ侵攻、円安等による肥料・飼料等資材価格の高騰など、農業経営に重大な影響を及ぼしていることから、農業経営の安定、継続のため、農業経営収入保険の加入促進について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しての保険料を補助する旨の要請があったものです。

そこで、令和4年度、令和5年度の2か年において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、加入促進として保険料の一部を補助しました。

収入保険は農業経営の安定に寄与するものと存じていますが、昨年度までに実施した加入促進について一定の成果が図れたものと考えており、現時点で町の補助金としては考えておりません。

さきの答弁でもお答え申し上げてはおりますが、町においては国や県の補助事業を

活用しながら、農業振興対策事業や中山間地域への補助、また基盤整備に係る支援等を行っており、今後も国や県、JA等関係機関と連携を図ってまいりたいと存じております。

○議長（森野 隆君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 収入保険は、さきにも説明いたしましたけれども、基準収入金額の9割を下回った場合、その差額の9割が補填される、農家が麦、大豆、米を栽培してる場合、麦の収量がゼロで交付金のみであっても、麦代は10アール1万円前後であるため、大豆、米の収量が平年並みであった場合、年間収入が1割減にならず、収入保険での所得補填ができなくなるとの課題もあります。ですから、今回の麦被害で麦の共催に入っておられる方は幾ら補填ができるということは言えるんですけど、収入保険の場合は、秋の大豆、そして米の収量がどんだけあるかによってトータルでその下がった分の補填をされるわけですので、なかなかその収入保険が全てやということではないというふうに私も理解をしておりますけれども、農業者にとってはやっぱり農業所得を守る、年間の農業所得を何とか守れる大切な命綱だというような認識でおられます。

昨年6月定例会の私の一般質問で今後の農政に対する考え方を聞いたんですけども、町長は、地域の農業や農地や農村を守る農家が心地よく農業を継続していただくためのサポートも並行して進めていくことが肝要だというような答弁を頂いています。

しかしながら、今回の答弁を聞いてますと、例えば畑作物のプラスアルファの数量払い支払い1万から2万、3万のお金が入ってこない、交付金が入ってこないというような現状にあっても、町長は小麦栽培では交付金収入による経営が成り立つ状況やというような答弁を頂きました。果たしてそうなんでしょうか。この2万、3万がひょうで入ってこなくなったので、何とか町に支援をしてほしいと言ってるんです、私は。

それと収入保険においても、何かコロナの対策の交付金で、補正でそれも対応して、4年、5年に300万ずつ補正を頂いた。そして、そんだけ半分以上の方がその補助金を使って収入保険に入っておられるのに、何で今年からその当初予算にも見ずに、収入保険はもう初期の目的を達したんですか。そんな考えおかしいですよ。あなたがおっしゃってるのは、地域の農業や農村を守る農家が心地よく農業を継続するための施策をこれからも進めていくというふうに答弁されてるんですよ。そういったことに

ついて、再度、町長、これ交付金が2万、3万ひょうで少なくなることについて、農家への支援と、そして収入保険についてはやっぱり年間の農業所得を守る命綱として入っておられる、これも全ての農家、私みたいな兼業農家は入れないんですよ。農業を青色申告してる農業者しか入れない。農業者は認定農家も含めて限られてるんですよ。そういった農家の愛荘町の農業をしっかりと守っていただいている営農組織やら認定農業者に対して、町ももっともっと農政に対する前向きな支援をしてほしいと思うんですけども、このひょう被害で数量割がもらえなくなった件の町支援、そして収入保険の継続、これについて再度お願いします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。今ほど来、答弁を申し上げてきておりますとおりでございます。村西議員が思いを込めながらおっしゃっていただいているということも心情的にはもちろん理解をするものでもございますし、特に御自身も農業にも携わっていらっしゃるということにおいても、いろんなその観点ということをおっしゃっていただいているというふうには理解をいたしております。

収入保険ということでもございますけれども、様々に農業の支援の在り方というのはあるとも私も思っております。この事柄が令和5年までで大変お喜びを頂けたというお声も頂いておりますし、また一定その収入保険ということの投資ということもしてくれたねということでも御評価も頂いております。

全ての様々なその支援ということをどこまで継続していくのか、なかなか難しい、町のいろんな施策、多分野に向けてございます。それぞれそれぞれ御関心の中にある中において、農業ということは大変重要だと、これは私もそのように思っております。がゆえに、様々な施策においてこの収入保険ということはそのベースとなるものでもございますけれども、今回のひょう被害ということでも、実は各御家庭であったり企業様であったりということも生じている、具体的には例えばカーポートであったりいろんな施設であったり、お車であったり、それも販売前のお車ということもかなりの数量、実は愛荘町内においても、とある事業者様でも被害が実際には生じておるところ、それぞれのいろんな事業の生業の中において、自分たちのしっかりと収入なり所得なりを守っていかうということでお取組を頂いている中において、それぞれの業界、団体様の保険ということも御利用も頂いているというお声もお教えを頂いております。

愛荘町においても、いろんな事業、今は特にこの用水の部分の施工をされてからもう40年ほど経っているということで、このリニューアルに向けても人材も充てながら、またこれも国や県のメニューということもしっかり活用しながら、今このリニューアルということに向けても大きな事業が進んでいる、このことも村西議員にも御理解を頂いていると思いますけれども、様々な農政への支援ということ、新規就農の方もおられますし、そういうようなサポートということも今までもしてきているというふうには理解はしておりますが、今後ともいろんな観点を見ながら、町の部分ということでできる部分は限られるところもありますかもしれませんが、それでも国や県、様々なメニューというところは共に監視をしながら乗り越えていければというふうに存じておるものでございます。

○議長（森野 隆君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） こうした農業被害について町長も御承知だと思うんですけど、JA東びわことか農政連盟、そして農遊倶楽部とか、いろんなところからやっぱりその支援要請がまいております。そうした思いをこれからも心に持ち続け、農政についても力が入ってないと言われないように、農政面についても愛荘町頑張ってるなど言われるような施策を展開してほしいなというふうに思っております。

それでは2点目に入ります。

公共施設の最適配置の進捗状況、特に愛の郷の複合施設化はについて質問いたします。

令和元年度から令和2年度にかけて設置された庁舎等のあり方検討委員会からの答申を受け、町では両庁舎、両保健センター、いきいきセンター、愛の郷、愛知川公民館、町民センター愛知川、旧愛知川警部交番の9施設について、令和3年2月に庁舎等公共施設の最適配置についてとして、町の方針をまとめられました。

この方針を受け、令和4年7月には住民説明会を開催し、9施設の活用方針、すなわち改修や解体など、またその効果は今後35年間で20億8,000万円のコスト削減が図れると町民に訴えられました。また、町広報紙でも同年9月号では9施設の整備方針や住民説明会での意見を掲載し、11月号から翌年2月号まで5回にわたり、各施設の整備方針を広く町民に周知されました。

町民に約束されました旧愛知川警部交番の解体から新保健センターの建築、さらには庁舎統合による秦荘庁舎の支所化や愛知川庁舎の本庁運用など、紆余曲折はありま

したが、今年度3年遅れで進捗することになりました。私も、当初、庁舎統合は町民への説明が不足しているとして反対の立場を取ってましたが、遅ればせながらも進めてきた中で、9施設の整備改修、解体は進めざるを得ないと考えています。庁舎統合を終えればもう終わりではありません。

しかしながら、これらに続いて進める予定であった愛知川公民館の解体予定に伴う代替施設としての愛の郷の複合施設への改修設計費やいきいきセンターの総合福祉センターへの移行について、今年度予算においては何の予算措置もされていません。

町では愛の郷の社会福祉協議会への指定管理の契約期間を、通常の5年から令和5年度の2か年として、指定管理は今年度で終わりとして7年度からは生涯学習活動も視野に入れ、教育委員会も関わる管理を予定されていたと私は推察しています。

しかしながら、昨年12月の議会全員協議会で、町長からは、今年度からの愛の郷の改修計画については指定管理する社会福祉協議会との協議が難航してるため、予算計上できないとの報告がありました。

そこで町長にお伺いします。

令和4年夏の住民説明会での町の9施設の整備方針、特に愛の郷を複合施設に改修し生涯学習活動の場所も兼ねた公民館代替施設としての活用方針は、社会福祉協議会の内諾を得ての表明ではなかったのか、町が内諾もせず先走ったのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 議員御質問の、社会福祉協議会の内諾を得ず町が先走ったのかではありますが、決してそのようなことではございません。

私も愛荘町社会福祉協議会、以後、この質問答弁におきましては社協というようにお伝えをさせていただきます。社協の方々と直接お出会いをしてお話をさせていただき、持続可能なまちづくりのため、公共施設の最適配置の取組に関して、社協の御理解を頂いております。

昨年12月の全員協議会におきまして、現状を共有するために総務政策監より御報告申し上げましたとおり、長年、社協が行ってきた福祉事業は地域住民に定着しております。また、今後の社協の業務とそれに伴った専門職員の配置など、社協から多くの御意見を頂いており、協議に時間を要している状況です。

そうした中、去る4月22日に、私も愛の郷にお伺いし、社協の会長並びに役員諸

氏とお出会いして話をさせていただき、お気にされている事柄も伺い、また当方の考えもお伝えをし、町の方針には引き続きの御理解を頂いていることを実感としても再確認したものです。

今後も変わらず調整事項などはございますが、引き続き方針にのっとった取組を関係の方々と進めてまいりたいと存じます。

○議長（森野 隆君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 結果として、やっぱり今年度、愛の郷を改修する設計をするというようなことで進まれてたんですけども、結果としてこれが先送りになったというような現実があるわけです。これについては、つい最近、私、ミスコミュニケーションというお言葉を聞いたんですけど、きちんと説明し理解していただいたつもり、相談し内諾していただいたつもり、こういったつもりがやっぱりその社協さんと町との思いがちっとずれていて、そして結果的にやっぱりその町の計画どおり進めなかったのかなというふうなイメージを持っています。前からコミュニケーションが大事だという話は、あるいは執行部と議会とのコミュニケーションも大事だというふうに言われてますけれども、やっぱり1つはミスコミュニケーションというように陥っているのではないかなというふうな思いもしています。もちろん、社会福祉協議会は地域福祉を守る命綱というか、そういう活動をされてるんですけども、しっかりと社協とこれからも連携を取り合いながら、町の方針を、結果、社協さんも全く町の方針を否定するばかりでは僕はないと思うんですよ。地域福祉を守るという1つの原点に立ったらどうしたらいいのかということ、ミスコミュニケーションじゃなくてコミュニケーションを社協と十分していただいて進んでいただけたらなというふうに思っています。

次に、令和4年度から令和5年度にかけて社会福祉協議会との協議調整の状況を、時系列に協議者も含め報告を頂きたいと思います。

○議長（森野 隆君） 公共施設最適配置推進室長。

○行革・DX推進室長兼公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） それでは、令和4年度から5年度にかけて愛荘町社会福祉協議会、以後、社協とお呼びさせていただきますが、社協との協議調整について時系列で出席者を含めてお答えをいたします。

令和4年度は、7月の住民説明会以降、8月と12月に協議をしております。社協からは常務と事務局長の2名、町からは8月は総務政策監と私の2名、12月は福祉

課長と福祉課課長補佐の2名です。

主な協議内容につきましては、8月は町の方針に対する社協の考え等を聞き取り、12月は複合施設としての使い方や部屋割り等について協議をいたしました。

令和5年度は、6月に社協の理事会におきまして、福祉政策監から現状説明及び報告をしました。その後、総務政策監と福祉政策監の2名が社協業務の今後の運用方法等について協議の場を2回設けております。社協からは、常務と事務局長の2名の出席を頂いております。

12月には、庁舎等リニューアル工事やスケジュール感の説明、複合施設のレイアウト案に対する協議と意見収集を行いました。

社協からは、会長、常務、愛の郷及びいきいきセンターの事務局長の計4名、町のほうからは総務政策監、福祉政策監、福祉課長、福祉課課長補佐、私の5名が出席しております。

年が明けて3月に、社協に委託している業務の今後について等を協議し、社協からは常務と事務局長の2名、町側は福祉政策監、福祉課長、福祉課課長補佐の3名が出席をしております。

以上が令和4年度から令和5年度にかけての協議調整の状況でございます。

○議長（森野 隆君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 町では今年度、(仮称)公共施設マネジメント推進委員会を立ち上げて、町内全体の施設の最適な方針を検討するとしていますが、このことは既に3年前、6回にわたり、あり方検討委員会で検討済みであり、私には令和3年2月の庁舎等公共施設の最適配置の町方針を軌道修正するための委員会になるだろうと映っています。

そこで再度、町長に伺います。2年前の住民説明会や令和4年9月の町広報紙以降、5回にわたる9施設の整備方針の町民への報告、とりわけ9月広報紙では、今後のスケジュールとして来年4月には愛の郷を改修工事のため一時閉鎖、令和8年4月には愛の郷を複合施設としてスタートし、公民館、町民センターを解体、令和9年4月には公民館跡地に公園をオープンさせると町民に約束されています。その約束が果たせる見込みが立たない今、現状をしっかりと町民に報告すべきと思いますが、考えを求めておきます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） さきの答弁で申し上げましたとおり、愛荘町社会福祉協議会と協議を行い、町の方針には引き続きの御理解を頂いているものと再確認したところでございます。

しかし、議員の御質問にありますように、当初の予定から見ると、令和8年度に愛の郷を複合施設としてスタートするには時間的に厳しいと考えております。

愛荘町社会福祉協議会とは継続して協議をさせていただいており、スケジュールなど議会とも共有しながら、住民の皆様へ報告できるようになりましたら、改めて現状と今後の予定について周知をさせていただきたいと考えております。

○議長（森野 隆君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） ありがとうございます。これからも社協とじっくり話し合っていて、地域福祉を1番に考えて、住民ファーストで住民、町民にとって今何が必要なのか、この愛の郷を複合化して行って、そしてどういうふうに進めていくのが今一番大事なのかということをしつかりと話し合っていたきたいというふうに思っています。

最後、町内空き地の適正管理について質問いたします。

地域で住む私たち地域住民が困惑しているのは、空き地の適正管理であります。町内での空き地が何筆何平方メートルあるのか公表されてませんが、私の住む自治会の例を見ても、字内宅地のうち3分の1近くが空き地になっているといっても過言ではないと思います。

空き地の所有者は近くの方もおられますが、多くは遠方に居住されてます。空き地には毎年雑草が生い茂り、所有者によっては年数回シルバー人材センターに依頼され、除草等の維持管理に努めていただいておりますが、全く維持管理いただけなく、地域住民は困惑している空き地も多く存在します。

町ではやすらぎを覚える愛荘町の環境保全条例を平成25年9月10日に公布し、町民の基本的責務として第4条では常に良好な環境の保全への努力、第7条では町の責務として空き地の適正な管理の推進、第8条では町民の責務として、所有または管理する土地の適正管理をうたっていますが、本条例上、町外、県外の空き地所有者に対してはその責務が及んでいないのが実情であります。

唯一、第18条の空き地等の適正管理では、町長は空き地の所有者に適正な管理を促し、必要な助言及び指導に努めなければならないとし、2項では空き地の所有者は

当該空き地に繁茂した雑草、枯れ草を除去し、管理不良状態にならないよう適正に管理しなければならないことや、19条では管理不良状態にあるとき、町長は所有者に必要な措置を講じる勧告をすること、その勧告に従わない場合は命令ができるとされています。

ここで、くらし安全課長に伺います。

過去5年間において、空き地の適正管理に限定して所有者に前述の勧告や命令をした実態は年度ごとに何件あったのか、またその結果について伺います。

○議長（森野 隆君） くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（山本拓也君） 空き地の管理に係る地域等からの相談に対しまして、過去5年間で、やすらぎを覚える愛荘町の環境保全条例に基づく勧告や命令の実績はありませんが、適正な管理を促すため土地所有者に述べ58回、通知による指導を行っています。この指導の結果、34件で草刈り等の対応を確認し、24件が未対応または対応確認中となっています。

以上です。

○議長（森野 隆君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） こうした空き地の適正管理に関わる町長の勧告、命令は誰からの申出で受け付け、実態調査から勧告、命令につながるのか。

最後に、空き地の適正管理に関し、町の環境保全条例により町長が所有者に勧告、命令ができることを広く町民に周知する必要があると思うが、その考え方の是非と、必要と考えるならその手法について伺います。

○議長（森野 隆君） くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（山本拓也君） 愛荘町では、条例に基づく管理不良土地の改善要望は、自治会長など地域での取りまとめを想定していますが、町民個人からの通報でも調査等の対応をしております。

また、土地の適正な管理は所有者、管理者の責務であるとともに、町が空き地等の適正な管理を助言、指導していることを、町広報紙等を利用して町民、事業者によく周知し、またこうした町の取組を自治会にもお知らせいたしまして、地域全体で環境保全の意識高揚を図ってまいります。

○議長（森野 隆君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） こうした要望については、個人からの通報でも対応いただけ

るといふふうに答弁いただきましたけど、私は個人から役場へお願いされてもいいんですけど、やっぱり区長窓口というのか、区長を通じてやってもらったほうがいいのかなといふふうに思います。個人から通報があれば、区長にもその旨一報をといふようなことをお願いしたいと思います。

また、遠くの方の空き地所有者に関して、勧告、命令まではしていないということでありましたけれども、やっぱりその所有者に対してシルバー人材センターを紹介するとか、あるいは近隣の人をお願いしてもらえんやろかということを書面でお願いしてもらおうとか、そういったことで愛荘町の空き地が管理されて、雑草繁茂、あるいは蚊の発生とかにならないような形での、こうした条例での管理をこれからもしていただきたいといふふうに思います。

どうもありがとうございます。

○議長（森野 隆君） これで、5番、村西作雄君の一般質問を終わります。

○議長（森野 隆君） 暫時休憩いたします。再開を11時20分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時20分

○議長（森野 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 中川喜代和君

○議長（森野 隆君） 一般質問を続けます。3番、中川喜代和君。

3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 3番、中川喜代和です。ただいま議長より発言を許可されましたので、一般質問をいたします。

大きく4項目の質問を行います。1項目めは空き家の現状とその対策を具現化するために、2項目め、小中学校の登下校時の安全性を高めるために、3項目めは「こどもまん中社会」を実現するために「地域共生社会」の構築を目指して、4項目めはひとり親・共働き家庭の就労を支援する行政施策の充実を目指して、この4項目の質問をいたします。

それでは最初の質問に入ります。一問一答でお願いします。

空き家の現状とその対策の具現化についてお伺いします。

総務省が発表した令和5年の住宅・土地統計調査の結果によりますと、全国の空き家数はアパートの1室も含み900万戸に上り、過去最多を更新しました。空き家率、総住宅数に占める空き家の割合は、これまでで最も高い13.8%となっております。

愛荘町においても、空き家増加の傾向であると思います。そこで、空き家対策について、以下の4点の質問に回答をお願いします。

1点目、町内の空き家率とその戸数はどれくらいか、町長、報告をお願いします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 御質問いただきました町内の空き家率と戸数については、令和4年度に実施した実態把握の調査結果がございます。空き家率は7.2%であり、その戸数は598戸でございます。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 2点目の質問に行きます。空き家率と戸数が示す数字を見てどのように捉えているか、現状認識について説明をお願いします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 令和4年度に実施いたしました実態調査では、町内の空き家総数は598戸となっており、前回調査時の平成28年度と比較いたしますと約1.5倍に増加しています。また、特に周辺に危険を及ぼす可能性が高い空き家は、21戸から92戸へと4倍以上に増加しております。

空き家は人口減少や核家族化の進行に加え、相続の複雑化等、様々な要因が相まって増加していると考えられますが、適正に管理がなされていない危険度の高い空き家の存在は、地域住民の生活の本拠となる自治会の抱える課題の上位であることを、多くの区長様からお聞かせいただいているものでございます。

空き家の発生及びその増加は、地域の暮らしに様々な影響を及ぼします。防災、環境衛生、防犯、景観等の短期的な問題から、町の資産価値の低下や地域コミュニティの衰退、さらには行財政の圧迫といった長期的問題にまで発展するおそれが内在しています。

空き家は第一義的には個人の財産であり、所有者等が自らの責任により適正に管理または対応すべきものと考えますが、一方では事案ごとにその内容や所有者の事情も複雑化しており、全ての所有者が自らの管理責任を全うしていくことの難しさがあることも承知しています。

そのため、町におきましても、地域の安全・安心を守り、住みよい住環境の形成に向け、様々な対策を組み合わせることが重要と認識しております。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 3点目に行きます。本町における空き家対策の現状と将来的な展望、対策の見通しについて、町の見解をお伺いします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 令和5年12月議会の一般質問において答弁をさせていただきましたとおり、本町の空き家対策では、地域の安全・安心な住環境の形成のため、空き家の適正管理及び利活用の両面から、地域の豊かな暮らしとまちづくり活動に資する総合的な取組を図っております。しかしながら、人口減少社会や超高齢社会の到来が物語っているように、同様の施策を継続しているだけでは解決に至らないケースが存在することも事実です。

こうした中、国において令和5年6月に空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空家対策特別措置法の改正が行われ、国と地方が歩調を合わせ、より一層空き家対策に力を入れていくと示されたものです。

改正特別措置法の主な内容といたしましては2つございまして、1つ目は中心市街地の活性化や観光振興を目的とする活用の拡大、2つ目は管理の確保で、特定空家化を未然に防止するための管理でございます。

これらは本町の取組の大きな追い風になるものと捉えており、今年度は特に空き家の適正管理の分野に重きを置き、国において新たに定義された管理不全空家の指導、勧告に係る指針の作成に加え、適正に管理されない危険空家等の解体補助金を創設するなど、より一層空き家対策に力を入れてまいりたいと考えております。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 再質問させていただきます。空き家対策については、適正管理と利活用の両面から総合的な取組を図るということですが、利活用については、4年目になる利活用のための改修補助金は一定の実績があると、これまでの議会等で説明を聞いております。先ほどの答弁において、本年度は特に空き家の適正管理の分野に重きを置き、管理不全空家の指導、勧告に係る指針の作成等、適正に管理されない危険空家の解体補助金を創設すると答弁いただきました。

県内の自治体が交付する解体に係る補助の金額はどれくらいか、また現在、町で検

討している制度の概要はどのようなものなのか、範囲で、産業政策監にお聞きします。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 詳細につきまして、申し訳
ございません。建設・下水道課長から答弁申し上げます。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 答弁いたします。

除却や解体に係る県下の状況ですが、19市町で補助金を交付しているのは10市
町、補助率は2分の1から10分の9で、補助金額の上限は20万円から400万円
となっております。補助条件も市町それぞれで、400万円の補助上限額を交付され
る市町の条件としまして、特定空家に認定された建物で管理不全空家は盛り込まない
などとされています。

また、町が考える補助金についてでございますが、金額や補助対象者等の詳細につ
きましては、今後、法定協議会で県下市町の状況を踏まえ、議論や検討して決めてい
きたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 再質問を想定として産業政策監もお考えしていただいたら
と思います。今後ともよろしくお願いします。

回答についての要望ですが、住民の意見を聞くなど十分に検討していただいて、住
民の皆さんが利用しやすく、国の財源を確保するなど、持続可能な制度としていただ
くことをお願いいたします。

4点目の、町内各自治会において空き家対策を盛り込んだまちづくりの事例があれば
報告をお願いします。また、本町になれば、全国における先進的な事例を報告し
てください。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 空き家対策につきまして、利活用の分野と適正管理の分野に
分けて紹介をさせていただきます。

まず利活用の分野については、町内の事例を紹介させていただきます。

東円堂地先の空き家を利活用して、一般社団法人ふれあいハウスとよくにが、高齢
者の健康体操教室をはじめ、勉強や遊びを通じて子供たちが自由に安心して過ごせる

空間を提供されています。また、商業振興の観点では、中山道地先において空き店舗となっていた物件を改修して、古着屋として利活用されており、別の事例では旧店舗を改修され、パン屋として利活用されています。さらに、現在、豊満地先では、地域おこし協力隊が空き家の改修を進めており、今年の秋頃には子育て世代の方々が気軽に立ち寄ることができるお惣菜屋さんとして生まれ代わる予定です。

次に、適正管理の分野につきましては、国土交通省に先進事例として紹介されるなど、和歌山県田辺市の空き家対策が全国的に注目されているものと存じますので、紹介をさせていただきます。

田辺市では、不動産流通に乗らないような物件であること、所有者や相続人が遠方または高齢で将来的に管理不能であることと判断した場合は、市が所有者と隣接住民の間に入って意向を確認し、解体費と登記費程度で売買できるよう働きかけをされています。

この仕組みにより、空き家を処分する際に所有者の自己負担はほぼなくなり、隣接住民や地域の安全・安心を確保し、取得した土地を駐車場や家庭菜園等に活用できるようになります。さらに、田辺市にとっては適正に管理されていない、いわゆる危険空き家が減少傾向にあるとのことで、三方よしの取組となっているものです。

本町におきましてもこの事例に倣い、町から働きかけを行った結果、令和5年度に空き家の所有者と隣地の所有者との間に弁護士が入り、実際に空き家の解体を進められたという事例を創出することができました。

町といたしましては、問題となっている空き家について、住民の方に寄り添う姿勢が大切であると考えております。今後も田辺市のような先進地事例の手法を取り入れながら、マイナスイメージの強い空き家対策をプラスに転じていける仕組みづくりに尽力してまいりたいと考えております。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 町長、答弁ありがとうございます。人口減少が進む中で、空き家問題は地方、大都市を問わず深刻化しております。何から手を付けてよいか分からない所有者への官民のサポートを充実させる必要があると思います。また、豪雨や地震など、被災した場合、復旧作業を妨げる原因ともなります。所有者が県外や、所有者が分からないとした所有者の意向確認に難航し解体できないケースが出てくるおそれがあります。

政府は、昨年4月施行の改正民法で所有者不明建物管理制度を導入し、被災した建物の所有者が特定できない場合、自治体の申立てを受けて裁判所の選任した管理人が所有者の代わりに公費解体を申請し処分できるようにしました。制度の活用が広がるか今後注目されるところでございますが、当町もしっかりと対策を講じていただくようお願いいたします。

次の質問に入ります。質問2問目に行きます。

小学生の登校、下校時の安全確保についてお伺いします。

令和4年の12月議会では、小中学生の登下校時の8号線横断が非常に危険であるから、横断時の誘導員を配置できないものかと質問いたしました。本町の予算がひっ迫している状況であることは承知の上で、再度、登下校時の小中学生の安全性を高めるために質問をします。命に関わることですから、通学路の安全確保についてしっかり対策をしてほしいと強く思っております。

近江八幡市で、信号機のない横断歩道に横断者サポート表示板を4月に設置されました。既に他県でも設置されております。その効果を尋ねますと、車の停止率がアップしたということです。本町においても横断者サポート掲示板の設置が必要な箇所があり、設置を強く望むのですが、回答をお願いします。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

教育委員会では、学校や道路管理者、警察、地域住民と連携して、平成24年度から通学路合同点検を実施しており、定期的に危険箇所の把握に努め、順次安全対策を図っているところでございます。

令和5年度に実施いたしました通学路合同点検後に対策を実施した箇所の一例では、愛知川庁舎近くの横断歩道がより目立つよう警察のアドバイスを受け、横断歩道の前後に黄色のカラーペイントを行い、児童横断箇所の看板を設置したところでございます。

御提案いただいております横断者サポート表示板につきましては、令和6年4月に県内の交通安全協会が設置されたものであり、過日、現地確認を行ったところでございます。どの程度の効果があるのか注視し、十分な見極めが必要であり、簡単には判断できないと感じたところであります。今後もどのような対策が有効な手段であるのか、情報収集に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 答弁ありがとうございます。

この信号機のない横断歩道に横断者がいることをドライバーに知らせる横断者サポート表示板、これ先ほども申しましたが、近江八幡市の出町のさくらっこ保育園前に設置されています。その辺りを通ることがあれば見てもらえればと思います。

皆さん御存じと思いますが、道路交通法では横断歩道を渡ろうとする歩行者がいる場合、車は横断歩道の手前で一時停止する義務があります。この横断者サポート掲示板は、横断歩道があることを知らせる青色の標識に加え、横断歩道に近づいた歩行者をセンサーが感知し、横断ありの表示が点滅します。これによって車の停止率がアップしたという実績があります。ぜひ設置に向けて前向きに検討していただくことをお願いしまして、次の質問に移ります。

こどもまん中社会を実現するためにお伺いします。

人間関係の希薄化、孤独、孤立問題の深刻化が地域社会の問題として浮き彫りになってきています。そんな中でこどもまん中社会を実現するためには、多様で包摂的なつながりや支え合いの関係を広げる地域共生社会づくりが不可欠であると私は考えております。多様で包摂的なつながりや支え合いの実践事例を、以下の3点について報告をお願いします。

1点目、町内各自治会における子供や家庭を取り巻く環境課題の解決に向けた取組事例の報告をお願いします。

○議長（森野 隆君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（増居志穂君） 答弁申し上げます。

町内自治会における子どもや家庭の環境課題の解決に向けた取組事例として、子ども食堂が挙げられます。

現在、町内において、とよくに子ども食堂、西出子ども食堂、島川子ども食堂、トワイライトばらでいろの4つの子ども食堂がありますが、自治会や地域のボランティア団体が主となって運営をいただいている子ども食堂としては3つとなります。

子ども食堂は、食を通じて地域ぐるみで子供を見守り育てていく垣根のない居場所です。子供たちが安心できる人と出会い、みんなで温かい御飯を食べたり、勉強や遊びを共にすることにより、子供たちにとってほっとできる空間を大切にして運営をされております。

参加する子供同士、親同士のコミュニケーションを図る機会になるだけでなく、食事を提供してくださる方や食事を食べに来た高齢者など、地域の多様な人とのつながりも育んでおられ、防犯や地域活性化など、ほかの面でもよりよい影響をもたらしていると思われまます。

いずれの子ども食堂も、運営される方々の子供たちに対する温かいお気持ちで成り立っておりまして、その活動に敬意を表したいと思っております。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 2点目に入ります。町内校園における子供や家庭を取り巻く環境問題の解決に向けた取組事例の報告をお願いします。

○議長（森野 隆君） 学校教育担当課長。

○学校教育担当課長（奥村 晃君） 昨年度、町内小学校において、家庭との連絡が長期間取れず、児童の安否確認が困難であった家庭に対して取り組んだ事例があります。児童が登校しないことから、学校はほぼ毎日対象家庭を訪問するとともに、役場関係課とも情報共有し連携していたものの、状況の改善には至りませんでした。

そこで、学校、子ども支援課、教育委員会、福祉事務所、スクールソーシャルワーカー等の専門家による連携のありようや中身を見直すケース会議を重ねました。具体的には、1、それぞれの役割分担を整理、明確化すること、2、保護者の困り感等を共有し、保護者に寄り添うスタンスを確認しつつアプローチすること、3、確認した取組の方向性に従い、それぞれが明確化した役割を持続可能な形で粘り強く進めたこと等が功を奏したと捉えています。

連携が時には形式的でちぐはぐな動きになったりすることは少なくありません。今回の事例から、1、対象家庭に関する詳細にわたる情報共有と深い理解、2、連携する内容の精査や方向性、連携したチームの組織力、まとまりといったことを今後の連携の際の重要な留意点として生かしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 今、答弁いただきましたけれども、ネグレクトという言葉を目にするときがあります。これは具体例として、栄養不足とか極端な不潔、怠慢ないし拒否による病気の発生、学校に登校させないなどがございます。また、受けた子供に症状が多いのは、栄養や感覚、刺激の不足、日常的な世話の欠如による生活年齢

にそぐわない極端な発育障害や認知能力の遅れが生じております。母親から愛情不足で育った人の特徴としみしても、自分の存在感が分からない、自分の価値や存在意義に対して不確かな感じを持つことがあるとか、ここにいるのが不安になる、心から人を信じられない、本当の自分が分からない、素でいられる友人がいない、心を許した人に依存してしまうという事例があります。私なりに調べて、解決法として対処法を6つほど紹介しますが、本人の考えを聞いて受け止める、認知症などの精神疾患がある場合には病院に行く、介護サービスを利用する、地域包括支援センターからの支援を受ける、家事代行サービスを利用して家を片付ける、不用品回収業者を利用して家を片付ける等々がございました。こういうネグレクトのことがあるのかないのか、またそういう対処をして、今後もあるのか、そういうようなことをちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（森野 隆君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（増居志穂君） 今ほどの御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まずは児童に関するネグレクトということは、18歳未満のネグレクトに関しては子ども支援課のほうで管轄をさせていただきまして、現在も二十数件、町内のほうで管理をさせていただいておるところですけれども、もちろん教育委員会のほうや子ども支援課、あと福祉事務所等々の関連機関で状況によってケース会議をしておったりだとか、あと要保護児童対策地域協議会のほうで実務者会議等々で支援内容のほうの検討をさせていただいておるところでございます。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） ありがとうございます。もし後で良ければ、また詳しいことを聞かせてください。お願いします。

次の質問に入ります。

町内各自治会における障害者と健常者のつながりや支え合いの実践事例の報告をお願いいたします。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） お答えさせていただきます。

愛荘町では、誰も取り残されないみんなが主役の社会へをテーマに、みんなが支え、支えられる地域共生社会の実現を目指しており、障害のある方もその一翼を担う大き

な存在であります。

地域共生社会を醸成させる必要性の最たるものとして、災害時の支え合いがあります。例えば、長野西自治会では区民防災訓練の中で避難行動要支援者の移動手段として、車椅子を使用した訓練を地域の役員が行うなどの取組をされています。

また、先日4月24日に開催いたしました区長総代会で避難行動要支援者に関する町の取組や現状についてお話をさせていただきましたが、その後、共同作業所と近隣集落との合同防災訓練実施についての相談を頂いており、現在、協議を進めているところでございます。

障害のある方との触れ合い等を目的とした事業を各自治会でどのように実施されているのかについては、調査等実施していないため全ての内容は把握できておりませんが、防災関連以外にも地域で様々な取組があれば、町としても実例から学んでいきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） ありがとうございます。地域共生社会、地域づくりとありましたけども、制度、分野の枠やら、支える側、支えられる側という従来の関係を超える人と人、人と社会のつながり、一人一人が生きがいや役割を持って助け合いながら暮らしていくことができる包摂的なコミュニティ、地域や社会をつくるという考え方、それには大切なことがあります。障害があるないにかかわらず、女の人も男の人もお年寄りも若い人も、全ての人にお互いの人権や尊厳、中身のことは知っておられると思いますから述べませんけれども、尊いものと認めて大切に支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる社会、これが私は共生社会とっております。

それを目指していくためにはどうすればいいか。環境のバリアフリーと心のバリアフリーが必要です。障害や障害者の困り事の理解を深めたり手助けをしたりするなど、一人一人が具体的に行動を起こすことで共生社会が実現するのではないかなと思っております。

そして、インクルーシブ教育がなぜ必要か。子供は子供同士で共に刺激し合い成長するのであり、集団で活動することできる力を養うためにも、合理的な配慮のもと共に学ぶことが、その成長に必要不可欠と考えております。

そこで、皆さんの各課の担当の方はどのようにお考えになるのか、答弁をお願いし

ます。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。福祉課といたしましても、インクルーシブの考え方については重要視のほうをさせていただいております。昨年7月にふれあい広場のリニューアルオープン式典のほうをさせていただきました。その公園につきましては、インクルーシブ、誰でも集える公園というコンセプトを用いまして、インクルパークと名付けまして、皆さんに集っていただける公園としてPRのほうをしております。幼い頃から障害のある方、高齢の方、社会的に支援が必要な方について、子供たちが理解をしていくような場面というのをつくっていきたいというふうに思っておりますので、御支援のほうよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） ありがとうございます。では、次の質問に行きます。

最後の質問となりますけども、ひとり親・共働き家庭の就労支援についてお伺いします。

ひとり親・共働き家庭における子供の保育園の入園時や小学校入学時の学童保育の入所において、保育園入園・学童保育入所の可否、保育園や学童保育所の保育時間の延長の可否により、親は就業時間や雇用形態の見直し変更、最悪、離職を考えなければならぬケースがあります。

ひとり親・共働き家庭の就労を支援するための行政施策を実現するために、以下の4点について説明をお願いします。

1点目に入ります。就業時間や雇用形態の見直しの変更、最悪、離職を考えなければならぬケースの親の悩みや不安に行政は耳を傾け、親に寄り添いながらその悩みや不安を支援したことがあるのか、報告をお願いします。

○議長（森野 隆君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（増居志穂君） ひとり親や共働き世帯にとって、保育所や学童保育所の入所に係る不安や悩みは大変大きいものと存じております。

愛荘町では、子ども支援課に保育コーディネーターを配置し、保育所や学童保育所の入所に係る保護者一人一人の相談に丁寧に耳を傾け、それぞれのケースに応じた助言を行っております。

また、必要に応じて、県の滋賀マザーズジョブステーションなど、関係機関と連携しながら支援を実施しております。

以上です。

○議長（森野 隆君） 学校教育担当課長。

○学校教育担当課長（奥村 晃君） 子ども支援課長の答弁にありましたように、ひとり親や共働き世帯にとっての悩みや不安は大変大きいものと感じております。

学校、園におきまして、保護者が子育ての悩みを相談される中で、就労等の不安を挙げられた際には、丁寧に傾聴し、ケースに応じて関係機関につなぐようにしております。

以上です。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） ありがとうございます。

2点目に入ります。全国における学童保育の待機児童は約1万6,000人と聞いております。本町における学童保育の待機児童数は何人か報告をお願いします。

○議長（森野 隆君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（増居志穂君） お答えいたします。

本町における学童保育所の待機児童数は、令和6年6月1日現在でゼロ名となっております。

以上です。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） ありがとうございます。

3点目に入ります。令和6年度の公立保育園入所希望者は何人か、また入所できなかった人数は何人か、報告をお願いします。

○議長（森野 隆君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（増居志穂君） 今年度におきまして、愛荘町立つくし保育園を第1希望として入所の申請をされた方は51名、第2希望で申請をされた方が23名、第3希望で申請された方が19名おられました。そのうち、つくし保育園のほうには16名が新規入所されました。

民間保育所や町立幼稚園などいずれかの園に入所された方や、申請後、入園を取り下げられた方を除き、つくし保育園に入所希望をされたにもかかわらず入所できなかった

った方は18名となっております。

以上です。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） ありがとうございます。公立保育園というのはつくし保育園のことなんですけども、このつくし保育園の経緯とか歴史とかは御存じだと思うんですが、これ同対事業で多分建てられたと私は聞いております。それで、就労の安定をと造られたと聞いてます。保育園を選ぶのに近くで選ぶのがほとんどの方だと思うんですよ。共働きとかいう家庭の平等、どういうことなのか考えさせられるんです。やっぱり近くにそういう保育園などがあれば近くに入れたい、これはほんまの本心やと思うんです。そのようなことをどのように捉えているのか、考えておられるのか、ちょっと質問させてください。

○議長（森野 隆君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（増居志穂君） 今ほどの御質問にお答えさせていただきます。

もちろん、つくし保育園につきましては同対事業のほうで創設されたというのは承知いたしておるんですけども、愛荘町については区域のほうを設けず1つの区域として保育園、どこでも秦荘地域の方が愛知川に来られたり、また愛知川地域の方が秦荘のほうの保育園に入れたりというようなことで、1つの区域で比較的距離のほうも移動しやすいというようなところから、1つの区域という形で保育園のほうの入所のほうの調整をさせていただいておるところです。もちろん、近くの保育所を御希望されるというのは保護者さんの多いと思われるので、あと愛知川地域のほうが子育て世帯の方が比較的多いということで、そちらのほうの入所が多く希望なさっているところは承知いたしておるんですけども、区域としては1区域というような形で調整をさせていただいておるところです。

以上です。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） すみません。再質問させてもらいますけども、こういう例が聞いたんですけども、それがここだかどうかはちょっとはつきり分かりませんが、仕事でパートが決まっていたのでひたすら空きを待ったと、探したと。例として、結局、町内で入所できずに、他の町や他市で一時預り保育を利用して、たまたま夫がそのときリモートワークであったから車で送迎できたと。これも無理な選択をさせら

れたという例が1件。入りたければ就労証明書を取ってきてと、だから必死で就活したそうです。フルタイムの正規職が決まったために、これ預け先がなければ内定を辞退するしかない。だから、ほかの保育園に預けたという例があります。保護者を苦境に追いやっているのは、入れなかったときの受皿がない実態である。これはいろいろあるんでしょうけども、保育園の増設や保育士の処遇改善が緊急に実施されるよう求める声も強まっております。また、待機はないとおっしゃいましたけど、待機を強いられていて保護者への支援も含めた対応が必要と思います。

まずこういう例がありますけれども、こんなことも今まであったのかなかったのか、またそういう対策をこれからもするのかどうかということなんですけども、どのようなお考えでおられるのか、もしこういうことがあればですよ、なければ結構ですけども、お伺いします。

○議長（森野 隆君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（増居志穂君） お答えさせていただきます。

町内の保育所に入れなかったために町外の保育所でありますとか、あと無認可の保育所のほうに入所をされて、翌年もう1回、町内の保育所のほうの入所申請をなさった方というのは過去もいらっしゃるということで承知しております。確かに、預け先がなければお仕事ができないんじゃないかというようなところは重々承知の上なんですけれども、現在、町内のほう、保育のニーズのほうが高まっております、どうしても休職活動中であるとか、そういった方につきましては今、入所が困難になっておる状況で、現在は保育所のほう、就労しておられる方がほとんどの方がそういう入所をされているというようなところでありまして、待機のほうの対策については、いろいろな今後の保育ニーズとか子供さんの増減とか、そこら辺も含めまして調整、いろいろ検討してまいっていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

4点目に入ります。保育園の職員の退職が多く、入所定員数が減少して入所できないケースがあったと聞いております。すみません、先にやりましたね。ごめんなさい。後先間違えました。先走り過ぎました。申し訳ないです。そんなケースがあったか、報告をお願いします。

○議長（森野 隆君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（増居志穂君） お答えさせていただきます。

定員数のほう、減少して入所できなかったケースがあったかという御質問についてお答えをいたします。

つくし保育園の入所定員につきましては100名になっておりますが、基準の範囲内での弾力的な運用により定員を超える受入れが可能でありますことから、令和4年4月1日現在では104名、令和5年4月1日現在で106名のほうを受け入れてきました。令和6年4月1日現在のつくし保育園の入所人数は102名となっております。昨年の同月と比べますと、入所者数は4名減となっておりますが、定員を超える入所者数となっております。

保育所の入所定員につきましては、町の子ども・子育て支援事業計画におきまして、ニーズ調査や町の状況を踏まえて設定して県へ届出を行い決定をしているものでございまして、職員の退職を理由に入所定員を減らしたという事実はございません。

以上です。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 最後の質問に入ります。そんなケースがあったのなら、その対策をどのように考えているのかお伺いします。

○議長（森野 隆君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（増居志穂君） 子供や家庭についてお考えいただいた上での御質問を頂き、ありがとうございます。先ほどの御質問でもお答えさせていただいたところですが、つくし保育園の定員としては減らしてはおりませんので、定員を減らしたために入所できなかったというケースはございません。

以上です。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） どうもありがとうございました。今、国も、子ども誰でも通園制度を御存じだと思っておりますけども、こういうことも強く推してますので、やっぱりそういう待機児童がないように、これからも努力してやってください。よろしくお願ひします。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森野 隆君） これで、3番、中川喜代和君の一般質問を終わります。

○議長（森野 隆君） 暫時休憩いたします。再開を13時、1時からとさせていただきます。

休憩 午後0時10分

再開 午前1時00分

○議長（森野 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、放映を御覧の皆様にご報告申し上げます。放映のカメラの不都合により、総務産業部門の答弁者側のカメラが映りません。よって音声のみとなりますので、御了承をお願いいたします。

それでは、本日、竹中議員より会議に遅れる趣旨の申出がありましたので御報告いたします。

◇ 久保田正利君

○議長（森野 隆君） それでは一般質問を始めます。1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 1番、久保田正利。一般質問をさせていただきます。

障害者差別解消法改正による合理的配慮の義務化について、一問一答で質問させていただきますので、よろしく申し上げます。

令和3年に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されました。障害者差別解消法では、行政機関、事業者などに対して、障害のある人への障害を理由とする不当な差別取扱いを禁止し、障害のある人から申出があった場合に、合理的配慮の提供を求めることなどを通じて共生社会を実現することを国として目指されています。

このような背景がある中で、行政機関は事業者などの模範となるよう物理的環境への配慮、意思疎通への配慮など、様々な状況により柔軟に対応することが必要だと思います。このことから質問させていただきます。

はじめに、令和3年の障害者差別解消法以来、これまで行政機関として具体的にどのような取組をされてきましたか。御答弁願います。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 障害者差別解消法は、平成28年4月1日に施行され、今回、令和3年の改正により令和6年4月1日から合理的配慮の提供が事業者においても義

務化されました。行政機関については、以前から合理的配慮の提供は義務となっており、愛荘町では窓口での筆談対応や足が不自由な方へのエレベーターへの誘導、各種講演会や病院受診等への手話通訳者の派遣を行っており、令和4年度からは愛荘町障害者施策推進会議への言語聴覚士派遣を実施するなど、積極的な取組を推進してきたところです。また、12月の障害者週間には、広報あいしょうにおいて、障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重し支え合う社会の実現に向けたPRを行っています。

町では、誰も取り残されない、みんなが主役の社会へをテーマとした地域共生社会の考え方の中で、障害の有無にかかわらず全ての住民が社会の大切な一員として差別を受けることなく安心して豊かな暮らしを送っていただくことを目指しております。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 少し再質問をさせていただきます。今、御説明の中で、「実施するなど」と言われたんですが、この「など」というのはどの辺までぐらいが当たるのでしょうか。御説明ください。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。今ほど町長のほうが答弁申しました内容がほとんどなんですが、「など」というのを付けさせていただいたのは、特に手話通訳者の派遣につきまして、ここで例示させていただいたもの以外に、コロナワクチンの接種、あと介護認定の調査、それと就職活動にも派遣のほうさせていただいておりますので、「など」という言葉でくくらせていただいたということになります。以上でございます。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 再質問させていただきます。幅が広いというのは重々理解をしてるんですけども、今回4月1日からの改正に当たっての行政機関としての取組をお聞きしてるんです、取組を。過去にあったバリアフリーであったりとか、そういうようなことはもう既にやっていて当然のことなんですよ。なので、私はあえて取組をというふうにお聞きさせてもうたんで、もう一度お願いします。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。この障害者差別解消法につきましては、当初より行政機関については義務化がされておりました。今回、令和6年の

4月1日については、今まで努力義務だったものが義務化というのが、事業所に対してという法律改正になっております。行政といたしまして、愛荘町が過去にやってきたことイコール現在も継続してしていることということで説明のほうをさせていただいております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 今のことで再質問させていただきますが、事業者への啓発というのはどのように考えられていますか。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。4月1日から改正法が施行されるということで、ちょっとタイミング的には遅い部分もあって申し訳ないんですが、この改正の合理的配慮の提供につきまして、事業所につきまして6年の4月より努力義務から義務化されたということでございまして、毎年度実施しております事業所内構成採用選考、人権啓発推進の町の職員によります企業訪問のほうを実施しております。本年も7月の訪問で内閣府が作成いたしましたリーフレットを配布させていただく方向で、担当課の商工観光課と現在、調整をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 次の質問に入らせてもらいます。この合理的配慮の提供が義務化され、約2か月が経過します。これからの本町の責務をお教えてください。先ほどちょっと言っていたんですが、改めてお聞きします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 先ほども答弁を申し上げましたように、地域共生社会の考えのもと、社会の大切な一員である障害をお持ちの方が差別を受けることなく安心して豊かな暮らしを送っていただくための配慮こそが、町としての責務であると考えております。

それには、個々のニーズの把握、社会的障壁の除去、過重負担の軽減、本来業務が付随され本質に変更が生じないこと、そして何より対象者の意向が尊重されるよう配慮することだと考えています。

今後におきましても、町全体の取組となるよう、あらゆる機会を捉え、事業者への

啓発も含め継続的な啓発を行い、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供を通じて地域共生社会の実現を推進してまいります。

また昨年には、ラポール秦荘ふれあい広場リニューアルオープンイベントで障害者グループによる演奏発表や障害者団体のブースによる啓発活動を実施しましたが、将来を担う子供たちが正しい知識と思いやりの心を育む子供参加型の事業を今後も実施してまいります。

庁内で連携を図り、あらゆる機会を捉え、事業者への啓発も含め、町全体の取組となるよう努力することが責務であると考えております。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 今の件について再質問させていただきます。どんどん進めていくということをお聞きしましたけれども、ちなみに愛荘町には簡易的なスロープはありますか。教えてください。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） お答えをさせていただきます。

簡易的なスロープといいますか、携帯型のスロープについては持っております。特に選挙等で使用させていただいているところでございます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 再質問させていただきます。それで、私、例えば庁舎なんですけども、出入口はバリアフリーになってます。勝手口と思われる出入りの箇所は3つあります。と認識してるんですね。ここにそれがあるような雰囲気はないんですけども、通常すぐにこれが使える、あれが使えるというのが、障壁がなくなるというのではないのでしょうか。来たから出すのではなくて、僕はそうやと思うんですけども、そのことについてお伺いします。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） お答えをさせていただきます。

正面はともかくといたしまして、南北、それと西側の中央口の裏側になりますけれども、確かに東西につきましてはそのように対応させていただいてないんですけども、特に裏側の出口につきましては車椅子でも入れるというようなスペースと対応させていただいているというところでございます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。なかなか障害を持たれた方というのは、自分のことをフリー、我々建築士会のほうでは、いろんな講習がある中で自分たちはフリーやとすごく思うてしもうておられるんです。なので、常時ないと、わざわざ職員の方にしてもらわなければあかんとか、そういうような消極的な気持ちになられてるんですね。それを解消するんは今回の内容やと思うてるんですけども、今後ですけど、そのことについてどういうふうに思われますか。お答えください。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） いろいろと御理解いただきましてありがとうございます。特に今、この差別解消法につきましては、障害のある方がいろんな活動をするときに制限がかからないようにするということをごさいますて、そういった制限がかかるということにつきましては、関係する施設、特に公共施設につきましては、そういったところと話をするといいですか、建設的な話合いということが非常に大事だというふうにされているのが、この差別解消法のところのポイントかなというふうに思っております。おっしゃるように、まず今の物理的に設置が困難かどうかということも含めまして、一度、総合的に判断をしていく必要があるのかなというふうに思っておりますので、そもそも合理的配慮という部分をしっかりと再度もう一度確認しながらですけども、考えていきたいというふうに思っております。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 再質問させていただきます。どうでしょう。まだ2か月なので、対応ができてないというのも十分分かるんですけども、先ほど私のほうも確認しまして、平成28年からもうスタートしてると思うてるんです。なら、今回改めて細かなところできてないというのは、私はちょっとどうかなと思っております。今後の対応を御説明願います。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） ありがとうございます。今ほども言わせてもらいましたように、この差別解消法につきましては、合理的配慮の提供について、障害のある方が制限が、活動も含めてですけども、されないということが大前提でございますので、そういった制限がされるというときにはつきましてはバリアを取り除く必要があるというふうに思っておりますので、そういったところの合理的配慮の

提供につきましてはしっかりと考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

それと、この法律で、特に物理的環境の部分もそうですけれども、ソフト的な、町の職員がどういうふうに障害のある方に対して、申出があった場合にしっかりと対応できるかというところが非常に大事やというふうに思っておりますので、その部分についてはしっかりとバリアを取り除く行動ということで、素早く適切な行動を取っていききたいというふうに思っているところでございます。

今ほど言わせてもらいましたように、南北の部分につきましては、物理的、技術的なところもございまして、総合的に判断をさせていただきます、今後検討をさせていただきますというふうに思っております。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 次の質問に行く前に1点だけ、今のラポールふれあい広場の件につきましては4番目に聞かせていただきたいと思っておりますので、ちょっとここではもう一度最後にさせてもらいたいと思うんですけども、今の新保健センター、旧の保健センター、庁舎との間は全て車椅子は段差なしで行ける構造になってるのでしょうか。外構工事のほうはそういうふうになってるのでしょうか。

○議長（森野 隆君） 公共施設最適配置推進室長。

○行革・DX推進室長兼公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） お答えいたします。

今現在、庁舎から今度庁舎別館になります旧保健センターの間に段差がございますが、今回、渡り廊下を付けさせていただきますので、庁舎の高さに合わせた形で渡り廊下を付けさせていただきます。そのままスロープで行けますのと、あと前は駐車場になりますので、そのままフラットな状態でその隣の新保健センターまで移動が可能になっております。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 当然のことながらと思ってるんですけども、あえてここで確認させてもらいました。

次に、庁舎等リニューアル工事で、物理的環境への配慮を反映した具体的な改修内容を教えてください。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） 庁舎等リニューアル工事につきましては、令和5年7月より着手をし、庁舎別館の改修及び新保健センター棟の新築が終わり、令和6年7月1日より新保健センターとして開所並びに福祉部局の業務を開始いたします。また、愛知川庁舎については、令和6年12月の完成を目指し、現在、工事を進めているところでございます。

今回の工事における物理的環境への配慮を反映した内容につきましては、全ての和式トイレを洋式化へと改修するとともに、誰もが使いやすい多目的トイレの設置といたしまして、車椅子での利用やオストメイト対応に加え、幼児が使いやすいよう設計された通常サイズよりも小さい便器の設置を予定しております。

そのほか、おむつ替えベッドやシンクを備え付けたベビー休憩室をつくとともに、滑り止めを施したスロープ及び手摺りや、階段手前に展示案内の設置改修を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 唯一、幼児の休憩所というのは、今回の内容に含まれているかなと思っているんですけども、そのほかに関しては既にもう平成4年、2年ぐらいから、誰もが誰待ちと僕らは話をしてるんですけども、既にその対応はしなくてはいけないようになっておりますので、あえてここで改めて言っていただくような内容ではないかと思ってるんです。今回の内容について、これだけは前とはまた違うという内容の項目があるようでしたら、少しそこを御説明ください。

○議長（森野 隆君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

今、議員もおっしゃっていただきましたように、新たなベビー休憩室という部分につきましては、男性育児の部分も考慮したベビー休憩室を設置しようと考えております。また、職員のアイデアからも、構造上少し灯りが取りにくいというところもありましたが、自然光を取り入れたようなベビー休憩室という形で解放感あるものに換えようという考えでおります。

以上です。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 再質問させていただきます。今回の庁舎リニューアル工事で

物理的環境への配慮への反映ができてないところは、庁舎としてできてないところはありますでしょうか。お答えください。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） ちょっと回答のほうは非常に難しい部分がございますけれども、ここで言う差別解消法の合理的配慮の中の物理的環境の配慮でございますけれども、そういった部分につきましては、はっきりとないとは申しませんが、ただ障害のある方につきましてはいろいろと特徴もございますし、性別、それと年齢、そういった障害特有のいろんな状態がございますので、そういった方それぞれの全てに対する配慮というのはなかなか難しいんですけれども、そういった方々に対する配慮をできるだけなくすようにはいろいろと検討はさせていただいているところでございます。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ちょっと細かい話になりますけれども、今回のリニューアル工事で設計の発注、基本設計の完了、実施設計の完了、建確の日時、施工業者の決定についてお教え願います。日付についてお教え願います。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） お答えをさせていただきます。

まず設計の関係につきましてはプロポーザル方式を実施しておりますので、基本設計と実施設計につきましては1つの契約とさせていただいております。公告が令和2年10月15日となっておりまして、契約の期間は令和2年の12月7日から令和3年の10月25日となっております。それと、建築確認の許可日は令和3年10月の15日です。それと、工事でございますけれども、発注日といたしまして5月25日の公告とさせていただいておりますので、これは契約議決案件でございますので、3つの工事がございますけれども、契約の議決日が令和5年の7月の19日となっております。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 再質問させていただきます。

あえてなぜそれをお聞きさせてもうたかと言いますと、今回のほうに関しては平成28年で令和3年に改正されてるんですね。ということは、今回のリニューアル工事には発注であったりとかそういう内容が反映されてしかるべきやと思うんですけれど

も、なぜ抜けたのか。先ほど全てが全てじゃないとおっしゃられたので、あえて聞きますけれども、なぜ抜けたのか教えてください。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） 基本的に物理的環境の話ということで御理解をさせていただいてるんですけど、その部分につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたように、誰もが住みたくなる福祉、滋賀のまちづくり条例というのがあります。これの基準がありますので、どちらかと言いますと、その基準に従いまして専門家のお知恵を拝借いただきながら進めさせていただいているというところがございます。今のこの差別解消法の部分につきましては、先ほども言わせてもらいましたようにいろんなパターン、場合がございますので、それにつきましてはやはりハード分も大事です。それは非常に大事なんですけれども、しっかりと職員がそれに対して話し合いをさせていただいた上で対応するということが一番大切だなというふうに思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 僕は、ソフト面とかハード面とかいうのはあまり好きじゃないんです。じゃあ辛抱すればいいのかという話になってきます。だから、優先順位と、やっぱりどこまでが優先順位なのでしょうかというところを聞きたいんです。先ほど、ほかにありませんかと言ったときに言ってほしかったんですけども、議場は大丈夫ですか。傍聴席は大丈夫ですか。もしやられるのであれば、優先順位は高いはずやと思います。その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） ありがとうございます。確かに議場もそうですけれども、傍聴席のことを特に言っているのかなというふうに思っています。役場の中でも協議のほうは、内部ですけれどもさせてはいただきました。ただ御承知のように、入口の間口、その前後のスペースが限られているというのと、あと廊下と傍聴席の高さが高低差が約1メートルぐらいあるので、非常にスロープの設置等々につきましては物理的に難しいのかなというところもございました。それとあと、議会のこの状況といいますのは、ネット配信とか、庁舎1階の大型テレビでも状況を映させているということもございましたので、そういったことも含めて総合的に判断をさせていただいているところでございます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 1 階のほうでDVDなり放映の場がよくあるパターンではあるんです。コンサート会場でも子供さんを連れていきたいけれども、入れない方はホールでそういう上映されてやるとかいうのもやっぱりありますので、その辺はわかりますけれども、庁舎リニューアルですので優先順位は高いはずやと思います。先ほどそういう話もありましたがというふうにお答えいただきましたけど、その協議内容が後に回ったのは何で回ったんでしょう。そのほかにやらなければならないことがあったんでしょうか。ハード面やからでしょうか。お聞かせください。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） お答えをさせていただきます。

今ほど内容を議論させていただいている中で、物理的に非常に、スロープとかする場合には非常に物理的に困難、技術的にちょっと非常に難しいのかなという部分がございますので、そういったところについて総合的に判断したんですけれども、やはり何がこの解消法で大事かというところにつきましては、物理的環境の中で整備させていただくのが一番ベストやと思いますけれども、もしそういったところが困難な場合につきましては、しっかりと、申出いただいたときに町の職員のほうで対応させていただくというところが大事やなというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） もちろんそうなんですけれども、廊下の幅が狭いであったりとか、中廊下であって両側居室の場合は1.6メートル以上ないとあかとかいうのはやっぱりあります。ここは1,800ですか。だから、入れへんのは十分分かってるんですけれども、傍聴席の普段の席数からいうと、もう少しスロープのために減らすなり、1メートルぐらいの高さであれば、座りながらのエレベーターもやっぱりあります。こんなんというのは、そんなにハードルの高いようなものではないと思うんです。なので、例えばこの壁が耐震壁でありますよと、奥の壁はRCではないので耐震壁ではないですよというのであれば、十分改修はできると思うんです。やっぱりそういう協議をされたか、されなかったかと思うんです。十分していただいているとは思いますが、やっぱりもっと障害のある方もない方も平等にということを言われてますので、やっぱりそこはどれだけハードルが高かろうと、やっぱり取り組んで

いくべきやと僕は思っております。最後にその思いについてお答えください。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） ありがとうございます。設置、物理的環境の対応について、させていただくことが私もベストやというふうに、それは思っております。そういった中で、今言わせていただいたハードル等はございますので、特に技術的なところはございますし、特にこの差別解消法の中でも、何回も言わせてもらいますけれども、特に重要であるというところにつきましては、障害のある方がどうされたいのか、どうお申出をされたかというところに対しまして町の職員がしっかりと対応するということがございますので、傍聴席で傍聴したいという御要望がございましたら、今の現状におきましても、しっかり車椅子を中に入れてさせていただいて、町の職員が移動も介助支援させていただいた上で傍聴いただくというところが一番大事やというように思っております。また、技術的な部分につきましては議員も詳しいと思いますので、そういったところも踏まえましてまた御相談させていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 何度も言ってもあれですけども、やっぱり改修していかないかん優先順位はやっぱり十分協議いただいていると思うんですけども、やっぱり一歩前に進んでいただいて改修していってもらわなあかんと思うんです。先ほども町長が言われましたように、誰も取り残されない、みんなが主役の社会へというふうに言っている以上は、やはり言葉だけでなく、文字だけでなく、やっぱり実践していただきたいなというふうに思っております。また引き続きよろしくをお願いします。

次の質疑に入らせていただきます。令和5年6月末、7月にインクルパークとしてリニューアルしたラポール秦荘ふれあい広場ですが、令和6年度も遊具設置工事を実施されております。ほかの公園も含めて、利用される方々、専門家などと対話し、今後さらなるインクルーシブ化を構築される予定でしょうか。お答えください。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） インクルーシブ、包摂の考え方は、福祉分野にとどまらず、性別や人種、民族や国籍などによらず、お互いの人権と尊厳を尊重することを推進す

るものであり、愛荘町においてはラポール秦荘ふれあい広場において、初めてそのコンセプトを明確に導入いたしました。本年度、子ども・子育て施策推進交付金を活用して、障害のある子供さんも保護者や友だちと安心して楽しめる遊具3基の設置を計画しており、更に集いやすい広場へとその役割は大きくなります。

そのほか、川久保、山川原の児童遊園については、児童が安心・安全に遊べるような遊具をそれぞれ設置しております。また、みゆき公園は、誰もが利用できる施設として整備しており、それぞれに包摂の観点は確保できていると捉えております。社会の成熟化の中で様々な視点や視座を得ていく人間の強さや逞しさ、しなやかさに、勇気を得る思いでもおります。

今後も私たちが向き合うであろう社会ニーズに対しては、臨機応変に対応していきたいと存じます。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 再質問させていただきます。川久保、山川原等児童公園とおっしゃっていただいたのですが、当町の公園は何施設ぐらいありますか。

○議長（森野 隆君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後1時37分

再開 午後1時38分

○議長（森野 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） ちょっと公園の数につきましては手元に詳細な資料がございませんので、数多くございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 数多くあるところなので、そちらもやはりインクルパークとしての整備を僕はしていくべきやと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） 重要なことございますので、いろいろ状態、状況、環境、公園それぞれの特徴もございませし、予算もございませし、それ

ぞれの関係する部局、課と協議しながら、できるところからやっていきたいというふうに思っております。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） もちろん、そういうふうにしていただかなあかんと思います。先ほど町長より、社会のニーズに対して対応していきますということがあると思うんですけども、ニーズがあればなんでしょうか。それとも率先してやっていただけるんでしょうか。お答えください。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 先ほどの答弁の中でも、私たちが向き合うであろう社会ニーズ、今後もということでも使用させていただいております。それぞれの事柄に当然よってくるかなというふうにも思います。まさにすぐに対応せねばならないものということもそれはあるでしょうし、そして今いろんな議論がなされているなという事柄があった上で、それに対してどのような解決策を持ちうるかということもございますので、それを率先してというケースもちろんあるかとは存じますし、それぞれのケースバイケースであるというように存じております。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） もちろんそういうふうにも前向きに進めていただきたいと思います。あと、再質問させていただきますけども、今年度、ふれあい広場遊具設置工事で558万3,000円、重点施策の取組になっていますが、全協でも一度お聞きさせてもらったんですが、昨年7月に整備されたにもかかわらず今回されるというのは、経緯を教えてください。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。ふれあい広場につきましては、遊具の老朽化や芝生のめくれなど、地方創生の補助金を有効に活用し改修をした事業でございます。財源を考慮した限られた予算の中でできるだけ改修をさせていただいたというのが昨年度の事業ということになります。福祉課が管轄する施設ですので、独自性の在り方と発信すべきものを課内で検討させていただきまして、インクルーシブをテーマとした広場を提案いたしました。行政といたしましては、財源を確保しながら効果的な事業を実施するという手法は基本的な考え方であると思いますので、そのような考え方で事業を進めているということになります。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） そういう思いでやっていただいているのは十分分かるんですけども、私が言いたいのは、今、政策監も数多く当町の公園はあると言われたので、やはり 1 か所に偏るといのは、我々からしてみると少しどうかなというふうに思っております。なぜなら、昨年 5,000 万円ですか、数千万円の費用を出して整備されて、また同じところというところには、やはりなかなか理解しづらいところがあるんです。補助金が付いたからやるのではなくて、ほかにもやっぱり数多くあると言われたんですので、やっぱりそこは柔軟な対応をお願いしたいのですが、その件について答弁願います。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） 全体的な話やというふうに思っております。先ほども言わせてもらいましたが、公園につきましてはいろんな公園があると思います。やっぱり地域密着、それと町内外からも利用される公園、環境面もいろいろと違いますし、大きさ、それとか遊具の設置できる状況等もございまして、そういうところも総合的に考えていく必要があるのではないかなというふうには考えているところでございます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 総合的に考えるのであれば、余計に 1 つに偏ってはいけないのではないのでしょうか。課によって変わるものであるかもわかりませんが、僕はそういうふうに思います。取り留めのないことを言っても仕方がないので、全体のことを考えて、大きなところは大きなところ、中間のところは中間のところ、小さいところは小さいところなりに、みんなが楽しめるような施設であってほしいと思います。どこかに差があるわけでもなく、そういうふうに進めていただきたいと思っております。

私は逆に、秦荘のあの山の坂道はインクルーシブと言えますか。それを、いろんな意見があったら改修せなあかなということでお金を使われるのがまだ私は百歩譲ってでも、あの数千万円のお金をかけたんやけれどもなかなか気がつきませんでしたということやられるのなら僕はすごいなというふうに思うのですが、その辺いかがでしょう。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。ふれあい広場の山のことということでもよろしいですかね。インクルーシブにつきましてはいろんな方が集えるということですので、それぞれの方の特性に全てが応じたということはなかなか難しい、それとまた、山には登れないけれども例えば遊具では遊べる子供さん、それぞれの特性があるかと思しますので、全てに対して全ての方が利用できるような設備というのはなかなか難しいというふうに考えております。ただ、いろんな方が集えてそこで交流ができるということにつきましては、山が登れない方でも十分に体験ができるというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 先ほどから町長も言ってもらってますけど、全ての人に分け隔てなくということをおっしゃるので、登れる人、登れない人とか、そういう差をつけるという回答の仕方は僕はちょっとおかしいかなというふうに思っております。いろんな制約がある中で、公園の段差を造ったりするもの1つの方法かもわかりませんが、やっぱりあそこぐらいの広さやと、もう少し優しい環境でないと僕はあかんの違うかなと思います。それがバリアフリーやと思うんです。全ての方ができるのがバリアフリーやと思います。やはり障害のある人もない人も分け隔てなくというのが今回の改正の主きところやと思いますので、今後まだ2か月ですけれども、今後の改修内容であったりとか町の方針として前向きに進めていただければありがたいなというふうに思っていて、私からの質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（森野 隆君） これで、1番、久保田正利君の一般質問を終わります。

ただいま竹中議員が出席されておりますので、報告申し上げます。

○議長（森野 隆君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後1時48分

再開 午後1時48分

○議長（森野 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 澤田源宏君

○議長（森野 隆君） それでは一般質問を続けます。4番、澤田源宏君。

澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 保育士不足への抜本的な対応を、一問一答で質問したいと思います。

多くの保育士が退職されました。また、3月予算委員会では、各議員より保育士不足の対応について多くの質問がございました。町としての対応に疑問が残りますので、質問します。なお、子供の命を預かる重要な質問でありますので、細かい数字とかそういう現場のこととかは担当課でいいんですけど、町長が答弁いただくように、よろしく願い申し上げます。

1番目、保育士が退職された理由は何ですか。また、保育士の給与や職場環境面でのニーズをどのように捉えていますか。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 令和5年度末に保育士、幼稚園教諭が6名退職しましたが、退職理由としてはそれぞれ一身上の都合となっております。

次に、保育士の給与については、愛荘町職員の給与に関する条例及び同規則の規定に基づき決定しており、一般行政職と同じ給料表を用いております。

職場環境としては、民間保育所にも共通して言えることですが、保育所の開所時間、早朝、延長保育や土曜保育等により、職員体制の都合上、休暇が取りづらい状況であると認識しております。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 6名が退職され、今、この6名に対して何人か来ておられますか。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） 昨年6名が退職をいたしまして、その分の確保をおっしゃってるというふうに思っておりますけれども、今現在募集をしておりますけれども、現時点では確保できてないという状況でございます。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） これ絶対、保育士に負担がかかっているということですよ。ほんで、この答弁書にあります職員体制のところ、休暇が取りづらい状況であると

認識しておりますと、そんなん誰にも分かるんですよ。私でも認識してますわ。それを解決するためにどういうふうにしたらいいのか、言うてみたら、町長、保育士業務に専念さすのに、現場の保育士全員に状況確認とかしろとかいう、そういう指示は出されたんですか。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） なかなか現在のその保育のニーズというのが、非常に住民の方、子育て世代の方からも多いという状況でもございます。これは保育の無償化ということがなされたということもございますけれども、従来でありましたならば、その幼稚園をより志向されたという方々も含めて、それ以外の方々もやっぱり保育にということの保育園のニーズというのはあるであろうなというふうに捉えております。

それぞれの保育士に対してそのニーズがどうであるのかということを確認したかということでもございますけれども、担当課におきましても、もちろん園長含め、それぞれの管理職もでございますけれども、日頃からその保育に当たってくれている保育士の方々には、どのような思いであるのかということはかなりつぶさには確認を取っていると、コミュニケーションを取っているということで報告は受けております。また、その部分をしっかりとコントロールしながら、コミュニケーションも取りながらということが重要であるということは、私のほうからもそれぞれ担っていただいているメンバーにも要請、また報告も受けているというところでもございます。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 離職理由に一身上の都合となっております。大体、一身上の都合としか書かないですよ、こんなもん。その辺をやっぱり掘り下げて、何が原因なのかいうところを少しでも突き詰めていけば、ちょっとはこういう保育士のあれに役立つと思うんですが、その辺の考えは。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） おっしゃっていただきますように、その一身上という表現に大体の場合はなるであろうということは、私も澤田議員おっしゃっていただくとおりだと存じます。保育士の皆様が、やっぱり日頃から自分たちの仕事に張り合いを持って向き合っていただくということが一番望ましいところでもございますけれども、なかなかいろんな部分で負荷がかかっているということは率直に申し上げてあると思っておりますけれども、引き続きどのような思いでいるのかというところは、管理職のメンバ

一、園長もしっかりと心を配りながらやっていってくださっていますので、その部分と
いうことをより大事にしていきたいと思っておるものでございます。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 続いて、2番目に行きます。正規職員の保育士を募集しても
応募がない原因は何であるかと捉えていますか。また、応募のある県内の自治体の特
色は何であると捉えていますか。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 保育人材の確保については愛荘町に限ったことではなく、公
立園、民間園共に採用が困難な状況にあり、全国的な課題となっています。

公立園での採用過程においては、教養試験や適性検査などの公務員試験を行って
おり、民間園と比べて応募いただきにくい条件なのではないかと考えております。

応募のあるほか自治体の例を参考として、専門職の教養試験の実施について、令和
5年度の途中から、保育士、保健師、臨床心理士の採用に当たってはそれぞれの国家
資格を有しておられますので、教養試験は行わず、小論文試験と面接試験の結果をも
って合否決定を行うよう変更しました。

今年度の採用試験についても同様に実施をし、子供たちにとって安心・安全な保育
が行えるよう、採用計画に基づき取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） いい試みやと思いますんで、またこれをしてもらって、また
増えたらいいと思っております。

3番目の質問に行きます。こども家庭庁は、2025年度から保育士の給与水準を
都道府県へ報告するよう義務づけ公開される方針です。人材確保や賃上げによる保育の
質の向上が目的であるようです。これを受けて町の方針を求めます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 国は教育、保育を提供する施設、事業者に経営情報等の報告
を義務づけ、継続的な見える化を進める中で、さらなる処遇改善等を進めていく方針
です。子ども・子育て支援法等の一部改正については、施行日は令和7年4月1日と
なっております。

この改正は、施設型給付、地域型保育給付を受ける施設、事業所に対して行われる
ものであり、民間保育所が対象となります。本町におきましては、民間保育所に対し、

法改正に基づく経営情報等を国や県へ報告を求めていく予定であります。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 次、4番目に行きますけど、国から出向され本町に勤務されていた職員の給与は給与表に基づき支払っていたのか、何か特別な加算をして支払っていたのか、法律根拠を踏まえた実態を求めます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 国からの出向で本町に勤務していた職員の給与決定については、愛荘町職員の給与に関する条例第6条第9項に、他の職員等との権衡上必要と認めるときは規則で定めるところにより、当該職員の属する職務の給与における最高の号給を超えて給与月額を決定することができるかと定めております。

この規定に基づき、国で勤務された場合の給与と比較し、愛荘町の条例で定める最高の号給では国の給与額に満たないことから、派遣される職員の不利益を避けねばならず、条例で定める号給を超えて給与月額を決定しております。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） それでもう法的にも問題ないということによろしいんですね。

次、5番目に行きます。町独自で既に採用されている保育士職員の給与を増額し、手当を加算させることはできませんか。また、保育士の初任給を増額させることはできませんか。町の方針を求めます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 保育士の給与について、愛荘町では一般行政職や他の専門職も含め同じ給料表を使用していることもあり、保育士だけ給与水準が低いとの認識はございません。

また、初任給については職種で決定するのではなく、高卒程度の初級、大卒程度の上級といった試験内容で決定をしております。

これまで愛荘町における保育士の募集は初級で行っていましたが、令和6年度は上級での募集に切り替えております。上級に変更したことにより、初任給がアップすることで、保育士確保につなげていきたいと考えております。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） そこで聞くんですけど、この保育士の時間外手当とかそういうなんを個別に増額するということはできないんですかね。

○議長（森野 隆君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

時間外勤務の手当というか、時間外勤務においては、その時間にした部分での割増しという部分は、一般行政職も同じ形で割増しの部分が決定されております。また、例えば休日出勤したらその割合という部分が一律決まっておりますので、保育士だけそういう扱いをするということはできないというところでございます。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） できないという、これももう国で決まってるんですか。

○議長（森野 隆君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） 国というか、私どものほうのそれぞれが使っております条例の給与のほうの条例に基づいて決定をしておるというものでございます。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 私言うのは、その条例を変更できないかということなんですよ、もう。

○議長（森野 隆君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

その部分の変更というところにつきましては、できないというところでございます。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 町長に聞きます。なぜできないんですか。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。今日の冒頭でもちょっと申し上げましたけれども、本当に保育ニーズが様々、またそれぞれの園児に向けてのケアということも、大変今、手厚いものになっております。そういう点におきましては、1名で見ていく園児の数ということもより減をしていく、イコール職員を増やさねばならないとかいうところもあるんですけども、なかなか現場の職員の数を一気に増やしていくということも難しい中においては、いろんな事柄を保育の中においても職員の皆さんはやっていただいております。その大変さということはもちろんあるということにおいて、使命感を持ってやっていただいているというところがあります。

なぜこの保育に当たってくれている職員だけをということに関してでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、愛荘町においていろんな職種がございます。

けれども、全て同じ給与表という中に動いている中において、この保育のメンバーだけをより手厚い違う次元の項目において処していくということは、非常に町の行政機構としても難しいということの判断をしているためでございます。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） それで結構ですわ。

次、6番に行きます。保育士を保育士業務に専念させていますか。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 保育士は、保育基準に準じて各クラスに配属しクラス運営を行い、子供たちの生活全般の支援を含め、安心・安全な保育に携わっていただいております。

なお、つくし保育園の園長については保育士資格を有しておりますが、管理職としての園運営の統括や保育士の人材育成等の業務に専念していただいているところです。

また、以前は定例議会や教育民生常任委員会等への出席をしておりましたが、現在は安心・安全な保育のため、園長におきましては保育園業務を優先させていただいている状況でございます。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） また、以前は定例議会とか教育民生常任委員会に出席していたときは、私、監査してるときに園長来てたんです。ほんで、この監査に来んでもええと私が言ったんです、これね。ほんでもう来ないようになったんで、それはいいんですけど、子供たち生活全般の支援を含め、安心・安全な保育にいうところなんですけど、これ保育士が足りない状況でこの不法侵入者とかそういう対応はどうされているんですか。別個に誰か絶対に園に、保育士全部が当たってるん違うて、この職員室に誰か数名は必ずいるとか、そういうことはされてるんですかね。

○議長（森野 隆君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（増居志穂君） 御質問ありがとうございます。

不審者への対応とかはできているかというような御質問だったかなと思いますが、まずもって、つくし保育園の入口の扉につきましては常に施錠をさせていただいております。あと、園内外に防犯カメラのほうを備え付けていただいております。職員室のほうから様子は確認できるような形を整えていただいております。職員室につきましては、会計年度任用職員

の事務職員などもいるような形になっております。

あと、また不審者が侵入してきた際に備えて、毎年、全職員参加という形で防犯訓練も実施されてまして、今年度においても既に5月に訓練を実施されまして、訓練の中で得た反省点は職員会議の中で振り返りで全職員で共通認識されているということで、園長からはお伺いさせてもらっています。

以上です。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） よろしくお願ひします。

次、7番に行きます。保健師や司書は専門業務に専念させるために、健康推進課や図書館に行政職の正規職員を配置し、支払処理や施設管理等の事務処理を行われています。しかし、保育園には行政職の正規職員が配置されておりません。その理由を教えてください。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 以前から、保育園や幼稚園においては、園長や副園長が担任としてクラスに入らない体制での運営により、一般行政職員を配置せず、保育士が事務処理等を行っていました。

しかし、近年の保育士確保の問題の影響により、園長や副園長も保育に入らざるを得ない状況があったことへの対策として、令和4年度から会計年度任用職員を配置し、保育業務以外の事務的な業務の支援を行っているところです。

一般行政職員については、業務の内容や限られた職員数など総合的な判断により配置しておりませんが、町立の各園において今年度から会計年度任用職員の出勤日数を増やす対策を取るなど、保育士の負担軽減に取り組んでいるところでございます。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 今も会計年度任用職員と出たんですけど、そもそも会計年度ありきで運営しているところがそれでいいのか、ちょっとお伺ひします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 澤田議員の課題意識をお持ちいただいておりますように、その正規の職員がしっかりと前向きにその子育て、この保育という実務に当たっていく環境を守っていくことが大事じゃないのかというふうにおっしゃっていただいているものでございますけれども、やっぱりその町の正規の職員ということは今求めていき

たい状況で、様々な取組をしてきております。中においても、なかなかこの保育人材の確保ということのハードルがあるということを実感しているこの数年でもございます。がゆえに、先ほど澤田議員からも良い取組ということは今後もしていって欲しいということでもお言葉をかけていただきましたけれども、この採用の在り方ということも、より応募をしていただきやすい実務、採用プロセスということに変更をさせていただいております。また、実際に愛荘町にこの保育の仕事を求めていただく方に対しましても、入口の部分で見えるこの給与額ということが、初級の募集ということで今までもなされておりましたので、これを上級ということにいたす中においても、その一番最初のその給与額の社会的に見えるほかの自治体との比較の中において見える部分においても、この部分が非常に改善をされたというところが、昨年度から今年度始めていくところでございますので、しっかりとそういうような人材の確保に努めていきたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 今、ちょっとはっきり分からなかったんですけど、行政職員にもちょっと限りがあるみたいな、そういうことではないんですかね。この当面で、私、会計年度ありきで運営してるかということで質問したんですけど、その辺ははっきり。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 会計年度任用職員ありきではないのかというふうにおっしゃっていただいている部分をお答えしていこうということでございましたけれども、おっしゃっていただきますように、正規の職員ということを本来的に非常に手厚くしていきたいという思いがある中において、その人材の確保をしていきたいというふうに思っております。それがなかなか叶わないという状況において、この会計年度任用職員の方々のお力を頂きながら努めておるということでございます。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 大体人口が同じ日野町が、令和4年12月に職員定数を大幅に増加させ、250人にされましたよね。なぜ、この愛荘町はそういうことを全然計画に入れてないということよろしいんですか。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。以前にも議会において定数の事柄と

いうことを他の議員様からいただいたことがございました。その際にもお答えさせていただいたんですけども、この定数という枠というのも、行政が肥大化してていくということ避けねばならぬという、当時のかなり遡りますけれども、古い世相を反映したものとして行政にキャップを付けにいくということであったかなというふうにも思っておりますが、一度採用していただきますと、行政の場合は四十数年間在職をされるということでもございます。そういう点におきまして、人事を司っております部局においても、その人を増やしていくということに関してはかなり抑制的であったという数年でもございました。しかし今、このコロナ禍ということもございましたけれども、非常に職員の負荷が実際的に増えた数年でもございました中において、この今196という定数でいくべきというものを愛荘町としては持っておりますけれども、よりこちらに近づけていくように、今、採用をしてきているというのが愛荘町でございます。なので、この196に今かなり近い水準で来ております。その中において、この数年でも採用してきておりますのが、新卒の方の応募ももちろんございますけれども、民間で一定の経験をされた方々が途中で今、愛荘町行政を目指し奉職をしてくださっているということもございますので、そういう点においてはかなり今、良い思いを持っての方々ということも愛荘町に新たな仲間として、良い志を持ってのメンバーということも入ってきてくださっているということも答弁の中で報告をさせていただきます。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 8番の質問に移ります。3月の予算委員会で、看護師を配置し違う職種を入れてでも安心・安全に保育ができる環境を必死に整備していると答弁がありました。正規職員の行政職に幼稚園教諭等の免許を持っておられる職員もいるようですが、手っ取り早くその職員を幼稚園や保育園に配置し、保育士全てをクラス担当に専念させるべきだと思いますが、町の方針をお伺いします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 保育士が保育に専念できるよう、幼稚園教諭の免許を持つ一般行政職員を保育園や幼稚園に配属するなど、町執行体制を考える段階において様々な方策を検討し調整しております。

しかしながら、一般行政職員においても、年度当初の採用計画どおりの職員数の確保が難しい中、欠員も生じており、町行政全体としても保育園への一般行政職員の配

置等の検討には厳しさがあるという現状があります。

安全・安心に保育ができる環境づくりは、保育士の退職を防ぐという面でも重要な課題だと考えております。

引き続き保育士確保に努めるとともに、事務軽減を含めた事業の見直しを進めてまいります。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 今、保育士の確保は重要やと思うんです、どういうこととしても。今度、2026年ですかね、今、試験的に導入されてる市とかもあると聞いてるんですが、子ども誰でも通園制度、さっき中川議員が言われたように、これが2026年で、町長いるかいいひんかはちょっと分かりませんが、これ通園制度できるんですよね。もうこれ決まってるんですよ。そのために絶対確保しとかんとあかんと思うんです。私ちょっと調べたところ、今でもこの一時預り事業というのはやってますよね。それはこの自治体が選択して実施する補助金事業、この一時預り事業は。それで、子ども誰でも通園制度は給付制度になりますので、各自治体が絶対実施しなければいけないようになるんです。その点、絶対にこの人数、今で絶対足らんようになるんで、必ず増やしていかなければいけないと思うんですが、その辺どうのお考えでしょうか。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 今、国を挙げて、その子育て世帯、また新しい命ということを育てていく、少子化対策というのは本当に肝要でございます。そういう点におきましてもいろんな政策動員ということが今、総合的になされているということの社会でもございます。この誰でも保育の制度に関しましても、今、大阪のほうの自治体でもしっかりやっぺいこうと、準備を今されているということも報道等々でもございますけれども、実際的にやっぺいこの保育人材を確保していくところ、民間等との確保の競争というところはありますけれども、やはり愛荘町で仕事をしていくということに魅力を感じていただけるような、そういうような事柄ということを、いろんな人づての部分も含めてでございますけれども、発信に努めてまいりたいというように思っているものでございます。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） それで私ちょっと思うんですけれども、国の施策とこの現場

とちょっと乖離があると思うんです。その辺の乖離を、この保育士不足というのは全国的に不足してるというのは聞くんですけど、これを解消するためにほかの自治体も保育士不足で悩んでるところもおられると思うんです。そこらの首長同士で、この国なり、今こういう状況やと、そのために保育士が要るのに給料をもう少し上げるようにするとか、そういう陳情に行かれるとかいう考えはお持ちでしょうか。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。大変重要な点であるというふうにも存じます。愛荘町のみならずということ、今日の答弁でも申し上げておりましたけれども、この保育人材の確保というのは、それぞれの自治体にとって大変重要な課題にもなってきております。保育への供給ということもより手厚くしていく世相でもございますので、どのような事柄がより効果的かというところを、様々情報の収集、また交換ということもしながら、必要な施策やまたそのいろんな制度ということに関しましても、必要に応じまして、そのような活動ということも検討をしながらということを検討をしてみたいというように存じます。

ありがとうございます。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） それが首長の仕事やと私は思いますので、よろしく願います。

そして、最後の質問に行きます。3月予算委員会で保育士不足の状況により、保育園の定員を見直す場合があると答弁がありました。具体的にどのような状況になると見直しに着手するのか、町の方針をお聞かせください。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 保育士の配置基準については、厚生労働省が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準で定められており、その基準に応じて現在も適正に人員配置をしております。

また、保育所の入所定員については、町の子ども・子育て支援事業計画において、ニーズ調査の結果や町の状況を踏まえて、量の見込みと、それに対応するための確保の方策を設定しており、県へ届出を行い決定しているものです。

今後、少子化が進み、子供の数が現状より大きく減少する見込みとなった際には、入所定員を見直す必要が出てくると考えておりますが、現時点では保育基準に応じ

た保育士配置を行っているため、保育園の定員を見直すことはありません。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 最後に聞きますけど、私、前の子ども支援課長にちょっとお聞きしたことがあったんですけど、保育士が少ないということで、延長保育とかはもう断わらざるを得ない状況になってるという回答を頂いたんですけど、今、そういう状況はどうなってるんですか。

○議長（森野 隆君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（増居志穂君） 今ほどの延長保育についてですが、つくし保育園のほうでも今も延長保育のほうは実施していただいております。

以上です。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 6人がいてたときのように、一緒のようという捉え方でいいんですかね。

○議長（森野 隆君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（増居志穂君） そうです。そのとおりでありまして、会計年度任用職員さんも含めてシフトのほうを組んで、延長保育の対応をしております。

以上です。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 子供のことで、一生懸命皆さんと協議してもらって、ちゃんと対応していただきたいと思います。

質問を終わります。

○議長（森野 隆君） それでは、4番、澤田源宏君の一般質問を終わります。

◇ 辰己 保君

○議長（森野 隆君） 一般質問を続けます。13番、辰己 保君。

13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。6月議会の一般質問を行います。

この6月定例議会に際して、私は義務教育における教育費負担について、町内を巡回する公共交通の確保について、国民健康保険事業の県統一化に向けた町の対応について、保育士の確保について、以上4項目の質問を行います。

それでは、まず1点目の質問に入ります。

義務教育における教育負担について質問を行います。

私は、過去の定例議会で学校給食費の無償化を求めてきました。なぜなら、学校給食は単に食事を提供する、そうしたものではなく、食育という教育の1つとして位置づけられているからです。また、生理用品をトイレへの設置を求めたのは、子供の権利からです。決めつけられた制服の改善もその観点からです。義務教育における子供の権利、いじめ問題への対応、ジェンダー平等などを進めるには、教員が不足していることは明らかです。

本題に入ります。学校給食の無償化については、学校給食法に基づいて無償化は考えていないとの答弁でした。同時に、学校給食費無償化を実施している自治体へのペナルティは聞いたことはないとの答弁されています。

私は、衆議院議員宮本岳志さんの高等教育の無償化の学習会に参加をしました。その中で、国は経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、社会権規約と言うそうです。の批准をする際、同規約の13条2の(b)及び(c)を留保すると日本国はしていました。この(b)と(c)にある、特に無償教育の斬新的な導入により、に拘束されない権利は、当時の批准に際して留保をしていたということです。しかし、平成24年にこの留保を撤回しているという、勉強会で説明がありました。留保を撤回したのですから、義務教育における学校給食費無償化は国際規約からも進めるべきではないかと考えるわけです。これについての見解を求めます。

○議長(森野 隆君) 町長。

○町長(有村国知君) 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第13条は、人権としての教育の意義並びに教育の役割の重要性についてうたっており、重く受け止める必要があります。

一方、日本国憲法第26条第2項においては、義務教育はこれを無償とすると規定されています。無償の意味について、最高裁判所判例においては、授業料の不徴収の意味と解するのが相当であるとしており、直ちに給食費の無償化を進めるべきとしているものではありません。

これまでの議会においてお答えしておりますように、給食費の無償化については考えておりません。学校給食における給食費については、学校給食法や学校給食法施行令で学校給食の運営に要する経費として、施設及び設備に要する経費並びに従事する

職員の人件費を設置者の負担、またそれ以外の経費である食材費は保護者負担と定められていることから、保護者の皆様に御負担を頂いております。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 再質問を行います。では、今、全国的に学校給食費の無償化が進んできてるんです。東京においては、東京全ての区が無償化したというように聞いています。私は教育長になぜ聞かないかといったら、これ政治判断の問題になってくるので町長に聞くわけです。町長、これをどのように捉えているのか、その見解をお聞きしておきます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。今ほど東京都がということもおっしゃっていただきましたけれども、全国1,700の市町がある中において、それがじゃあ過半であるかと申しますと、現在においてはそのような状況ではないということでもございます。それぞれの市町においてのいろんな施策、限られた予算やリソースということもございますけれども、それはそれぞれの市町においての御判断ということがあると思います。愛荘町におきましても類似御答弁を申し上げてきておりますけれども、子供たちのこの賄いの食材費に関しましては、やはり保護者の皆様に御負担を頂き、そしてそれ以外の様々に給食をお届けするに際しては、費用ということが実際の話、かなり高額なものとしても生じております。この人件費であったり、施設を維持していったり、私たちの愛荘町においてもこの費用というのは相当な額になってきておるとということも事実でございます中においての現在の政策の判断としては、保護者の皆様にこのことを御負担いただき、引き続き子供たちに向けては健康で栄養価の高い食を届けてまいりたいというように考えておるものでございます。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 町長、答弁の中で、どの立場で答弁をしているか自覚していただきたいと思うんです。教育というのは、もう教育長、どちらが答弁してもらっても結構ですけど、要するに行政の理論で、理屈で並べたら、子供を大切にするという教育理念が飛んでしまってるという、答弁の中でそれを気づいてほしいです。子供たちは今どういう状況かという、さっきの質問の中でも午前の質問でもありました。二十数件が問題を抱えている、大変な家庭の中で子供は育てている、それは当然、要保護とか保護、そうした家庭に該当して支援はします。するけども、ヤングケアラー

とか、いろんな課題、今、残念ながら増えてきてるんです。コロナで大変だと言いながら、コロナの後も今、新たな問題が出てきているという、これが現実の今、社会なんです。経済状況なんです。ですから、子供を一人一人大切にするというそのことの考えのもとで、学校給食費はどうあるべきか、私は過半数があるからないからと都合の良い説明をするべきやないと思います。都合の良いときには過半数でなかろうがあろうが持ち出すし、こういうふうな子供たちやら町民に関わったときは過半数がまだいってないからできないと、そういう理屈では居場所がコロコロ変わりますよということなんで、じゃあ改めて言いますが、確かにこれは国の問題ではあります。人権規約を本当にどのように受け止めて、じゃあ我が町どのように生かせばいいんだろう、この点についてちょっと考え方を聞かせていただきたいと思います。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

議員のほうから根拠としてございました国際規約、特に御紹介いただきました部分は社会権規約ということでございまして、町長の答弁にもありましたように、それは人権としての教育という部分で、議員御指摘のとおり大変重要であるということは、私どもも十分認識しているつもりでございます。

今、子供も含めて権利という部分が非常に尊重される、本来そうであるべきだろうというふうに思いますけれども、権利の伸張もございまして、あるいはそこに多様性というようなものも入ってまいりまして、本当に一つ1つの人権というものに丁寧に対応していくということは、教育におきましても非常に重要であるというふうには当然思っているところでございます。ただ、その優先順位としまして、どの部分からそれを実現していくのかということにつきましては、総合的に判断していく必要があるというふうには考えております。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 当然、行政で政をする上で、点で物を考えるわけにはいかない。当然のことなんです。でも、今大事になってきてるのは、本当に子供・子育てとあって、先ほども言ってるように、子供に焦点がすごく当たってきてるということです、社会状況は。そこに政治、政がどのように関わっていくかが問われてきてるんです。確かに、予算がすごく要るとか、そういう問題は、それは捻出できるかどうかはあなた方が考えればいいことです。今、子供に焦点を当てよう、少子化を食い止

めよう、子育てをしやすい環境をつくろうということでしょう。じゃあ、安心してできるという状況をつくり出すということで、この点では一種のある面では人権問題ですよね。給食問題ではないですよ。だから、そういう広く捉えていって考えていただきたいということで、次の質問に回っていきます。

次に、町内を巡回する公共交通の確保について質問を行います。

高齢者の自動車運転免許証の返納は、生活変容を余儀なくされます。運転免許証の返納によって、移動手段が自転車と徒歩に変わります。しかし、自転車の利用に際しても道路交通法が適用されます。自転車は、溝蓋などでも転倒してしまいます。庁舎への用事に自転車で行くのもおっくうになると言われています。その結果、気力がなくなり家に引き籠りがちになります。これは生活の悪循環です。庁舎の集約を行うのであれば、高齢者の外出支援の方策を検討すべきと提案しますが、町の見解を求めておきます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 高齢ドライバーによる事故のリスクを下げるため、国や県、地方を挙げて免許返納の推進が行われています。その一方で、免許返納後の高齢者の移動手段をどう確保するか、地方において高齢化の加速化が進展する中、全国的に高齢者の移動手段の確保が課題となっており、本町も例外ではありません。

昨年の12月議会の一般質問におきましても、移動手段という公共財に対する投資や費用対効果の観点とともに、タクシー車両を用いることによりきめ細やかなルート設定が可能であり、町内全域をはじめ近隣市町の総合病院のほか、JR稲枝駅もカバーする路線が構築できているというメリットから愛のりタクシーを推奨し、引き続き利便性の向上に努めてまいりたい旨、答弁をさせていただいたものです。

全国的には、高齢者の方々に限らず、公共交通機関のない自治体では、免許を持たない学生や大人も移動制約者に位置づけられます。そのような状況に対処するため、国において日本版ライドシェアの導入に向けた規制改革について議論をされているように、社会の変化や技術の進展などとともに、移動をめぐる手段や施策等もめまぐるしく変化していくことが予測できます。

今後の技術の進展、具体的には自動運転というサービスも将来のどこかの時点では現れると思いますが、それまでの間においても日進月歩のテクノロジーには行政としてもアンテナを張ってまいります。

また、昨年度来、一般住民様を対象に、みらい創生課、福祉課等においても、試乗機会と選択肢としての存在の周知に尽力してくれていますが、大切な寄付で購入をさせていただいた電動アシスト機能付き3輪自転車も、試乗用として町において10台ございます。自らが移動したいときに家族を含む誰に気兼ねなくすぐに外出ができる、そして心身の健康にも大いに寄与する移動手段としての電動アシスト付き3輪自転車も、御家庭や人生の選択肢に入れていただきたいと切に願っております。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 愛のりタクシー、当然、私は何遍もこれで質問をしているわけですから、徐々に徐々にというか、この本町においての範囲内でどれだけのことができるのか、苦勞して探求はされているというふうに受けています。

今言われるように、いろんなアシスト自転車、そういうものを使っても、結局は近場の人と遠い人、もう一つは分かりやすい言い方をすると、庁舎を中心として近い人と遠い人でも当然利便性は変わります。安全性はあるんですが、やはり人間というのは本当に時間があれば1時間かかってでも庁舎に行ってもいいというけど、なかなかそうはいかない。1回、2回はしますが、3回、4回はなかなか行けない。だんだん億劫になっていく。そういうふうなところがあります。じゃあ、一つ大事なところは、愛のりタクシーがそうした返納された方にどの程度応えられているのか、どのようにつかんでいるのか、検証されているのか、答弁を頂きます。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱（西川傳和君） 愛のりタクシー、今、自主返納された方の愛のりタクシーの利用につきましては、以前の議会でもその実数というものは御報告のほうをさせていただいたところでございます。やはり、その自主返納をするということに関しましては、その愛のりタクシーの利用につながるように、愛のりタクシーのチケットでありますとかそういったものをお渡しさせていただきまして、スムーズなタクシー利用の移行を進めておるところでございます。もちろん、やはりその愛のりタクシーだけではなく、そのほかの移動手段というものも必要であるというお声は聞いておりますが、やはり町内医療機関等にも通っていただいたりとか、買物がしていただけるようなルートというのは確保させていただいておるところで、一定その愛のりタクシーの利用に関しては御理解を頂いているような状況でございます。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 当然、そういう要望に応え切れてると思うていないので、どのように変化をさせているわけか。あなたに今聞いてますと、言ったんで、それを聞いて、どういうことを聞いて、高齢者が、そしてそれに対してどこまで応えてきたのか、その答弁を頂きます。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱（西川傳和君） やはりそのお声として多いものにつきましては、これは自主返納された方以外も含めてでございますけれども、やはり医療機関に行きたいが、なかなか行けないというところであったりとかいう部分がありました。令和6年度からですけれども、愛のりタクシーの停留所につきましては、新たに8か所、また病院の近く等にありますものにつきましては、名称の変更を10か所行いました。これによりまして、更にその細かにその町内の医療機関であったりとか公共施設のほうに寄っていただけるような体制を改めて取ったというのが、令和6年度の大きな変更点という形でございます。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 当然、全てを要望をカバーするということは至難の業だろうと思いますよ。でも現実には、秦荘地域の人でも、やはり返納はせざるを得ないので返納した、返納して自転車で移動するようになった、やっぱりこけるということが伴うと億劫になる。じゃあ、愛知川地域でも、盆地で平坦だといっても、やっぱり返納はしたいけどもできない。庁舎から遠い自治会の人たちはそうなっている。同じことなんです。秦荘の人たちがどうだとか、みんな同じこと思う。何とかなるわという程度の我慢できる人は半径500メートル範囲なら何とかと思われるかもしれないけど、それ以遠の人はちょっと難しくなるだろうというふうに思ってるんです。だから、確かに科学が発展し、新しいものが本当に全自動の車というか、そういうものが本当にプログラムが安心できるようなプログラム設定ができてきたら、それは行けるかもわかりませんわね。でも、それまでが待てないんですよ、高齢者の方。要するに、介護事業と申しますか、そういう重くならないようにいろんな介護事業をやるわけでしょう。体操とか、いろんなことをするわけでしょう。外出支援が、やっぱり何よりも交流してもらうことは元気の源ですから、やはり外出支援というものを応援します

わね。じゃあ、やっぱりどうするのかということ、本当に今どういうことが課題になっているのかということは把握してるんだったら、もしくは持っておられるんだたら答弁を頂きます。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 高齢者の皆様が、この運転免許証を返納してからどうするかということを考えるのは非常に難しいということが想像されます。先ほど議員おっしゃったように、介護予防のように介護が必要になる前に健康維持を図ることで自立した生活を続けられるということ、移動支援にも置き換えた中で、運転ができなくなる前に安心して暮らしていただけるような、この自助であったり、また共助、公助の取組というものをどのような組立てにするかということが、非常に私どももう悩んでいるところでございます。この件につきましては、引き続きその住民のニーズというものを捉えた中で、新たな施策という形で組み立てていかなければならないかなというふうに考えておるところでございます。やはり、その解決策というものが、今、過渡期に入っているといたしますか、どのように今後高齢者が増えていく中で進めていくかということは課題であるという認識に立った中で施策のほうを検討しなければならないというふうに思っております。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 高齢者事故、アクセルとブレーキの踏み間違いで店に突っ込んだとかいうのは、本当にテレビで結構流されてきます。だから、本当に高齢者の方々が迷っておられます。これはもう事実ですよ。でも、返すに返せないのが現状なんです。本当にどう答えるか、どの程度答えるか。皆さんは答弁すると、要望を聞きますというて言うけど、タウンミーティングへ行ってそんな膝突合せの声を聞くなんていうことはまずないと思うんです、タウンミーティング言われるけど。だから本当に、これはもう一般質問を出すときにも担当課に言ったんだけど、要するに10人、20人集めて、人をたくさん集めるとなかなか話しにくい、本音が聞きにくい。だから、その地域で自治会に1人、2人ぐらいで、もうちょっとほんまに膝突合せで、どういうことが課題になるんだろう、解決はできないかしらん、御要望聞きではないけども、実態を本当につかむということが、じゃあ電動アシストが本当にどの程度便利なのか、どの地域が便利でどの地域がやっぱり難しいねとか、そういう細

かい把握を今、町は町の理屈だけを持っていくんじゃなくて、住民さんの思いをしっかりと受け止めるいう、こっちがそのことで、ある県下の市長が言っておられましたわ。職員さんに住民さんの声を聞くためのサークルというか、少人数のそういう場をつくって、それで施策化されて、政策化されて、良ければ私は認めて進めるけどいうことで、常に市民の皆さんの声は聞くようにしてると。合併したから広くなってるから、当然、市長自ら行けないから、職員さんにそういう、もしくは住民サークルで協議をしてもらい、こういうことを言ってるんですよ。僕はそれは一般質問を出すときに担当課には言ったんで、こういうことを本当に思い切って踏み出したらどうだというふうに言ってるんです。担当課がやります言うてくれるんだっいたらいいし、答えられへんやったら町長に答えてもらい、どっちかで結構です。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 町が直接住民の声を聞くことで具体的なニーズや問題点について把握することは、公共交通の問題だけでなく、行政運営において有効であることは認識のほうをしております。公共交通を運営する行政が抱える財政面や施策の優先順位などの課題等、移動困難者が抱えるドアツードアといった多様なニーズの擦り合わせにつきましてはなかなか困難であると想定をされますが、そこに地域や事業者、団体などともに対話することで、新しいアイデアや改善策が生まれるといった期待が持てるというふうに考えております。

移動支援につきましては取組事例も増えてきており、技術革新、また法令の改正なども更に進んでいくことが見込まれるため、町では引き続き情報提供と、議員おっしゃるその対話により、利便性が高く持続可能な取組となるよう、研究のほうを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 答弁してもらってるんだけど、本当に口先だけの答弁かなと思うんですよ。きつい言い方するけど。何でや言うたら、ドアツードアとかどうでもいいんで、要するに高齢者の思いをしっかりと捉える、別に大勢でやろうとしなくていい、ここまで提案してる。少人数でいいんだからやってみたら、何も公共交通だけの話ではなくなるはずなんですよ。高齢者の思いを捕まえようと言ってるんですよ。あれこれ言うてたら、何か言うてるだけで、結局、なかなかできないんですよと弁解

してるような答弁に聞こえてくるので、思い切って町長がゴーサインを出すと、そしてそういう少人数の高齢者の声を聞けば、介護の部分でも、ああこういうことがあれかなとか、物を知るといふか、何かが触るでしょう、分かるでしょう。その行動を先に取ってほしいということ言ってるだけであって、何か今すぐあれをやれと、それをやらないと本当に大変なことになるからということ言ってるだけで、警鐘を鳴らしてるだけで、じゃあもう町長にちょっと締めめの答弁だけもろうとくわ。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。誰しも1年1年、また5年、10年後にはやっぱり足がちょっと弱くなってきたとか、息子や娘に頼むというのもちょっと心苦しくて外出どうしたもんかなというふうな人生をそれは迎えますので、そのときに私たちはどのように外出の機会を確保するか、先ほど500メートルぐらいだったら何とか、それが3キロ、4キロとなるとなかなかちょっとどうしたもんかなというの切実な思いとして分かります。どのような住民のお声を、町内の皆さんのお声をということの聞き方あるかと思えますけれども、それで高齢の方の皆さんの意見をすくい上げるというのは非常に結構難しいと思うんですけども、どういふような御意見、それもフレッシュな御意見ということが良いと思えますよね。そういう御意見ということは、ちょっとどういふような手法を使うとよりいただくことができるのか、ちょっと町内においても協議をしてみたいというふうにも思えます。定例的な事柄としては、もちろん老人クラブのそれぞれの会の役員さんとかとか定例的にお出会いしてという機会もつくってくださってますので、そういうことはできてはおりますけれども、それにしたって結構元気な皆様でございますので、そういう点では、なかなかお家の外に出て発信をしてということが難しい方々も当然おられますので、その辺り、一度、町内担当課、また総合的な部分を担ってくれているメンバーともちょっと協議をさせていただきたいと存じます。ありがとうございます。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） ほんまに入り込んでいってほしい。高齢者で言えば、私も高齢者なんで、まだこれで行けば元気な高齢者になっていきますので、本当に返納されたりしている方の声を聞いてあげてほしいということを強く要望しておきます。

次の質問に移ります。次に、国民健康保険事業の県統一化に向けた町の対応について質問します。これも度々やっている内容です。

滋賀県は、令和9年度に国民健康保険運営事業の完全統一化を目指しています。我が町は、県統一化に向けて町国民健康保険税を統一標準税に向けて3年間の緩和措置を設けます。緩和措置を実施しても、結果は県統一税の負担を強いるということになります。軽減措置も均等割、平等割の基本課税額が高くなれば、低所得者世帯は軽減措置とはなりません。特に子供の均等割は、税であれ料であれ、課税道理のなさは解決できません。子供均等割を、町として、統一化までに解決することが先決だと考えています。

以上の論点について、町の考え方を改めて聞きます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 国民健康保険税の子供の均等割については、令和3年の地方税法の改正により、令和4年4月1日から未就学児の均等割の軽減措置が講じられ、当町においても軽減措置を導入しているところです。

国民健康保険制度は、我が国の医療保険制度を支える基盤として国がそのスキームを担っており、義務教育就学の被保険者等に係る課税の取扱いについては、市町や県による独自の取組によるべきではなく、国として制度化されることが必要であると考えております。

滋賀県では、令和9年度を目標に、県内保険料率の統一化を目指していることも見据え、子供に係る均等割課税制度について、その対象範囲や軽減割合の拡充に向けて、引き続き、県等を通じて国へ要望してまいります。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 当然そういう答弁でしか返ってこないというのは重々予測ができていて、そこでちょっと住民課になるのか税務課になるかは分からないのですが、3か年輕減措置を講じていくと、それで当然、基金を使っていくということで、この3か年で基金が使い切れなかったらどうするのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 住民課長。

○住民課長（楠 真二君） 御質問ありがとうございます。今、基金を昨年度、今年度と使う計画をしております。あと2年間、9年度の統一化に向けて取崩しをしていくという予定をしております。その金額は3月議会でも申し上げましたようにちょっと見えないということで、そこだけ御了承いただきたいということでお願いはして

おるところでございます。

今の計画では、恐らく使い切れないというふうには想定はしています。その分は前回の議会でも申し上げてますとおり、被保険者の皆様方に何か還元できるようなものをするということで、本年度から特定健診の500円の自己負担を軽減しているということで、何をするかというのはちょっとまだ分かりませんが、検討していくということで考えているところです。

以上です。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） だから、もう何を言わんとするかはもう察しはついてるだろうと思うんで、要するに1,000万円も要らないんだから、要するに3か年使ったって3,000万円ですよ、満額もし使ったとしても。しかし、同時に国保に加入する人たちが変わってくるということですよ。要するに、65歳まで働けるという状況、皆さんは特にそういう環境になっている。これがまだ延長されていく可能性もないとは言えない。働いている人、勤労者の中には延長いうことがありうるだろう。しかし、後ろは74歳という年齢がストップがかかっています。それ以上は全部後期高齢者に入っていきますから、ですからこの加入者は狭まってくるということです。パートの労働者であろうと社会保険に入りますから、この人数は減っていきます。じゃあ、当然、働き盛りの方が社会保険に入れば課税対象になる子供たちは減るでしょう。当たり前だと思うんですよ。だから、そういうことを想定したって、使わないと結局はこの一般財源に繰戻すということになればどうなるんだと、私はそういう道義的なことも考えるから、今この間は使おうじゃないということが言えるわけで、その提案をやってるんです。国がというて、国も何もないんですよ。我が町はとにかく2億円、1億9,000万の基金があるんだから、使わなきゃ仕方がない。県に統一化のほうに寄付行為するんですか。しないでしょ、こんなもん、したらおかしいんだから。じゃあ、使おうじゃない。という、町長、そういう提案なんです。何も国がどうのいうて、難しくない。我が町の実態を捉えて、使おうじゃないと言ってるわけ。余ればもう少し、9年以降もちょっとだけ補填してあげてくれてもいいという、いけるという、とにかく国保で使い切ってしまうやという提案です。どういうふうに答えられるか期待しています。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 大変、辰己議員としてはこの基金の残額の部分、積み上がったもの、また国保でそれぞれしょっていただいている方々の負担感ということは大きなテーマとしてずっとおっしゃっていただいております。この国保、国の事柄ではないというふうにおっしゃっていただきはするんですけども、やっぱり国における制度設計がなされてるものであるというものでもございます。そして、県下においても統一化に向けてというところでもございます。とは言え、基金どうするんだということはございますけれども、それまでの間におきまして、この国保にお入りいただいている方への還元ということが、医療的な部分でできるというメニューの構想もあるかとも存じます。また、実際的にそれを均等割をこの基金を充ててというようなこと等々も、ダイレクトには他の自治体においてもなかなかそこまでは踏み込まずに、応援金というようなちょっと形を変えた制度と財源を使ってらっしゃるといことは伺うことはございますけれども、こと、この国保という国における大事な制度ということにおいては、そこに辰己議員がおっしゃっていただくような基金の充て方ということとは想定をしておらないというものでございます。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） そんなことができるかどうかは知りませんが、そのぐらいの提案をしなきゃ動いてもらえそうもないので、国民健康保険事業特別会計の中に子供支援制度、そういうものをつくってでも還元すると、今、何らかの還元、確かに特定健診をなくしたということも言われたんですけど、そのぐらいの想像をしてもいいんじゃないですか。よその町とうちこの町、実情違いますから、基金持ってるか持っていないかも違いますからね。だからあんまりかーっと固執しないで、このぐらいの柔軟性を持って、子供の支援策を国保特別会計の中につくってみようと、面白い提案ですから、一遍考えてみてください。このぐらいじゃなかったら使い切れませんよ、本当に。

次の質問に移ります。今議会は、本当に保育士の確保という点の質問は各議員出されてます。しかも、単に確保というだけじゃなくて、突っ込んで本当に緊急性を発せられておられます。私もそういう立場から質問を出しています。当然、答弁は重複しますし、聞くことも同じことになるんだろうなというふうに思っています。

我が町において、保育士の必要人員を確保することは重点課題だと考えます。保育士が退職されることは想定されるわけですが、退職者によって保育運営に支障をもた

らすことは園児に影響しますし、当然、保育士にとっては大きな負担となります。私は、非正規保育士が多数を占めていることが根本的な問題だと考えています。延長保育等を考慮しても、正規保育士の確保を行うべきだと提案しますが、町長の見識を、所見をお伺いしておきます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 保育士の人員確保については、愛荘町に限らず、全国的に採用が困難な状況となっています。また、保育所につきましては、早朝保育や延長保育、土曜保育があるなど、長時間の開所となるため、現在は正規職員のみでシフトを組むことができず、短時間雇用の会計年度任用職員である保育士を採用することにより対応している状況です。

本町において保育士の人員を確保することは大変重要な課題であると認識しており、現状の子供の数に合わせた保育士数の確保と、今後子供数が減ることにより保育需要が減少することを見据えた上で、保育士の採用をする必要があると考えております。

そのため、昨年度からの保育士採用試験におきましては、多くの人材が集まるように、採用試験の方法を一部変更したり、町単独で応募をかけたっており、保育士確保に努めているところでございます。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） もうこの件については、先ほども言いましたように、各議員が質問をいろいろな角度から出されています。基本はどう確保するんだ、保育士を確保するんだ、保育運営をどう安心・安全な状況を保つのだというところでは一致しているわけです。でも、なぜこの町が確保しにくいのか。全国的に、近隣市町も一緒だ一緒だ言って、私はそこでやっついていいのか、本当に。済まされない問題だと思ってるんです、先ほど答弁聞いてても。これ、町長の本当に姿勢ではないだろうか。おかしい言い方なんですけどね。どういう姿勢なんだ言われたらあれなんですけどね。やっぱり本当にケア労働なんですよ、結局、その保育士さんは。我が子のことはほっといてでも、町民さんの子供さんを安心・安全な環境を提供せなあかんにゃわ、保育を。そういう労働環境なんですよ。そのことを思えば、要するに正規の保育士さんをまずは1人、2人増やす。今、基準で確保してます。でも、やっぱりその同じなんですよ。預けてこられる保護者の方と保育士さんは同じ立場なんですよ。じゃあ、その立場を守ってあげなあきませんよ。じゃあ、そうなるよ、先ほど正規の保育士さん、

一般行政職で回ってると言われるんだけど、まずは園長が走り回らなあかんような、もしくは担当課のあなた方が応援に行かなければならないような保育園はおかしいということでしょう。そこをまず解決しましょうや、町長。町長の考えで変わっていくと思うんで、強い決意をちょっとお願いします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。辰己議員もおっしゃっていただきましたように、この議会においては保育士、また保育の環境、しっかりと安心できるものにしていこうと、保育士の皆様が胸はって日々仕事に存分に向き合っていただけるようにすることが大事だということにいただいております。

その中で、先ほど採用の試験の在り方、また募集においてもその初級ということでもございました、今まで。これを上級ということで、給料の社会に向けての見え方ということもより善処したものにいたしましたので、そういう点においてはまず入口の部分としては競争力を少しでも引き上げたというものでもございます。勤めていただいた後にしっかりと愛荘町に引き続き奉職を頂くということに関しては、やっぱり人の社会の事柄でもございますので、様々に私たちの1日1日の働きということが、個にとってもファミリーにとっても行政にとっても非常に評価をされてるんだなというふうにお感じを頂くことも大事だなというふうに思いますので、その辺りまたみんなで力を尽くしていきたいというふうにも思っております。本当にこの事柄に関しては、類似、辰己議員からも大事だというふうに御発信いただいておりますことを、本当にありがとうございます。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 本当にここで町長発信をやって時間を経過させてるだけでは済まない課題だということ。町長の考えというのは、この町の若い人たちが保育士目指して、当然、毎年おられるわけです。その人たちが我が町で働きたいというふうに思ってもらえるまちづくりを、だから町長の考えいいうのを、町長が大事だと言ってるのは、やっぱりそれはそうですよ。住んでの方が魅力だし、やっぱりここで働きたいと思ってもらえたら確保していけますやんか。同じ条件をみんな提示してるんですから、各市町、ちょっとは違うだけで。じゃあその差は何か言うたら、我が町に働きたいと思ってもらう人をつくるということで、人事課も、そして担当課もお互いに智恵出し合ってどうするか、魅力づくりを。そこだけでは済まないから、ここに座って

るもんみんなが智恵出さないとあかんし、議会からも提案できるものなのか、お互いに話し合えば何か生み出せるん違いますか。そのことを、要するに魅力づくりを、我が町で働きたい魅力づくりを提案して一般質問を終わらせていただきます。

○議長（森野 隆君） これで、13番、辰己 保君の一般質問を終わります。

○議長（森野 隆君） 暫時休憩いたします。再開を3時35分といたします。

休憩 午後3時15分

再開 午後3時35分

○議長（森野 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（森野 隆君） ここで、議会放映を御覧の皆様にも再度お知らせ申し上げます。議会放映のカメラの不都合により、総務産業建設部局の映像が映らない状態が続いております。教育部局の映像は映っております。視聴されている皆様には大変御迷惑をおかけしております。何とぞよろしく願いいたします。なお、音声のみで総務産業建設部局のほうは放映をしております。御理解のほどよろしく願いいたします。

◇ 瀧 すみ江君

○議長（森野 隆君） それでは一般質問を続けます。11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧 すみ江です。今回の一般質問は4項目にわたり、一問一答でさせていただきますので、よろしく願いします。

まず、大阪万博に子供たちを動員しないことについて質問します。

3月28日、団体バスが停車するターミナルや野外イベント広場となる予定の万博会場夢洲1区のトイレ建設現場で、溶接作業中の火花が土壌から発生したメタンガスに引火してガス爆発が起き、コンクリートの床などが100平方メートルにわたり破損しました。夢洲はごみや産業廃棄物の処分場で、今後も同様の事故が起こるおそれがあります。

5月17日、日本共産党滋賀県地方議員団が大阪に出向き、万博についての視察、学習会を行い、私も参加しました。さきしまコスモタワー展望台から万博会場予定地夢洲を見ながらの説明、その後、場所を移動しての学習会では、爆発が起こった場所は立入禁止になっていたほど危険な場所、会場へのアクセスは夢舞大橋と夢咲トンネルだけ、大規模災害時の避難計画ができていないなど、聞けば聞くほど危険なことば

かりです。このような命に係わる危険な場所を万博会場にすること自体が無謀です。

同じ夢洲に I R カジノをつくる計画があります。同じ夢洲につくる I R カジノの基盤整備を国策である万博に乗じて進めるためです。賭博のための施設推進はやめ、万博は今すぐ中止すべきです。

滋賀県は県内の 4 から 18 歳の子供約 18 万人を万博に招待する計画で、今年度予算に事業費の一部が入っています。学校の遠足や校外学習で万博に行く場合は県が入場料を負担するとのことですが、交通費は保護者負担です。

団体休憩場は夢洲 1 区の事故現場の近くに建設予定とのことですが、1 区は 3 月の調査で、約 80 本のガス抜き管から 1 日約 1.5 トンのメタンガスが発生しています。また、P C B 汚泥処分地もあります。そのほか避難計画もなく、熱中症の危険なども危惧される中で、何かあったときに一番困るのは子供であり、学校です。子供の安全が保障されない学校行事は実施できないことは明らかです。

滋賀県から通知があったのか、あったならその内容について答弁を求めるとともに、学校の遠足や校外学習で大阪万博に行かないことを求めますので、答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 大阪万博に限らず、教育活動としての校外学習や遠足の行き先は、目的や意義、安全性等、様々な要件について検討した上で、学校が主体的に判断、決定するものであります。したがって、その決定について教育委員会が再考を求めることは極めて異例であると考えます。

大阪・関西万博につきましては、現在のところ教育委員会として特段の指示等をすべき状況にはないと考えております。

また、滋賀県からの通知につきましては、大阪・関西万博子ども招待事業の活用についてとして、令和 6 年 4 月 23 日付で依頼文書が届いております。その内容は、招待の概要、事前学習等の参考となる情報案内等であります。

その後、大阪・関西万博子ども招待事業活用希望調査の実施及びオンライン説明会の開催等についてとして、令和 6 年 5 月 31 日付で通知が届いております。内容につきましては、教育旅行に係る事業の概要、事業活用希望調査、オンライン説明会、事務局の開設についてなど、事業活用の具体的な情報案内等でございます。

○議長（森野 隆君） 11 番、瀧 すみ江君。

○11 番（瀧 すみ江君） 11 番、瀧です。

先ほど私が質問させていただきましたのは通告をしたときのものですので、出した後のその後の動きなどについて、まず申し上げます。

大阪・関西万博の会場建設現場で起きた爆発事故の原因となったメタンガスが、パビリオンなどが建つ夢洲2区、3区のメイン会場区域でも発生していることが明らかとなり、開催の是非が問われる事態となっています。万博協会は、同地区は地表付近でのガス発生の可能性は極めて低いと、安全だと強調してきました。ところが、昨年7月から実施した測定で、地下ピットやマンホールなど、地表付近の4か所で低濃度のメタンガスが検出されたと発表しました。協会は、記者団に、本当に大丈夫か追跡調査も行うと説明していますが、まともな調査もせずに安全性の保障もないまま事業を進めていた責任が厳しく問われています。

危険は可燃性ガスだけではありません。先ほども申し上げましたけれども、観光バス駐車場の下には大量のPCBが埋められています。猛烈な風と風塵、熱中症などによる健康への影響が指摘されています。命輝くという本万博テーマに最も不適切な場所が夢洲です。

先ほど申し上げましたが、避難の経路のことなんですけれども、夢洲へ行くルートは橋とトンネルの2か所だけで、地震などで通行不能になる可能性が高いと、先ほども申し上げました。それが最大で1日22万7,000人の来場者が、大規模の災害が起これば帰宅不能になるおそれがあります。ところが、協会が昨年12月にまとめた災害被害想定防災基本計画初版は、被害想定が甘過ぎると専門家から指摘され、肝腎の避難計画はいまだに策定されていません。知れば知るほど考えれば考えるほど、危険への不安はぬぐい切れません。

私が質問の核心にしている部分、子供動員問題も、世論や運動に押されて大手メディアも次々報道しています。大阪府交野市山本景市長は、学校単位で連れていかなくてもいいと表明し、子供動員にくみしない流れが出ています。そして、私も今朝ちょっと見たんですけれども、報道によりますと、大阪府の学校に参加の意向調査をしたところ、選択肢には「希望」か「未定」、「検討中」しかないことが判明しました。しかも、「未定」、「検討中」を選択肢すると、「個別事務局より連絡いたします」と記述されていました。このことを先ほども申し上げました交野市の山本市長が指摘したわけなんですけれども、調査が踏み絵になっている、手法が強権的だということを批判されています。先ほど答弁で、滋賀県のほうも教育旅行に係る事業の概要や事業活用希望

調査の案内が5月31日にあったということを言われているんですけども、滋賀県のほうではどのような内容であったのかを答弁を求めておきます。

○議長（森野 隆君） 学校教育担当課長。

○学校教育担当課長（奥村 晃君） お答えします。

滋賀県から出されている活用希望調査につきましては、希望すると希望しないのどちらも選べるようになっています。

以上です。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 事業の概要というものはどのような内容だったのかもお聞きしていますので、そういう通知があったということで答弁があったので、そちらのほうも説明をお願いします。

○議長（森野 隆君） 学校教育担当課長。

○学校教育担当課長（奥村 晃君） お答えします。

事業の概要につきましては3点、教育旅行で万博を訪問する子供たちのチケット代金を県が負担するという、引率教員の入場は無料、2つ目が、万博訪問に係る来場予約等の手配を代行するという、手配例が載っております。3つ目につきましては、バス会社への周回と会場往復に必要なバス、鉄道との手配をサポートすることです。チケット代金以外の万博訪問に伴う費用は学校側の負担になりますということで例が載っております。

以上です。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） ありがとうございます。この調査のほうですけども、してもしなくてもいい、全部がしなきゃいけない、全部の学校がという、どういうふうに言われているのかということもお聞きしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 学校教育担当課長。

○学校教育担当課長（奥村 晃君） 希望調査につきましては、必ず答えるということとは特にございません。回答を希望する学校につきまして実施されるということです。

以上です。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 答弁にありましたように、学校が行事を学校の選択でや

れるということですが、やはり私としてはこのような危険な状態を、いろいろなところへ行ってみてもですし、それから情報も得て危険だということがよく分かったわけで、そのことでやはり万博は参加しないほうが子供の安全確保のためにということをお願いしたい、訴えをさせていただいたかったわけですので、またそこら辺のほうも考慮していただけたらと思います。学校ということで答弁されてるので、そういうことを訴えまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、ごみ行政について、3点ほど質問します。

1点目はごみ袋についてです。町民の方に、燃やすごみの袋が裂けやすいとの苦情を伺っています。ごみを入れようとするとうち裂けてしまい、使い物にならず、1回に2枚使わなければならないのとことです。リバースセンターで処理するときのために裂けやすくなっているのは分かりますが、ごみを入れる前から使い物にならない材質では困ります。もう少し丈夫な材質にすることを求めますが、答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（山本拓也君）　　当町の燃やすごみの袋は、愛知・犬上郡4町で構成する湖東広域衛生管理組合リバースセンターで作成しております。ごみ袋は年2回の耐久検査を受けており、国が規定する基準に合格したものを住民の皆様にお使いいただいております。

袋の耐久性を高めるよう仕様変更することについて、組合からは作成コストが上昇すると説明されていますが、裂けにくい袋にとの御意見は構成各町でお伺いしておりますので、さらなる工夫ができないか、引き続き組合の中で協議してまいります。

○議長（森野 隆君）　　11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君）　　前向きに考えていただいておりますことが分かりました。広域でごみ袋のことも取り組まれていますので、ちょっと前に聞いたことがあるんですけど、複数の業者の方が製造に関わっておられるということでした。私もごみ袋を使って感じていたのは、縦にさっとう下まで破れる袋もあれば、また別の20枚入りのを開けるとそうでもない袋もあるとか、そういうことが感じています。ですから、やっぱり裂けやすい袋にならないような研究をしていただいて、コスト面はまた考えていただくとしまして、裂けにくい規格に統一するというのを、また広域に提案していただくことを要望しまして、次の質問に移ります。

次は2点目ですが、燃えないごみの回収日についてです。ごみカレンダーで

年間を見ると、燃えないごみの回収日は第何週とは決まっておらず、回収日から次の回収日までの間が長かったり短かったりとまちまちになっています。定期的に第何週に回収すると決めてもらったほうが出しやすいという町民の方の声をお聞きしています。町民の立場に立ち、燃えないごみを回収する週を定期的に決めることを求めますが、答弁を求めます。

○議長（森野 隆君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（山本拓也君）　　当町では、毎年、彦根愛知犬上広域行政組合の中継基地のある小八木自治会とその協議のもとに、毎週水曜日を基準として燃えないごみ、ペットボトル、瓦礫を回収しています。この回収日は、祝祭日との調整に加え、収集ごみの量や収集を委託する事業者の稼働スケジュールによって地区ごとに調整しており、早々に統一することが困難ですが、収集事業者と更に協議し、住民の皆様の利便が向上するよう努めてまいります。

○議長（森野 隆君）　　11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君）　　ぜひよろしくをお願いします。

では、次の質問に行きます。3点目には、段ボールコンポストの取組についてです。

私は先日、段ボールコンポストづくりの教室に参加しました。ミカン箱など段ボール箱に腐葉土、米ぬかを入れ、そこに毎日の野菜くず、残飯などを混ぜて堆肥を作ります。手軽にでき、ごみ減量化につながり、環境に優しい取組だと感じました。

町では、生ごみ処理機への助成事業がありますが、それと並行してごみ減量化と環境を考える啓発事業として、段ボールコンポストづくりの町民の教室を開催したらどうでしょうか。このことについて答弁を求めます。

○議長（森野 隆君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（山本拓也君）　　コンポストは、可燃ごみの4割を占める生ごみを大きく減量しながら堆肥という資源を作ることができることから、当町では家庭用生ごみ処理容器設置補助金を設けて推進しています。今年度、当町が作成し、6月中を目途に各戸配布を予定しております住民向けパンフレット、チャレンジ家庭ごみ15%減量化作戦では、段ボールコンポストの作り方と利用方法を掲載しており、食品残渣の減少を啓発しています。段ボールコンポストづくり教室は、啓発する機会としても有効と思いますので、町内外で環境保全活動をされている個人、団体や関係機関とも取り組みたいと考えております。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧です。私もチャレンジ、私の一日ごみ減量作戦ですかね、15%減量化作戦ですよ。それを見させていただきまして、取り上げていただいているというのはよく分かりまして、やはりこの提案は間違っていなかったなと思ってます。それで、このことについては先日、新聞報道でも、学校の取組としても子供たちが段ボールコンポストづくりをしたということが、ほかの自治体のことですけれども載っておりました。そういうことで、大人も子供も広く呼びかけていただいて、ごみ減量化と環境改善の取組を広げていただきますようお願い申し上げます。

それでは次の質問に移ります。次に、建設・下水道課関係の町民の要望について質問します。建設・下水道課関係で町民の方から2つの要望をお聞きしています。

1つ目は、長野地先の不飲川浚渫の要望を長野新町の方からお聞きしています。この要望に対するの答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 一級河川の不飲川は県の管理河川となりますので、浚渫や雑木の伐採などは県において維持管理を行っていただいております。昨年度も、長野新町自治会に面する区間の上流部となる素掘りの区間で、浚渫や法面の整形を実施いただきました。今回要望されております区間につきましても、県において現地確認いただき、川の流れに支障があるなど影響が大きいと判断されましたら、浚渫や伐採をいただく旨、回答を頂いております。

現在、用水として水が必要な期間でもあるため、浚渫や伐採は非出水期となる秋以降に実施いただくこととなります。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） ありがとうございます。県のほうにもまた連絡を取っていただきましてお願いします。

それでは2つ目ですけれども、2つ目は県道松尾寺豊郷線を大型車が通行すると家が揺れるので対策してほしいとの要望を東出の方からお聞きしています。この要望に対するの答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 県道松尾寺豊郷線の東出地先は、スマートイン

ターチェンジを利用されます車両のアクセス道路となっているため、通行車両が多く、特に大型車両の通行時には、道路構造物や下水道マンホールをはじめとする占用物等の段差等により、騒音や振動が起こるものと存じます。

令和4年8月に東出区長様から、舗装の全面改修についての要望を頂き、直ちに県へ報告しています。また、今年の2月15日には、当課と自治会関係者が立会いの上、湖東土木事務所道路計画課長と担当者に現地確認いただき、騒音や振動につながる路面状況の現地踏査を行いました。

現地踏査の際にも、区長様から県に対し舗装の全面改修について再度要望いただきましたが、予算の都合上、全面改修ではなく、経過を注視して優先順位を決め、今後部分的な改修など行っていくとの答弁でありました。

また、町においても、下水道マンホールとの段差を解消するため、優先順位を設け、今年度の予算の範囲内で順次対応を行ってまいります。

沿線の住民の皆様には大変御迷惑をおかけしますが、少しでも騒音や振動が解消されますよう、今後も県と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 本当に地域の方とも話をしていただきまして、取り組んでいただけるということでありがたいと思います。よろしくお願いします。

それで、前の頃ですけれども、前に質問したときですけれども、どうしてもここばかり大型車がどんどん通ってるようなお話をよくお聞きしたんですけど、道なんて通らないという規制はできないと思うんですけれども、そういうことがないように交通量を分散させるということができないものかと思っておりますけれども、その対策について答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 交通量の分散としましては、まず同路線は名神高速道路の利用者が通行されるケースが多いと推測いたします。しかし、同路線は県道のため、車両に搭載されますナビゲーションシステムでも優先的なルート表示や推奨ルートとして表示がされるため、通行量は一定あるものと考えております。別ルートとして、インターから下りて国道307号を左折し東近江市方面へ向かわれても、上南の交差点には右折だまりがないため、下り車線で右折車両による渋滞が発生する

ことを憂慮し、県道松尾寺豊郷線東地先を通過されていると考えております。

そこで、新たな対策としまして、国道307号上南の交差点では、県が事業主体で下り車線側で右折だまりの設置と歩道整備を計画されております。このことから、将来、インターを下りて国道8号などへ向かわれる際の交通量も分散し、県道松尾寺豊郷線を通行する車両も減ってくると予想がされます。そのため、同事業による右折だまりの設置が計画どおり進むよう県と連携を図り、騒音、振動の軽減に少しでもつなげるよう、町も取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） それでは最後の質問に移ります。

最後に障害者の災害時の避難対応について質問します。

先日、町の第4次障害者計画・第7期障害者福祉計画・第3期障害児福祉計画と書かれた冊子が手元に配られました。その中に、18歳以上と18歳未満の障害者手帳を持っている方へのアンケート結果が記されています。その中の③、災害時の対応についてのところで、18歳以上で、「一人だけのときに近所に助けてくれる人はいるか」の問に対して、「わからない」が34.6%、「いない」が33.0%、「いる」が25.1%でした。災害発生時に助けてくれる人がいるのは4人に1人だけで、4人に3人は避難が困難になると考えられます。

また、5月定例全員協議会での福祉防災の推進についての説明では、町で避難行動要支援者名簿、個別調書を保管している避難行動要支援者の対象者の約4,200人の名簿を災害が発生してから提出して活用できるのか、本人・家族の申請による登録制になっている個別調書は登録者約160人で少ない、国が自治体の努力義務としている個別避難計画をどのように作成するのかなどが課題であるとのことでした。4人に3人が避難が困難になるという状況を解決する対策が必要です。

災害の発生に備え、障害のある方全員が安全に確実に避難するためにどのようなことが必要なのか、どのような具体的な取組が必要なのかについて答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） お答え申し上げます。

愛荘町では平成28年に、災害が発生または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方を対象とした避難行動要支援者避難支援計画を策定して

います。

この計画の中で、障害のある方も含めた避難行動要支援者の避難行動の特徴や配慮したい事項を掲載しています。例えば、視覚障害者では、避難行動の特徴として状況把握が困難で被害状況を知ることができない。災害時には、住み慣れた地域でも状況が変化しいつもどおりの行動ができなくなるとし、必要とされる支援として、安否確認、避難所への歩行支援が必要、避難勧告等が出されたときは必ず知らせ、必要に応じて読み上げるとしています。このように、障害ごとに避難行動の特徴や必要な支援を掲載しています。

今年1月に発生いたしました能登半島地震では、改めて災害の恐ろしさと日頃からの防災意識、防災訓練の必要性を感じることとなりました。町では積極的に災害弱者をなくすため、地域共生社会の在り方の最たるものは災害時の助け合いであることを啓発するため、4月に開催いたしました区長総代会において、各種名簿の状況や個別避難計画の考え方等について説明をさせていただきました。

区長総代会の後、作業所と近隣地域との合同防災訓練の実施について自治会から提案を頂き、町から福祉課だけでなく、くらし安全環境課も計画協議の段階から会議に参加させていただいております。

障害にはそれぞれの特性があるため、一律で対応できるものではありません。しかし、地域の皆さんや行政が寄り添うことで解決できることはあります。確実な情報の確保、提供と、実践的な訓練が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧です。今、答弁いただいたわけですが、本当に障害の形態、種類、いろいろな障害の方がおられます。なので、それぞれその人に合った、障害者の方に合った避難行動の援助というのは本当に様々なことが考えられると思いますし、そして避難所においてもいろいろなことで対応が必要やと思います。この4月から補聴器の購入補助のほうをしていただきましたんですけれども、それも避難にも必要になるからということで、聴覚が大変な方、難聴の方が避難するときにも、やはり情報が得られないと大変ということで、高齢者だけではなくて18歳以上ということでされたという経緯が、この答弁の中でもお聞きしておりますし、本当に大変なことではあると思うんですけど、やはりまず突然の事態に備えて、その

人一人一人がその地域にどういう障害の方がおられるかということをよく把握して、その方に合った避難の仕方を、その自治会なり近くの方が把握するということが一番大事だと思います。

それで私がそういう質問をさせていただいたんですけれども、この間の全協で、先ほど申しあげました全協の説明でちょっと考えたわけなんですけれども、具体的に行おうとしているのが、避難行動要支援者の名簿の活用や、個別調書の登録者数を増やすことを行政のほうにされるということをお聞きしました。それらを基礎にした個別避難計画を作成するというのは本当に必要だと思います。これがまだ手がついていないということでしたが、本当にこれは突然の災害に備えて必要なことだと思います。災害が起こったときに障害者の方と同行して避難する手だては絶対に必要なことで、住民同志の助け合いは、つまり共助が中心になるのだと考えます。もうこれなしではあり得ないと思います。個別避難計画は、町が地域の自治会や自主防災組織、また民生委員、児童委員、医療、保健、福祉の専門職などの関係者と協力して作成することとされています。施設に入所されている方は医療、保健、福祉の専門職等の関係者と協力して計画を作成することになるとは思いますけれども、自宅で暮らしている障害者の方の個別避難計画は地域の自治会の組織がなければ作成できないといっても過言ではないと考えています。障害者だけではなく、高齢者の方もこの要支援者に入りますけれども、現在、自治会ごとの個別避難計画の取組状況について答弁を求めたいと思います。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。個別避難計画の取組について、各自治会の状況調査を行っておりませんので、現在のところしっかりと把握はしておりません。お聞きしておりますのは、以前から山川原地域では防災に対する熱心な取組を推進されており、個別調書を1件1件回って作成、このことは個別避難計画へつながっていくものと考えております。

また、東円堂地域では、小学生を対象にしたキャンプでの防災体験、長野西地区では区民防災訓練において車椅子等での避難訓練を実施されるなど、防災意識の高い自治会があります。障害のある方、高齢者等の避難行動要支援者にしっかりとスポットが当たるよう、避難行動要支援者名簿の活用、それと個別調書の登録推進、個別避難計画の作成の重要性について、4月に開催されました区長総代会におきまして、地域

の代表の皆さんへ地域共生社会での重要な取組として、これを説明させていただきま
した。

議員御指摘のとおり、個別避難計画は、地域の自治会組織の御協力があればこそ、
より実践的で有効な計画になると認識しております。誰も取り残されない取り残され
ることのない防災の在り方を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 今、本当に個別避難計画が必要だという答弁も頂いたわ
けなんですけれども、自治会の役員をされてるある方にお聞きしたわけなんですけれ
ども、その方がおっしゃるのには、対象者と一緒に避難する人を具体的に決めている
が、援助者が高齢になってきて、若い人に更新することが必要になってきている、そ
してそれがとても難しいというお話をお聞きしました。そういう避難計画を、個別避
難計画、今の答弁もありましたように、もう既に取組をされている自治会も、進んで
いる自治会が幾つもあるんですけれども、その中でもまたこういう更新とか、若い人
が代わってもらえるかどうかとか、そういうすごく難しい状況があるということ、
このお話をお聞きして感じました。本当に自治会組織の存続というのは、本当に10
年後どうなるんやろうというふうなことで心配もされている、本当に難しくなってい
る中で、個別避難計画の作成ができるんやろうか、困難ではないのかという不安もあ
ります。また、現在、自治会組織に加入されていない避難行動要支援者もおられると
思います。やっぱり町営住宅なんかでも、障害者の方、高齢者の方多いです。でも、
町営住宅の場合は自治会もないし、そういうことは進んでないと思うんですけれど、
そういうところはどうするのかという、ほかにもあると思いますし、例えばそういう
ことがあると思います。なので、個別避難計画の作成は、やっぱり行政だけじゃなく
て多くの方の協力が必要ですし、時間と努力を要すると考えるんですけど、全ての避
難行動要支援者が安全に避難するためには、やっぱり何遍も言いますけれども個別避
難計画、どうしても何というか、町で全町挙げてのそういうものが必要だと考えま
すので、やはり今申し上げたようなこと、繰り返しにはなるわけなんですけれども、そう
いう見解、そして計画策定に向けてどういうふうに今後展望を持ってされるのかとい
うことを、再度になるかもわかりませんが求めますので、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。人生100年時代と言われるようになり、元気で社会に一翼を担っておられる高齢者はたくさんおられます。災害が発生する時間帯によっては、現役世代が仕事で出払っている場合もあり、お家におられる高齢者同士が助け合わなければならない状況も出てきます。あらゆる世代が自分たちにできることを実践できるよう、地域における共助の在り方をデザインしていくことが大切であると考えます。超高齢社会の中で、防災に対する取組も変容していくと認識しております。自治会組織の存続が難しくなっていく状況については、今後における傾向と捉える必要があるというふうに考えております。こういった中では、その方に関わっている人や機関が中心となって、対象者の掘り起こしや個別避難計画の策定の中心となっていただくことが想定されます。以上が見解となります。

また、個別避難計画の作成における展望については、くらし安全環境課、健康推進課、みらい創生課等、庁内各課と調整を図る必要がありますが、現在、登録いただいている個別調書に避難に関する内容を盛り込む形で、更に登録者数を伸ばす取組を行ったり、モデル地区を設定させていただき、先進事例をつくることで、ほかの地域での取組を広げていくなど、よりよい方法を生み出していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○11番（瀧 すみ江君） これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森野 隆君） それでは、11番、瀧 すみ江君の一般質問を終わります。ここで、本日の会議は議事の都合によりあらかじめ延長を行います。

◇ 外川善正君

○議長（森野 隆君） それでは、一般質問を続けます。9番、外川善正君。
外川善正君。

○9番（外川善正君） 9番、外川善正。行政における一般業務及び重点施策等の管理と運営について、一問一答で質問を行います。

令和5年度から令和6年度における重点施策及び一般業務等との運用について、また進捗管理等についてもお尋ねします。

業務の進捗管理は全ての業務で実施しておられ、報告についてもタイムリーに実施

することが必要であると考えます。従来、定例会開催に合わせ、各々の常任委員会において、各担当ごとに該当の担当課で必要と思われる業務の進捗状況並びに管理について説明があり、また重点施策の報告もあったと記憶しております。

しかしながら、ここ数年は重点施策においては、令和5年度、令和6年度の2か年でおおむね20億円の税が動きますが、明確な報告も説明もなかったように思っております。

これらについては総合計画に合わせた展開となっておりますが、事業推進の進み具合により変更になっているかもしれないといった終わり方になっているものもあれば、時期をスライドさせて実施されておられるか分からない点が見受けられます。また、一般業務においても同じことが言えるのではないかと思います。そのようなことから、次の点についてお尋ねします。

1点目について、ほとんどの一般業務の実施状況について、どのように進捗管理を実施しておられますか。また、重点施策についても上記と同様にお答え願います。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 一般業務であるか重点施策であるかにかかわらず、業務の進捗管理は、各事業を円滑に進めていくために欠くことのできない重要なプロセスであると認識をしております。重点施策以外の一般業務の進捗管理については、全ての事業を網羅しているわけではございませんが、各セクションにおいて各担当がそれぞれ担う事業の進捗を管理しており、更にその所属単位、部局単位で管理をいたしております。

○議長（森野 隆君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） 進捗管理が重要なプロセスとしてやっていますということもよく理解できます。そして、一般業務たくさんあるんですが、全てが全てその管理することは不可能であり、その中でも重要なことをやっておられるのではないかなと思います。今、答弁の中にもありましたように、各担当も各セクションにおいて進捗管理をやり、そして部局単位に、ちょっと聞き間違ったかもわかりませんが、部局単位に管理してるというようなことを言われたんですが、部局単位で管理することはどういうことですか。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 町の行政、様々な分野ございます。それはそれぞれ基本的に

は課長の下に係長もいてというところにおいてプロジェクトを進めておりますけれども、またそれぞれの課の上に政策監ということで配置をいたしておるものでございますけれども、各事業のそれぞれの新規に着手したものと、毎年恒常的に実施をしている事業等々ございますけれども、それぞれにおいてはミーティング等々をそれぞれの部局において実施をしているということの意味合いにおいて御答弁申し上げたものでございます。

○議長（森野 隆君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） ありがとうございます。私の記憶とは、ちょっと今の町長の御答弁とは食い違っている点がありますので、1つは確認しておきたいと思えます。ここ何年か前に部長制を取っておられて、それから政策監いうふうに変更されました。それはなぜかという、その当時の私の記憶ですので間違ってるかもわかりませんが、その当時の話ですよ、現在の課長の質を上げ育成を図るために、もっと課長に責任を持っていただいて業務をきちんと進めていきたいことから、部長を外して政策監に置き換える。政策監になった方は何をされるかという、条例とか、そしてこういうような一般質問とか、そういう議会に関するところ辺の部分をやっていただくというふうに変更になったように記憶しております。今、この部局ごとに管理というのは、ちょっと引っかけたんやわ。なぜか言うと、今まで10あるうちの10を課長が管理してても、ひょっとしたら1つ落ちたるかわからん。だから、それを今まで部長がリカバリーして全体で漏れを防いでいたと。ところが今はそれがなくなって、全面的に課長に責任を持っていただくところから、この担当内の業務が繁忙しとるんではないかなというふうに感じております。

ここでちょっと実態をお聞きしたいんですが、よろしいですか。経営戦略課長にお聞きします。経営戦略課では、幾つかの施策を進めていく中で、一般業務の中で特に進捗管理をしやなかあかんという業務は幾つぐらいありますか。幾つやない、適当でいいんで、何%ぐらいでも結構ですので、そこはお任せしますが、それとどのようなもので管理されているのか教えてください。

○議長（森野 隆君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

一般的な例ということで申し上げましたので、今、私のほうが頭の中に浮かんだものにつきましては、やっぱり人事の職員管理といいますか、定数管理というか、今、

今回も議員の皆様から御質問があった職員数をどうしていくのかという部分につきましては、職員定数管理計画、毎年策定しているものに基づいて、その係の中で協議をして、この時期には採用試験しましょうと、また最近特に入れておる部分につきましては、経験者採用の枠をどのタイミングで実施すればいいのかという部分を係内で協議をした上で実施して、それをまた来年度、この時期はやっぱり少し他の町と被ったとか、そういう部分で研究しながら、愛荘町のほうの職員採用のほうを進めておるという部分でございます。

○議長（森野 隆君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） それで、それらの進み具合とかそういうようなものは、どのような形で管理してるか。自分の頭だけで管理してるんか、それとも何か書いたもんで様式を残してやってるのか。そこをちょっと教えてください。

○議長（森野 隆君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） 進め方の管理の部分についてお問いを頂きました。会議ごとに様式は特には定めておりませんが、会議の内容等を記録としてまとめた上で情報共有して、それが誰もがみられるような共通のホルダーに入れて管理しておるという状況でございます。

○議長（森野 隆君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） そしたらもう一つの課、お聞きします。福祉課長、今と同じような質問で、聞いておられましたか。それ、お答え願います。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） 福祉課の事業につきましても、どこの課でも同じようにはされてると思うんですが、各担当からスケジュール感を聞きながら、課長がどの程度進捗状況ができていくかというのを政策監に報告するような形で管理のほうをしております。また、議会での質問等、これも各課同じやと思うんですが、あった場合については、その質問がいつまでにどの程度どうなったら完成かというようなことで、進捗状況の管理をする一覧表のほうを全課が管理しておりますので、それにのっとり進捗状況の確認もできるというような状況になっております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） 町長にお伺いします。その一般業務については、進捗状況、

そのような各課における一般的な部分よりもうちょっとレベルの高いところ辺の業務については、報告を受けておられますか。おられませんか。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） それぞれによりますけれども、事柄事柄で、基本的にそこにより政策的な判断ということが入らない物事に関しては、毎年の定形の形の業務に関しては、それぞれの部局でお守りを頂いているということでございますし、それ以外の部分に関しての進捗ということに関しましては、私も毎朝の朝礼等々で各政策監とはかなり密に連携取りながらやっておりますので、今の事業の推移等々ということは結構密に御報告を頂いたりということでは進めているというところはございます。

○議長（森野 隆君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） ありがとうございます。大体、実態は今お聞きした点で分かったんですが、私が思うには、やはり書いたもんでどんな様式やそれはいいんですけど、書いたもので課の方がその計画どおりに進む中で自分の業務をこなしていく、ということは、一般業務を進めてる中で、計画性のないところがトップダウンでぽっと置いてきたら、やっぱり上司の方からのオーダーやからそれを先にしやなあかん、ということは自分が持つてる業務もちょっときつくなってくるやろうと。だから、その業務についてはできるだけ私は書いたもんで計画どおりやって、それがスムーズに行くことによって、その課の中も円満にいけるんじゃないかなというふうに感じました。今は一般業務についてお聞きしました。

次に、重点施策の進捗管理。重点施策についても、一般の実施状況と同じように、どういうふう to 実施されておられるかお聞きします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 重点施策については、総合計画に掲げる重点戦略プロジェクトの3つの柱であるひとづくり、しごとづくり、まちづくりと連動しているもので、分野横断的に実施をしています。

そのため、進捗管理については、外部有識者等の協議を踏まえ各政策監及び教育次長が担うこととしており、事業をスタートする際の目的共有や課題などを適宜、町長をトップとする政策推進会議の場において議論し合意形成を図っているものでございます。

なお、進捗管理で重要なのはマネジメントであると考えております。マネジメント

は施策の進捗を監視し、目標が計画どおりに達成されるよう調整する機能や、人材等の効果的な配分のほか、事業に関するリスクの軽減、問題解決といった組織力の維持、向上を担うものであると認識をしております。

○議長（森野 隆君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） 確かに、政策調整会議というのは、進めてるうちに違う方向へ向いてないかというので、軌道修正することについては一番メリットのある会議やと思います。それはそんでいいんですが、この重点施策、5年度、6年度、次、7年度、23、24、25の3年計画に沿って作っておられると思っております。それらについて、同じように複数課が1つの項目で複数課の担当が受け持っている部分ありますね。こういうような部分についての進捗管理とかいうのは、政策監が担うというふうに先ほど言われたと思います。政策監でそれでいいのか、今の組織構成の中で。

それが1つと、どのような様式でもって、どのような形でその政策会議に臨んでおられるか。みんな頭の中に入れといて、ぱっぱっぱっ口頭でしゃべって進めておられるんでしたら大したもんです。私は頭が下がります。実態はどうか教えてください。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 課をまたいで実施する事業というのは、特に地方創生の事業であったりします。この地方創生の事業につきましては、目的、目標の1つでございますけれども、それに向かって取り組む事業というのは、例えば観光の分野であったりとか、産業の分野、また教育の分野といったところで、非常に各部局またがって事業のほうを進めておるところでございます。その進捗管理につきましては、まずその外部有識者の協議というところで未来創生会議がございます。そちらのほうでも議論を、進捗のほうも御報告をさせていただくとともに、まずその関係課が寄りまして、担当と中心となる事務局の課がその進捗を確認するというところでございます。また最後、最終的にこの事業の成果であったりとか実績見込みについては政策推進会議で諮るというような形で、幾つかの層に分かれて事業の進捗のほうを管理しているというような形になっております。

○議長（森野 隆君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） すみません。そこでちょっと今の答弁の中でお答え聞かせて

もらいまして、ちょっと思ったんですけど、その外部の方を交えて調整会議を開かほかんのかな。それは外部の方を入れてやるのは、スタート時だけでいいん違いますか。進捗会議をしていく中で、外部の方を入れてマネジメントをしていくということは、一番最初のマネジメントがきちりできてへん違うん。外部からの有識者にヒントをもらうのは、スタートするときに目的がここにあつてそれに向かつてやるにはどうしたらええかというのを、外部の方も交えて1つのものをつくり上げて、あとは決まったことをきちり進捗していくのが普通違うんかなと。今、何か外部の人を入れるとか言わはつたな。だからそこをちょっと、この外部の方を入れるいうのを教えてください、なぜかいうのを。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱（西川傳和君） すいません。ちょっと説明の中で、進捗管理していく団体のところが混ざってしまったんですけども、外部有識者と政策推進会議は別になっております。外部有識者との協議というものは、町民であつたりとか専門家であつたりといった方で組織をする未来創生会議という団体です。そちらの組織で、当市の目標であつたりとか事業計画、また事業の進捗、実績というものを進捗管理等をして、評価をしていただく団体です。それとは別に町内の政策監以上で組織する政策推進会議において、その地方創生の事業であつたりとか、そういう事業の進捗等は共有するところになっております。

ちょっと先ほどの説明、混ざつたような説明をさせていただいたんですけども、あくまでも外部有識者の団体というのは外部有識者で、政策推進会議というのは政策監以上の職員で組織する団体という形になります。

○議長（森野 隆君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） そこで、くどういようですが、もう一度お聞きしますけど、その重点施策、重点戦略の1、2、3あつたあの項目を推し進めていくのに、先ほどの言葉の中に、政策監が担うと、教育次長も含んでいただいた政策監の中で進めていくということは、その進捗管理は政策監だけがやってるんですか。それとも、関連する業務のある課長まで下ろしてやってるんか、そこを教えてください。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 重点戦略というか、重点に掲げる重点的に進めるべき事業につきましては、答弁にありましたとおり、3本柱で進めております。そのそれぞれの事業の進捗といいますのは、もちろん実施するそれぞれの課、担当が事業の進捗を把握するとともに、もちろんその係長、また課長と政策監という形で、順に下から上がっていくというところがございます。もちろん、その進捗状況を最終的に制作推進会議で確認した上で、その最終的な実績に向けて、遅れているものに関しては進めるような指示であったりとかというものは、まだ上のほうから順番に下りていくというような形で、その事業の動きにつきましてはそれぞれの段階で確認をしているというような流れになっています。

○議長（森野 隆君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） そこで、先ほどもう少し前に質問しました、その管理する媒体いうんか、それは何を使うておられますか。各担当課まで実施していただく内容があるということを言われましたね、今。だから、その政策監が持ちつつ、各課単位の担当者までがやってるのかどうか、それは分かりませんが、そこへ、こんなんやってますよいう、こんなんが進んでますよというのを共有できるように何か書いたもので言うてるんか、何かの課長の口頭でぱぱっと言うてるんか、そこを教えてください。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） どういった媒体を使ってその情報共有をするかという部分でございすけれども、例えば地方創生の事業ですと、一定そういった様々な関係する事業を集めまして、資料としては10ページから15ページぐらいの資料を作成して共有するというのもございます。また、それ以外の事業にもよるんですけれども、一定その資料、パワーポイント等で1ペーパーにまとめたもので進捗管理、まず今後の進め方等を共有するというような形で進めておるところでございます。

○議長（森野 隆君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） それで先ほどもお話がありましたように、順調よう進んでる部分もあれば遅れている部分もあると。遅れている部分というのは、全体、総務産業、それで教民、そういうような部分が当初描いたとおりみんな進まないとおかしいでしょう。だから、どっかが遅れた場合、これを早うせえよいうてぱっと言うてしまったら、その担当はその時期だけむちゃ忙しいなと思いませんか。だから、どんな進捗

管理表やら知らんけど、言葉はいろいろありますわ。それをちゃんと担当まで渡して、ここまでにはこれをするんですよということをあらかじめやっぱり知らせて仕事をしていく、それが管理違うんかな。だから、そこがやっぱりポイントやと思うねん。この急にトップダウンでこれせえあれ言われる部分があったら、それは課長も大変やし、係長も担当も大変、みんなが大変になる。だから、管理いうのは物すごく大切やねん。

それで、次に2点目に行きます。の1つ、報告される施策とされない施策は何をもってすみ分けを行っておられるのか、考え方をお尋ねします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 報告するものとそうでないものすみ分けはどの御質問を頂きました。大変重要な点であると存じます。一般論として、まず愛荘町行政に関わる全ての事象となりますと、範囲も量も膨大過ぎて、時間的な側面からも関係する人の多さからも、また議員各位の御関心の向きからも、現実的にはその全てを共有、報告ということは難しいということは御理解を頂けるものと存じます。

その上で、基本的な指標と運用として、新規または拡充の事業、国や県等による制度改正に伴う事業の見直しや廃止、住民の皆様大きく影響を及ぼす可能性のある事業等につきましては、適宜、議会全員協議会の場において協議、報告させていただいているものと認識しております。

過去の全員協議会の次第を御覧いただいても、内容も実に多岐にわたるものがあることは御承知いただいているかとも存じます。

また、全員協議会においても、それ以外の場面においても、各々の議員から、これに関しては報告を求めるや、町から報告をしたほうが良いぞというように御意見や御助言を頂くこともありがたいことにございますので、月に1度定例化いただいていることもあり、議会の皆様との密な情報共有に細心の注意で臨んできているものでございます。

ただ、時点における時事問題や事柄、御関心によって、ここは足らざるという点がございましたら、事前でもその時点でもお教を頂きますればありがたいことでありますし、準備を重ねてまいりたいと存じております。

○議長（森野 隆君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） ありがとうございます。おおむね私の質問したことは、大体お答え願ったと思っております。ただ、令和5年度、令和6年度の重点施策、これは

私、5年度の実績報告は、私も5年度はちょっと体を悪くして休んでるときもあったかも分らん、その間に説明があったかもわかりませんが、あまり5年度の実績報告としては聞いてないんです。聞いてなかったにもかかわらず、6年度予算表を見たときに、予算特別委員会で若干私、質問したことがあると思います。そのときも割合、明確な答えはなかったんですね。そういうような重点施策やらは実績報告とか節目節目ではやっていたのか、やられてなかったのか。また令和6年度からはどのような格好で進めていくかというのは、そこら辺は実際は政策監が進めていくのが大事になると思うんで、どんな考えしておられるか、政策監にお伺いします。生駒課長、お願いします。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） ありがとうございます。基本的に、令和5年度の実績の報告のことを今おっしゃったというふうに思っております。これにつきましては、例年、決算時期に、重点施策も含めてですけれども、報告のほうをさせていただいているというような状況でした。それと、過去におきましては、各常任委員会で主要な施策の進捗状況の報告を過去はしておりましたけれども、ちょっと議会いろいろ改革をしていただいている中で、今それぞれ重要な調査研究、課題協議する、今でしたら湖東三山とか街道交流館とかそういったものをピックアップしていただいて協議している場というふうに変りつつございますけれども、過去はそういったところでの報告をさせていただいたというところでございます。

○議長（森野 隆君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） 私も、今言われたことは若干そういう部分もあったかなということは実感してます。ただ、その前におっしゃられた5年度の実績報告は、決算時にすると言われましたね。それでは遅いん違うんかな。なぜか言うと、令和6年度の重点施策は令和5年度の実績報告をもって計上するのではないのか。決算でやってるんやったら、令和4年度の決算報告をもって令和6年度予算をつくってるいうふうになる。そうならへんかな。9月の決算時に報告するというのは、それは1つはそんでいいですわ。それは節目が金も一緒になって。ただ、令和5年度はどうやったというのはきちっと把握して、それが令和6年度に反映されやなおかしいでしょう。5年度の継続は6年度の継続になる、それは当然や。5年度継続であったものが、6年度に拡充になったら、新たなものがここに載ったという見方やね、あれ。だから、そこら辺

はこの報告されなかつても、部内できちんと押さえといてください。聞いたときは答えてください。あの項目はこんだけでこうなりましたよということを、あえて全部まとめて報告してくれとは言いませんので、聞きに行ったときには答えられるように、各々の政策監の方が把握しといていただければ結構です。

最後に、業務の進捗管理及び運用管理については、日常の業務運営に影響を与える部分は多々あると考えておられるか、お尋ねします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 業務の進捗管理及び運用管理は、次の点において日常の業務運営に大きな影響を与えると認識をしております。

進捗管理により、どの業務を最優先に行うべきかが明確になり、効率的な時間の使い方が可能となることに加え、事業効果の早期発現につながります。

さらに、進捗状況等を関係者間で共有することにより、組織内のコミュニケーション力が高まり、通常時はもちろんのこと、課題や遅延が発生した際にも迅速に情報を共有することが可能となるため、早期に対策を講じることができます。

これらの効果により、組織全体の機能が向上し、目標達成に向けた一貫した業務運営が可能になると考えております。

○議長（森野 隆君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） 大変ありがとうございました。先ほどから縷々お話しさせていただいたんですが、その進捗管理とか日常の業務管理、そういうようなもんをきちんとすることによって、各担当内の業務もスムーズに流れていくというふうになってくると、そんなもうミスとかそんなんは起こらなくなってくるやろうと私は思うてます。だから、それぞれがいろいろなことに問題意識を持ちながら、我々議員も含めて提案していきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（森野 隆君） それではこれもちまして、9番、外川善正君の一般質問を終わります。

◎延会の宣告

○議長（森野 隆君） お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 異議なしと認めます。よって、本日これで延会することに決定しました。

再開は明日6月11日午前9時から本会議を開催いたします。本日はこれで延会いたします。また、放映を御覧の皆様には大変御不便をおかけしたことをお謝り申し上げます。どうもすいませんでした。それでは、大変御苦労さまでした。

延会 午後5時00分